

第一百二十六回国会 農林水産委員会議録 第五号

平成五年三月二十四日(水曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長

理事 金子徳之介君

理事 御法川英文君

理事 佐々木秀典君

理事 宮地正介君

理事 岩村卯一郎君

理事 内海英男君

理事 大原一三君

理事 久野統一郎君

理事 鈴木俊一君

理事 鳩山由紀夫君

理事 星野行男君

理事 田中恒利君

理事 野坂浩賢君

理事 山口鶴男君

理事 藤原房雄君

理事 小平忠正君

農林水産大臣

官房長官

農林水産省經濟局長官

農林水産省農蚕園芸局長官

農林水産技術会議事務局長官

農林水産省農業水産長官

農林水産省農業水産次官

農林水産省農業水産大臣官

農林水産省農業水産大臣

委員外の出席者

公正取引委員会

伊東

章二君

品表示指導課長

串原

義直君

環境自然保護課長

富塚

三夫君

農林水産大臣官房審議官

中須

勇雄君

農林水産省経済局統計情報部長

高島

道夫君

農林水産委員会調査室長

黒木

敏郎君

委員の異動

三月三日

辞任

久間

章生君

松岡

利勝君

鈴木

耕輔君

大吉君

一夫君

正彦君

宗男君

三ツ林

跡太郎君

有川

清次君

遠藤

登君

田中

恒利君

野坂

浩賢君

山口

鶴男君

藤原

房雄君

小平

忠正君

出席政府委員

農林水産大臣

官房長官

農林水産省經濟局長官

農林水産省農蚕園芸局長官

農林水産技術会議事務局長官

農林水産省農業水産長官

農林水産省農業水產次官

農林水産省農業水產大臣官

農林水産省農業水產大臣

出席國務大臣

官房長官

農林水産省農業水產大臣

農林水產大臣

農林水產大臣

農林水產大臣

農林水產大臣

農林水產大臣

農林水產大臣

農林水產大臣

農林水產大臣

出席政府委員

農林水產大臣

官房長官

農林水產省經濟局長官

農林水產省農蚕園芸局長官

農林水產技術会議事務局長官

農林水產省農業水產長官

農林水產省農業水產次官

農林水產省農業水產大臣官

農林水產省農業水產大臣

農林水產省農業水產大臣

農林水產省農業水產大臣

農林水產省農業水產大臣

同日

宇都宮真由美君

遠藤

登君

志賀

一夫君

山口

鶴男君

辻

一彦君

石橋

大吉君

倉田

栄喜君

補欠選任

宇都宮

真由美君

遠藤

登君

志賀

一夫君

山口

鶴男君

辻

一彦君

石橋

大吉君

倉田

栄喜君

顧(北沢清功君紹介)(第五五六三号)

同(清水勇君紹介)(第五五六四号)

同(堀込征雄君紹介)(第五五六五号)

同(木島日出夫君紹介)(第六一二二号)

同(串原義直君紹介)(第六一二三号)

同(串原義直君紹介)(第六一二四号)

同(堀込征雄君紹介)(第五五六七号)

同(清水勇君紹介)(第五五六八号)

同(堀込征雄君紹介)(第五五六九号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第七三三七号)

同(串原義直君紹介)(第七三三八号)

同(井出正一君紹介)(第七三三九号)

同(羽田政君紹介)(第七三四〇号)

同(宮下創平君紹介)(第七三四一號)

同(村井仁君紹介)(第七三四二号)

同(和田貞夫君紹介)(第八二〇号)

同(和田貞夫君紹介)(第八四五〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の

変化に即応して行われる水産加工業の施設の改

良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に

関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出

第三九号)

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四〇号)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出

第五〇号)

森林・林業施策の充実と山村の復興に関する請願

案(岩村卯一郎君紹介)(第四八七号)

中山間地域振興対策の充実・強化に関する請願

(岩村卯一郎君紹介)(第四八六号)

農林水産省農業水產大臣

閣提出第四四号)

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四五号)

農林水産業の振興に関する件(畜産問題等)

畜産物価格等に関する件

○平沼委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合法の一部を改正する法律案、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案、水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案の四案を一括して議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。田名部農林水産大臣。

この間、政府といたしましては、本法に基づき、近海低利用資源の食用加工品の原材料としての有効利用と、新製品、新技术の開発導入等による水産加工業の体质強化の促進に努めてきたところであります。

本法は、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととされておりますが、最近における水産加

工業を取り巻く状況を見ますと、各国の二百海里内における対日漁獲割り当ての一層の削減に加え、水産資源の保護等の観点から、公海における漁業についても規制が拡大されるなど、国際的な改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措

置に関する法律案の一部を改正する法律案

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田名部國務大臣 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び改正内容を御説明申しあげます。

本法は、北洋における外國政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工原材料の供給事情の著し

い変化にかんがみ、これに即応して行われる水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けを行うことを目的として、昭和五十二年に制定されたものであります。

その後、本法は、昭和六十年代に入つてからの二百海里体制の強化及び水産加工品の輸入の増大に対処するため、昭和六十三年に改正され、水産加工業の体質を強化するための研究開発等に必要な資金についても、貸付けを行うこととされました。この間、政府といたしましては、本法に基づき、近海低利用資源の食用加工品の原材料としての有効利用と、新製品、新技术の開発導入等による水産加工業の体质強化の促進に努めてきたところであります。

本法は、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととされておりますが、最近における水産加

工業を取り巻く状況を見ますと、各国の二百海里内における対日漁獲割り当ての一層の削減に加え、水産資源の保護等の観点から、公海における漁業についても規制が拡大されるなど、国際的な改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措

置に関する法律案の一部を改正する法律案

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

証制度につきまして、借り受け者の利便を図る観点から見直すことが求められております。

政府といたしましては、このような状況を踏まえ、沿岸漁業の経営の改善と次代を担う漁業者の養成確保を図る観点から本資金制度を改正することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、最近の水産資源や漁場環境の悪化等の

状況変化に的確に対応した新たな沿岸漁業の経営

の展開を図っていくために、経営等改善資金につ

いて、従来の近代的な漁業技術等の導入に必要な資金に加え、合理的な漁業生産方式の導入に必要な資金を新たに貸付対象とすることとしておりま

す。

第二に、意欲ある青年漁業者等の養成確保を図るため、現行の後継者等養成資金を青年漁業者等

養成確保資金に再編し、漁業外からの新規参入青年等も含め幅広い層に対応し得るよう、貸付対象の範囲を新規参入者等を含む青年漁業者、漁業

後継者の養成のための無利子資金の貸し付けを通じて、沿岸漁業の健全な発展と漁業従事者の福祉の向上に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、近年の沿岸漁業をめぐる漁業規制が一層重要となる一方で、我が国周辺水域における水産資源の状態は総じて悪化傾向にあり、また、養殖業をめぐる漁場環境の悪化が進むなど厳しい状況にあります。このため、このような状況変化に的確に対応した新たな漁業生産方

式を積極的に導入し、沿岸漁業の経営を改善していくことが求められています。

また、漁業就業者の減少、高齢化が一層進行する中で、特に次代の漁業を担うべき後継者が著しく減少し、漁業の担い手の脆弱化が危惧されており、すぐれた技術及び経営感覚を持った担い手を幅広く養成確保することが急務となつております。

さらに、沿岸漁業改善資金の償還期間等及び保

証制度につきまして、借り受け者の利便を図る観

点

から

見直す

こと

が

あります。

第三に、経営等改善資金及び後継者等養成資金の拡充に伴い、借り受け者の利便を図るため、償

還期間及び据置期間を延長するとともに、保証制

度

につい

ても、従来の保証人による保証のほか、

金とする」ととしております。

第三に、経営等改善資金及び後継者等養成資金

の拡充に伴い、借り受け者の利便を図るため、償

還期間及び据置期間を延長するとともに、保証制

度

につい

ても、従来の保証人による保証のほか、

金とする」ととしております。

第三に、経営等改善資金及び後継者等養成資金

の拡充に伴い、借り受け者の利便を図るため、償

還期間及び据置期間を延長するとともに、保証制

度

よりであります。が、制度面においても、水産業協同組合の行なうことができる事業の内容を充実するとともに、執行体制の強化を図る等の改善を進めいくことが緊要となつております。

このため、今般、水産業協同組合法の一部改正を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、漁業協同組合等の事業内容の充実等を図ることとしており、資源管理型漁業を推進する見地から、水産資源の管理を漁業協同組合等の事業として位置づけるとともに、漁業協同組合等は水産資源の管理を行ったための資源管理規程を定めることができます。また、漁業協同組合の漁業自営につき、技術の進展、漁業の担い手の減少等の状況にかんがみ、その要件を緩和することとしております。さらに、組合員のニーズに対応して、漁業協同組合等の信頼事業の実施権能を拡充することとしております。

第二に、漁業協同組合等の執行体制を強化するため、理事会及び代表理事を法律上設置することとするとともに、学識経験者等の理事への登用の促進の観点から、正組合員以外の理事の枠を拡大することとしております。また、内部牽制による的確な業務運営を確保するため、監事の業務、会計監査機能の拡充等を図ることとしております。

第三に、漁業協同組合等の事業規模の拡大を図るため、信用事業、販売事業等の譲渡を円滑かつ適正に推進するために必要な規定を整備することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容です。

であります。
次に、漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

卷之三十一

育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁協の合併の促進を図ることを目的として制定されました。以来、議員提案により四回の延長を重ね、今日に至っているところであります。ですが、この間、百八十八件、参加五百三十六組合の合併が行われるなど、漁協の事業規模の拡大が図られてきたところであります。

することとしております。
以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ、これら四法案につきまして、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

それが今現在、平成五年でござりますけれども、この一月、二月幾らになつておるかというと、二十一万ちょっと、こういうような状況であります。率にいたしますと六割ぐらいにまで落ち込んでしまつた、もう六割を割つてしまつた、このような状況になつておるわけであります。そしてまた、それが一番高いときは四十万円ぐらいいたし

しかしながら、近年の我が國漁業及び漁村をめぐる状況の変化の中で、漁協が、組合員ニーズの多様化等に対応した健全な事業運営を図るとともに、漁業の振興及び漁村の活性化に積極的に取り組んでいくためには、その経営基盤の安定強化が喫緊の課題となっていますが、全国的には市町村区域未満の漁協が約八割存在するなど、いまだ脆弱な小規模組合が多数存在しているといった状況にあります。

政府いたしましては、このような状況を踏まえ、漁協の合併を引き続き促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、所要の改正を行うこととし、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を五年間延長して、平成十年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、漁業権の放棄または変更の取り扱いが當計画に定める事項として、共同漁業権の放棄または変更の手続に関する事項を追加するとともに、当該合併及び事業経営計画に従い合併をするために行う定款の作成等に当たっては、当該事項の内容を定款に記載しなければならないこととし

○平沼委員長 次に、農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

○松岡委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、当面最大の農政の懸案であり課題となつております畜産物の価格問題について質問いたしたいと思います。

まず最初に、今現在酪農、畜産は大変な状況に置かれておるわけであります。自由化によりまして、国内のこの酪農、畜産への大打撃ということが当時大変心配をされたわけでございます。現状を見ますときに、当初心配をされたその予想以上に大変な状況になつておるというのが現実であろう、このように認識をするわけでござります。

その一番象徴的なものとして、これはそれぞれが大変困難な状況に陥つておるわけでありますけれども、その例といたしまして、いわゆる赤毛和牛でござります。通称赤牛と言つております。熊本県、これは赤牛の産地でございまして、私はふるさとがある阿蘇山のござります阿蘇でありますけれども、特にここがまた肥後の赤牛、阿蘇の赤牛、このように呼ばれておる赤牛の産地でござい

第三に、合併及び事業経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた合併及び事業経営計画に従つた漁協の合併について、漁業権行使規則の変更または廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の適用期限を延長

その赤牛の状況を見ますときに、自由化する前は、時点によって価格のとらえ方というのはいろいろなとらえ方があるわけでありますけれども、一応平成二年のころは平均で三十六万四千八百円ぐらいいたしておったわけでありますけれども、

な大変な打撃を受けております。総じて申しますと、肉用牛の経営は壊滅的な打撃を受け、そしてまた酪農経営もこの肉用牛の、特に乳用子牛等の下落によつてまた多大の影響をこうむつておる、こういうような状況でござります。

そういうたような状況を認識いたすわけでありますけれども、今現在青息吐息のこのよな状況にある酪農、畜産の状況ということにつきまして、私は農林省当局におかれましてしかるべき認識を持っておられると思うのであります。とにかくにも今後の対策をどう組み立ていくか、きちつとした間違いのない対策をとつていく上で、その出発点としてこの現状認識というものが極めて重要である。このように思つわけであります。したがいまして、そのような観点から、今のこの自由化後の酪農經營また畜産經營、こういったものについて農林省としてどのように御認識をされておるか、まずこのことからお伺いをしたいと思うのであります。

○中須説明員 お答え申し上げます

牛肉の輸入自由化が行われましてほぼ満二年経過いたしました。いよいよ三年目を迎える時期でございます。

いわゆる「ブルミート」に適したチルド、冷蔵輸入牛肉の輸入が急増している、こうしたことございまして、品質的に競合のしやすい乳用種等の枝肉価格が低下しているわけでございます。そしてこうした枝肉価格の低落を反映いたしまして、乳用種の子牛及びぬれ子価格、これが大体平成二年の一月をピークとして低下傾向で推移しておりますし、また肉専用種の方でも、ただいまお話をございました鶴毛和種あるいは日本短角種等の肉専用子牛の価格についてもかなりの低下を見ていい、こんなふうな状況にござります。

このような生産物価格の低下によりまして、乳用種を中心とした肥育経営、それから褐毛和種など特定の品種を中心とした繁殖経営においては、収益性の低下が現に見られております。また、酪農経営についても副産物価格が下がつたということことで収益性の低下が見られました。これについては最近若干回復基調にある、こういうふうに見ております。

そこで一番問題は、平成五年度の畜産物の価格をどうするかという問題でござります。そこで今申し上げました肉用牛の問題、特に赤牛との関係につきまして、私はその価格に対する考え方、またそして価格水準をどのように思つておられるかということについてお尋ねをしてまいりたいと思うわけでございます。

おぼれ死ぬかのような、あつぶあつぶという状態に立ちはぢまっているというのが今の赤牛経営の実態でございます。

したがつて、私はこれはひとり政府の責任、そういうふうに押しつけるつもりはもぢろんございません。これは政権与党的立場から、去年の段階いろいろな議論のときに、ことしは少なくとも一本でいこう、こういったようなことについて

私の実感では、牛を飼う農家も半分くらいに減ってしまったのではないか、半減したのではないか、このように実は実感するわけであります。牛の頭数も、この前までは牛を飼つておったけれども、もうこの牛を売つてしまったら後はやる気がない、このような形で大変な状況になつておるわけであります。そういったような意味から、ぜひともしかるべき価格対策というものを講じていた

牛生産あるいは酪農の存立を守っていくということとから、一番かなめの制度になります肉用牛の生産者補給金制度、この的確な運営を実施していくことなどを基礎といたしまして、自由化決定時に措置した各般の対策に加えまして、平成四年度で申しますれば、一つは肥育経営の安定を図るために、肉用牛肥育経営安定緊急対策事業、これを継続実施いたしております。

また褐毛和種、赤毛等の特定の地方に根差したすぐれた肉用牛品種の生産の安定と振興を図るために、地方特定品種総合活性化対策事業、こういいうものを実施いたしました。

また、酪農経営に関しましては、特に乳肉複合経営の体質を強化する、そういう意味での事業も拡充強化を図ったところでございます。

いずれにいたしましても、こうした措置の適切な運営等を通じて、今後とも国内における肉用牛

議員ではなかつたわけであります、あの自由化によって国内の畜産農家、酪農家には迷惑かけない、このよろんな政治公約としてきちつとしたその公約が示され、そしてその自由化というものがなされた、こののとおりに承つておるわけでござります。

そして、今までお話をいたしました赤牛についでありますけれども、今いときの半値近く下落をしてきた。自由化前に比べて約六割を切る、そういう価格の下落がある、こういう状況でありますけれども、実は赤牛は、黒毛和種、いわゆる黒牛と一緒になつてこの取り扱いといいますか分がなされております。その結果、今現在三十五円、四千円という保証価格でござりますけれども、三十九万四千円を赤牛だけ見るならば、もう二十九万円近い、こういう状況になつておる

私たちももそういう立場に立つて議論をしたことあります。ひとり政府の責任と十分認識をいたしております。が、しかししながら、農家から見たときには、これは政治なり行政というものに対して何なのか、これは大変な問題があろうと思つております。その辺について、もちろん私どもも政治的立場にあつて十分農家に対して反省もしあいもし、そしてそのところはきちとその問題を整理して、農家が今までそのことによつてこうむつた被害といいますか、そういうことも含めた今後に向かつた救済というものをつかり考えていかなければいけない、こう思うわけであります。

私は、まず第一にお伺いしたい点は、その点について政府としてどのような御認識をお持ちになつておるのか。

ところ、例えばある部門の、この前テレビでも会見があつておりました。円高差益を即還元すべきではないかということに対しまして、いや、その後の環境条件が実は自分たちが想定をしておつたものと比べてこのように違ってきておるから、円高差益によってそれなりのメリットはあつたにしろ、でも、会社全体、経営全体として見たときはまだ細かく言いますいろいろな語弊もありますから言いませんが、そのようなことでありました。

農家の場合は、米でも何でも全部そうでありますところまではいっていないんだ、こうやつて円高差益の還元はだめだ、こういう話がありました。が、その分はそつくり、言つてみれば価格は下げられる、こういう状況になつておるわけであります。円高差益の問題ではありますんが、これだけ言ってみれば価格も引き下げられ、輸入自由化によつて大変な打撃も受けた。そういうような状況であり、なお北海道の例で、私もそれなりに聞きましたと二百三十三万六千円ぐらいが赤字幅であり、調べたところでは、自由化後大変な赤字になりました。赤字になつたけれども、例えば平成三年でありますと二百三十三万六千円ぐらいが赤字幅であつた、一戸当たり、ある一つの平均で。ところが、平成四年は二百十六万三千円ぐらいの赤字だ。そうすると、前に比べて赤字幅が十七万三千円ぐらい縮まつた。したがつて、そのところだけとらえれば前年より改善された。しかし、その赤字と、または借金というこの全体で見たときにはこれはまだまだ大変な借金を抱えたままであります。まさに、生産費を単年度でただ比較だけで見るものですから、経営実態の反映というものがなされていない。

そういうような意味からも、私は今このねれ子の暴落、副産物収入の激減、こういったことから考えましたときに、酪農経営の安定のためには、加工原料乳は引き上げてもらわなければいけない、このように強くお願いをする次第であります。

と同時に、またこの限度数量の問題につきましても、いわゆる計画生産については全量をやはりその対象としていただく。こういったことをぜひ基本にして、ひとつこの価格というものを考えていただきたい。このことをお願いをいたしまして、そして、そして、このことに対する考え方をお聞きをしたいと思うわけであります。

時間がありませんし、私もまだあと二つぐらいいどうしてもお願ひをしたいし御質問したいので、なるべく簡潔にひとつお願ひしたいと思います。

○中須説明員 平成五年度の加工原料乳の保証価格につきましては御承知のとおりでございますが、加工原料乳の暫定措置法に基づきまして、生乳の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、加工原料乳地、現在では北海道でございますが、おきます生乳の再生産を確保することを旨として定める、こういうことになつております。

具体的には、明日畜産振興審議会の会議が予定されておりまして、現在それに向けて鋭意、試算値を含めた作業を私どもやつてある段階でございます。内容、水準等についてここでお答えする段階にまで至っていないわけでございますので、その点は御容赦いただきたいと思います。

ただ、加工原料乳の保証価格につきましては、この法律、昭和四一年に発足して以來長い歴史がございます。その中でいろいろ議論を積み重ねながら、基本的には農林水産省統計情報部が実施しております生産費調査というものを基礎にして、その生産費調査に一定のルールに基づく労賃の評価がえであるとか物価を最新時点に修正す。

るとか、そういう計算をした上で適正に決めていく。こういうことでございまして、私ども、そういうルールに今年度についても従って決定していくべきだと思います。

限度数量につきましても、現在の需給事情を詳しく申し上げるあればございませんが、現在の需給事情を適切に反映したものとして作成すべく努力をしていきたい、こういうふうに思つております。

○松岡委員 先ほど申し上げましたことを重ねておひとつ十分御勘案をいただいて御決定いただきたいということをお願いしまして、次に進みたいと思います。

そこで私、ちょっと環境庁、お見えになつておると思いますが、ひとつ環境庁にもこれはお伺いしたいわけであります、今畜産が問題になつております。酪農が問題になつておりますが、この畜産を含む農林業、こういったもののがどういう大変ないわゆる効果を持つておるか、こういったことをやはり十分認識をいただいて、そして、その認識の上に立つてこの農林業の位置づけなりまた対策なりを私はやつていただきたいと思うわけでありますが、先ほど申し上げました赤牛の問題。この阿蘇というところは世界の阿蘇と言われております。そして国立公園であります。大変その景観が言つてみれば世界的にも有名であります、この景観は何によつて守られておるか。こういったことを十分私はお考えいただきたいと思うのであります。

赤牛でありますから放牧をいたします。放牧をいたしますから、そのための準備行為として野焼きをいたします。この野焼きをすることによって、人間の頭でいいますなら月に一回床屋に行くのと同じであります、そういう手入れによつてあの景観がずっと守られております。

最近その野焼きができなくなつたところが出てまいりました。もう草ぼうぼう、やぶぼうぼうでございます。恐らく、赤牛がなくなつて野焼きができるなくなつたならば、あの世界の阿蘇と言われる景

観はなくなつてしまふであろう、私はこのようにも思つわけであります。

これはだれによつてそうやつて維持されてきた。まさに畜産農家の労役によつて維持されてきたわけであります。私も昔牛を飼つておつた農家のせがれであります。私もその野焼きに出たことがあります。今、野焼きに出ない場合は六千円から八千円という、これは夫錢という向こうの言葉で言ひますが、野焼きに出ない農家は六千円から八千円、それは地域によつてその幅があるわけでありますけれども、それを対価として支払わされる。そういう農家の負担によつて、あれだけの野焼きといふ仕事が毎年毎年されました。それによつてあれだけの景観が維持されてきました。ひとつ環境庁といふものはそついた点について十分御認識をいただいて、そしてまた国の政策全体の中でも、環境行政という觀点から、こういった点についての私はしっかりと考え方を持つて取り組んでいただきたいと思うわけであります。

○菊地説明員 御説明申し上げます。

○菊地説明員 御説明申し上げます。
御指摘のございました阿蘇国立公園に関しましては、世界一のカルデラの地形という地形が雄大

な草地といふ衣をまとめて成り立っているといふふうに私ども認識いたしております。この草地、長年の、先生の御指摘のとおり火入れあるいは放牧あるいは刈り干し切り、こういう一連の農業によります行為に基づいて維持されてきた景観でござります。

さいまして、私どももいたしましても、その結果をもつて、今後とも重大な関心を持つておるというところでございます。
なお、全般的に申しますと、私どももいたしましても、農林水産業と環境保全ということに関しましては十分認識をいたしておりまして、自然環境保全基本方針でございますとか、あるいは現在在御提案申し上げております環境基本法案の中でも、そいつた趣旨のことを明記いたしております。今後ともそういう点については十分関係の農林水産省とも連携を保ちながら、私どもの立場で申上げますと、自然環境の保全あるいは景観の保持という点では努力をしてまいりたいというふうに思っております。

松岡先生の御意見 大変に感銘深く採用させていただきました。

農、大打撃を受けておることは、私ども深刻に認識をいたしております。自由化等の影響を受けましても何にいたしましても、国内の酪農、畜産は、私どもとしては全力を挙げて守り育てていかねばならぬ、かような決意であります。それは、一つには、先ほど来先生が御指摘の環境の問題もござります。ことしから新政策といふものがスタートするわけでございますが、その中の大きなキーワードの一つに環境というものがござります。そしてまた、他産業並みの所得、そして他産業並みのゆとり、これをどうしてもこの厳しい環境下で実現をさせていかねばならぬ。そなへは決して容易なことではございませんが、先生生

の御意見をよく承りながら銳意努力をしてまいりたい、かように思つてゐるところでござります。

なお、適地適産という言葉がございますが、酪農、畜産というものが、特に中山間地もございますけれども、そういうところの活性化にいかに寄与するものであるかという点、その点も考えていかねばなりません。そしてまた、国内において需要の拡大がなお見込まれる分野であるということもまた事実でございましょう。そういうことも踏まえ、そしてまた、そもそも国民の食生活、そしてまた体位の向上、これにも大いに資するものでございます。そういうような観点から努力をしてまいりたいと思つております。

さらに、ラウンドの御指摘がございましたが、私どもとしては、ラウンドの見通し、いまだ不透明でございますけれども、今までの主張を堅持してまいり、努力をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○松岡委員 どうもありがとうございました。
時間が参りましたので終わります。

○平沼委員長 鈴呂吉雄君。

○鈴呂委員 きょう、あす、畜産審議会が開かれまして、食肉、乳価等が決定することになりますけれども、私も、地元酪農地帯を先週、先々週、日曜日に回らせていただきました。また、前後して、きょう北海道からは百名余りの農家の皆さんが上京し、農水省を初め要請をしております。実はここに出てくる前にも私の事務所に御要請に参りまして、今傍聴席にも来ておりますけれども、二名の酪農家の奥さんがやつとこういう場に上京しました。私三年おりますけれども、女性の方がこういう価格要請に、それも普通の方が、農協の婦人部の部長さんとかという立場でなくて、そういう方は初めてであります。そういうことで大変皆さんが注目をしております。

農水省からさまざまなことが事前に新聞等で報道されておりますけれども、今やはり現場を回つてみて、この価格問題等の牛肉の自由化を踏まえ

ての状況についても、政治がきちんと方向を指す必要がある。国民の合意を得るとかさざまなことが各大臣からも言われておりますけれども、むしろ国民の合意を得るための努力を政治はやつしていく必要が、今日ほど重要なときははないと思います。

○眞鍋政府委員 ガットのウルグアイ・ラウンドに経過は聞いておりますけれども、基本的に、今後もダンケル合意案のもとでこの問題についてのどういう修正の態度を示して、今後どういう戦略で行っていくのか、明確にお答えを願いたいとうふうに思います。

そういう意味で、きょうは石破政務次官でありますから、ともに今後の農業をどうしていくか、農政をどうしていくかということで御答弁を願いたい。

私も、実は三月に入りまして、社会党の代表訪米団ということで、影の内閣の農水大臣、辻大臣を先頭として訪米をいたしました。国務省、農務省あるいは上下両院の有力な農業議員に会つてまいりました。そこで痛切に感じたことは、日本のガット農業交渉等における交渉姿勢について、非常に傍観的である、そのような発言がアメリカ側からなされております。

そこで、質問に移りますけれども、前回の畜産審議会の総会、三月十七日にあつたわけでありますけれども、そこで農水大臣のあいさつ、それから畜産局長の情勢報告とありますけれども、ガット問題の状況報告はあっても、特に乳製品、でん粉等に対する日本の姿勢が一つも示されておりま

せん。

は、ガットの場でいわゆるダンケル合意案を認め
て関税化の非公式の交渉をした、各新聞報道はこ
れを報じておりました。前回、私は農水大臣に聞
きましたら、それを否定いたしましたけれども、
しかし、米の陰に隠れて乳製品あるいは豆粉等
についての日本の明確な姿勢が示されておらな
い。ここは石破大臣に、次期大臣に、この問題に
ついての日本の基本的な考え方、十一条二項の(c)
の明確化というふうに言われておりますけれど
も、しかし例外なき関税化ではこの十一条二項(c)
自体がだめになってしまふわけでありますから、
日本は北欧ですかオーストリアですかカナダ
に、この問題について持ちかけてきたというふう

に経過は聞いておりませんけれども、基本的に、今後もダンケル合意案のもとでこの問題についての
どういう修正の態度を示して、今後どういう戦略で行っていくのか、明確にお答えを願いたいとい
うふうに思います。

○眞鍋政府委員 ガットのウルグアイ・ラウンドの問題でございますが、委員御指摘のとおり、我が国といたしましては、ガットのウルグアイ・ラ
ウンドにおきまして包括的関税化という、いわゆるダンケル提案が出ておるわけでございますが、これにつきましては、米のような基礎的食糧だけでござ
りますとがあるは、国内で生産調整を行つて、い
るような農産物につきましては、安定供給や生産
制限の実効性を確保する、こういうふうな観点か
らいすれも量的な管理が必要である、こういうふ
うな主張を行つておるわけでございます。すなわ
ち、ダンケル提案にございます包括的関税化の例
外にすべきである、包括的関税化は受け入れられ
ないというふうなことで主張を行つてきておるわ
けでございます。

委員も御指摘がございましたように、同じよう
な主張を行つております韓国でございますとかあ
るいはイスイス、それからカナダ等といろいろと連
携をとりながら、これをどうしても例外にすべき
であるという強い主張をこれまで行つてきておる
わけでございます。

それから、委員がまた御指摘がございました
が、関係国にいろいろな打診をしているのではな
いか、こういうふうなお話でございますが、これ
は交渉でございますので、相手国も、我々の主張
に対しましては、米を例外にするわけにいかぬ、
あるいは酪農品についても例外は認められない、
これは関税化すべきである、こういうふうな主張
を行つてくるわけでございます。それで、こうい
うときはどうだとかあだとかいろいろなことを
指摘をされるわけでございますので、そういうう
についてはこちらとしても毅然として、こういう
問題点がある、こういうことは困るというふうなこと
ことで反論をしておる、こういう状況でございま

す。そういうことでござりますので、我々の方として、この関税化につきましては関係国に打診を行つた、こういう事実はないわけでござります。この点につきましては、委員から御指摘もございましたように、大臣からも從来から御答弁を申し上げているとおりでございます。

しかしながら、ウルグアイ・ラウンドにつきましては、現在アメリカの政権交代というふうな点ともございまして、若干先行きも含めまして不透明な状況にあるということでございますが、我々といたしましては、從来からの我が国の主張が交渉結果に反映されますように、最大限の努力をしてまいりたいと思っておるわけでございます。

○鉢呂委員 各国からの打診に対し反論をしておるのだが、その際はやはり十二条二項の(c)、いわゆる農業生産の調整をしているものについてはこれを制限することができる、このことをきちんと明確に基本線を、日本として主張すべきである、またその達成、修正に対して最大の努力をすべきである、このことを申し上げたいと思いま

す。それでは、本題の方に入りますけれども、三月十七日の、先ほど言いました畜産局長の情勢報告、この中の酪農関係であります。私は、昨年あるいは一昨年の局長報告と比べておるのでありますけれども、酪農経営については、飼養戸数の減少や規模拡大、あるいはまた生乳の粗収益の増加、ぬれ子の価格については言及をしておりまます。しかし、それは酪農経営の一断面を示したすぎないのであります。ほかの牛肉やあるいは養豚、これらについてはすべてその収益性について言及しております。あるいは昨年、一昨年についても、酪農についてはこのことをきちんと、収益性については言及をしております。

今回は、このような農業にとって、酪農家にとって非常に大切な経営としての農業所得なり、その推移あるいはまた収益性なり、あるいは

また一番問題になつています新政でも、労働時間二千時間以下に下げてゆとりある農業をやつていこう、酪農についても抽象的にそのことを新政策では述べておるのですけれども、やはりその点とも大変重要な今の酪農経営の大きな課題であるというふうに思いますけれども、これらについ

ては非常に意図的に、意識的に言及を避けておる。私は、畜産審議会で畜産審議委員に非常に誤った感じを持たせるのではないか、そういうふうに危惧をするわけでありますけれども、この点について、農水省として何か意図があるのかどうか、明確に答えていただきたいというふうに思ひます。

○中須説明員 私ども、酪農経営の現状、経営の動向といふか、そういうものについては、いろいろな資料、皆様からの現場の声を含めて受けとめながら、最終的には各種の統計データに基づいて、どういう状況にあるのか、こういうふうに把握していく、こうというふうに思つておるわけでございます。

ただいまお話ございました情勢報告におきまして、特に収益性の問題について触れておらないという御指摘がございましたが、酪農経営の収益性について一番明確になるデータというものが生産費調査でござります。生産費調査が統計情報部の方から公表されたのが、ただいまお話をございました十七日ということでお話ししますが、基本的に何を含めた経営全体といふことの姿を見ようとしていることになれば、御指摘のとおり農家経営調査が一つの有力な資料になる、そのとおりでござります。

○鉢呂委員 酪農経営部門といふよりも、搾乳部門に通ずる生産費調査ではないですか。いわゆる全体の酪農経営といふのは、生乳販売と個体販売で成り立つております。その個体販売については、ぬれ子についてはいわゆる副産物、あるいは堆肥について出ていますけれども、それ以外の個体販売については出ないのではないかとお

が、飼養規制等の動向については、先ほどのとおり、既に畜産振興審議会におきます情勢報告の中に述べております。特に所得動向について、その後明らかになりました生産費調査等によって、ちょっととかいつまんで御説明申し上げますと、平成四年度の生産費調査では、搾乳牛一頭当たりの所得、これはぬれ子価格の低下等、そのもう一つ

格は低下しておりますので、減少しております。しかし、一頭当たり乳量の増大等、そのほかの要因もございますが、生産性の向上により、一日当たりの家族労働報酬というベースでは増加を見ているわけでございます。

同時に一戸当たりというか、これは労働時間の問題がござりますから、一定の制約をもって見なければならぬわけでございますけれども、一戸当たりの所得で見ますと、全国で六百八十八万戸に比べて一〇%の増、北海道に限つてこれを見ますと、九百六十万一千円ということで、対前年比六%増、こんなふうな結果が生産費調査から出てきている、こういう状況でござります。

○鉢呂委員 私もそれは見ています。しかしながら、この生産費調査はあくまで生乳の生産費調査であつて、いわゆる酪農経営全体を考えたときには、農水省統計情報事務所で出しておるいわゆる農家経済調査、これによるのではないですか。

ただいまお話をございました御説明のとおり、酪農経営、その一つの部門としての酪農部門だけを切り離した調査が生産費調査でございまして、酪農以外の部門を含めた経営全体といふことの姿を見ようとしていることになれば、御指摘のとおり農家経営調査が一つの有力な資料になる、そのとおりでござります。

○中須説明員 酪農経営部門といふよりも、搾乳部門に通ずる生産費調査ではないですか。いわゆる全体の酪農経営といふのは、生乳販売と個体販売が、ぬれ子についてはいわゆる副産物、あるいは堆肥について出ていますけれども、それ以外の個体販売については出ないのではないかとお

が、価格のうち乳牛として搾った牛、これの例えば牛として売った場合にどういうことになるか。これにつきましては、生産費調査はコストを把握するという調査でござりますので、最終的には生産財としての母牛、これの償却費ということで処理をしているわけでございます。

○鉢呂委員 ですから、余り細かい話にいきませんけれども、生乳にかかるものについては、自分なりに私ども判断をしております。生産費調査ではコストの動向を考えており、こういうふうに私ども判断をしております。

○鉢呂委員 ですから、余り細かい話にいきませんけれども、生乳を自分の自家牛として持ち込んだときには、牝牛を自分の自家牛として持ち込んだときには、それはもちろんコストとしていわゆる償却をしていく。あるいは今度それを売った場合、廃用として売った場合は入ってきますけれども、純粹の個体販売、乳用個体販売をした場合には出でこないわけであります。したがつて、私どもは農水省の先ほど言つた農家経済調査に今それを見ておるのですけれども、農水省が言つておるような、そこがばやけててしまうのです。

いわゆる農家は、四年ほど前、自由化の問題においては個体販売と生乳販売は三対七の割合であったのです。今個体価格がもう大暴落をしておる現況であります。数字で示します。平成元年と平成三年の資料しかありません、二年もありますけれども、四年の資料がないのですけれども、農家の総収益は、全体ですね、元年をピークにして減少してきております。しかも、特に先ほど言いました個体販売価格、この収益は急落をしておる、金額にして二千八百万円も減少しております。同時に農業経費は急増しています。これは搾乳部門に移行したということで、えさ等がかかりますから、二百四十六万七千円、二百四十万円ほど増加をしております。したがつて、農業所得としては、元年と三年を比較した場合には一千万円から七百万円に、三百万も減少しております。詳しく言えば三百八十万円でありますけれども、農業所得率は三四%から二三%、大変大き

同時に、先ほど言いました新政策でも取り上げ

ておるゆとりある労働ということからいけば、家庭農業労働時間は七千三百七十九時間、専従者が二・六一人ですから、ほとんど専従者でやつておられますけれども、専従者一人当たりが年間一千八百一十七時間、これはまさに農水省の統計で出ております。私ども、酪農家の皆さんから聞いたがら、そんな少ない数字でない、もつと大きいんだ、三千時間を超えているというふうに酪農家の実感でありますけれども、八時間に直しても二三百五十三日、まさに一年間フル活動をしておるという状況であります。

ことで、先ほど申しましたように、四年の数字で
いうのは今の段階では生産費調査からうかがう、
こういう形で私どもお話し申し上げているわけ
ござります。
○鈴呂委員 規模拡大を強調されるのですけれど
も、畜産局長のあの報告でもこういうふうに書
ています。飼養規模が着実に進展をし、生乳販賣
額は年々増加をし、順調に推移をしておる。これ
だけを見れば非常に農業經營者が意欲的に、前段
きに取り組んでおるという表現、これは局長報告は
というのはいかげんに言つていいわけではありません
ませんから、そのようにとらえ得るのであります
けれども、実態はそうではない。先ほど松岡委員
からも御指摘ありました。
・牛肉の自由化は後で触れますけれども、酪農

経営は規模拡大した、そういうふうに過言ではない。確かに二十年前に比べましてはヨーロッパでは飼養頭数は半ぐらいです。日本は四倍を超えていました。したがって、すべきなつて累増し、そして労働時間もまた増加するという実態にあると思いま

年々保証乳価はそれを食つていって、これでもかこれでもかという、本当に昔ながらのゴールなき拡大、これを強いておるのではないか。何とかここで一息をつかせてほしい。ゆとりある経営、金額的にもあるいは労働時間的にもゆとりある経営に、この辺で日本の生乳の決め方、乳価の決め方を変えてほしいということを懇請もされました。

今の乳価の方式をやはり変える必要があるのではないか。一頭当たりの搾乳量があふれたらそれが全部乳価を下げる要因として働く、あるいはまた経営の採算性が向上したら、それが向上したということは乳価の下げに行き着く、しかも、先ほど言つたよな牛肉の輸入自由化の影響については表に出てこない。これらを勘案したときに、ことしの乳価の算定は、やはり今後の日本の酪農のあり方を見通した——去年酪農の全国調査を、農水省が一億数千万を出して全国の酪農家に調査したではありますんか。あのときの調査結果は、八三%の酪農家が回答しておりますけれども、その中で酪農家が求めておるのは、一番多かったのは五〇%で、見通しのつく酪農を示してほしい、二番目が生産物価格の安定をしてほしい、これが四一%、そして三番目が利益率の向上、三八%。私は、このアンケート調査にこたえる農水省の具体的な施策を示していくいただきたいというふうに思いました。

○中須説明員 私の方から若干事務的に御説明申し上げたいたいわけでございますが、先ほど御指摘ございました畜産振興審議会での局長報告の中に、生乳生産量、搾乳量が順調に増加している、そういう表現があるのは事実でございます。ただ、これは単に量の増加というものをそのように表現しただけでございまして、その裏に、例えばただいま御指摘ございましたように、個体販売価格の低下に伴う所得の減を補う、そういう意味で生産者の方々が大変努力をされて生産量の増大という、

とが実現してきている、それは御指摘のとおりでございまして、私どももそこは同様の認識を持つてゐるわけでございます。

それからまた、酪農経営における労働時間の問題。これはもともと酪農の労働というのが、たまたま御指摘のとおり休めない、一日も欠かすことのできない労働だという意味で大変厳しい。そこに加えて規模拡大が進んできた結果、一人当たりの労働時間で見ても非常に高い水準になってきてる。やはりこれに一歩引けば、つまりこういう

先生の御指摘は、常に価格政策から所得政策へと進むべきものと考えてはどうか、こういうようなお説ではなかろうかと思つております。ただ、現行の価格の決め方といふものに従いまして、いろいろな要素を勘案いたしまして、どういうような価格になるのかということをまず明らかにいたしました上で、総合的な施策をこれから勘案してまいりたい。それは新政策のビジョンでもございます。

以上でございます。

お金を使えばもっと有効に酪農経営の体質強化なり肉牛の経営の体質強化ができる、そのことをあらわすの當時農水省、国は皆さんに約束をしたわけあります。

もちろん外国のものと対抗し得る経営体質に変えていくくとという前提でありますけれども、非常に急速に牛肉の、本当に日本の消費量の五割を超す、まさに割り当て数量が六万トンずつふえてきましたあの前年の、六十二年当時から比べたらもう二倍以上牛肉の輸入が実效としてされておるのであります。

労働時間をどういうふうなやり方でもつて削減していくべきいいのか、縮減していくべきいいのか、そういう方向性を示していくという時期に来ている。そういうふうに、私どもも認識をしております。そういう意味で、昨年六月に、新しい農業・農村・食料政策の方向が出されましたが、いわばその各論と申しましようか、酪農経営についてどういう

○鉢呂委員 ですから、乳価は据え置くと同時に、昨年、異例、単年度限りといふわゆる酪農の緊急対策事業でしたか、キロ二円、四十八億であります。この事業の目的を見てみると、牛肉自由化によるぬれ子等の個体販売価格が急落し、酪農経営に大きな影響を与えておる状況を踏まえ、四年度限りの臨時異例措置としてこれを行

返せば、加工原料で割り返せば大体九円ぐらいになる、これだけで。概算ですけれどもこれは間違いない。金額に直せば二百十億にもなるのです。二百十億の影響がこれだけでも出でるのでありますから、一円相当の四十八億というのは本当に少ない金額であります。

す、この五年余りぐらいで。そういう急激な自由化に国内の酪畜農家は対応し切れない状況を呈しておるのでありますから、先ほど言つた酪農の緊急対策一円の、農業団体は三円を要請しておるようでありますけれども、三円をきちんと、政務次官お約束をしていただきたい、そのように思います。

○石破政府委員　お答えをいたします。
今、春闘の寺田でございまして、労働寺間の豆
政策を考えていくか、そういう作業に、私どもも
着手しているところでございます。

○鈴昌委員 ですから、乳価は据え置くと同時に、昨年、異例、単年度限りといふわゆる酪農の緊急対策事業でしたが、キロ二円、四十八億であります。この事業の目的を見てみると、自由化によるぬれ子等の個体販売価格が急落をし、酪農経営に大きな影響を与えておる状況を踏まえ、四年度限りの臨時異例措置としてこれを行なう。この状況は平成五年度も変わつておらない。

少し具体的に言いますと、先ほど言つた北海道の家畜卸市場での個体価格の推移でありますけれども、六十三年と平成四年、一年間を対比しておりますけれども、初妊牛は五十万九千円から二十一

返せば、加工原料で割り返せば大体九円ぐらいになる、これだけで。概算ですけれどもこれは間違いない。金額に直せば二百十億にもなるのです。二百十億の影響がこれだけでも出でるのでありますから、一円相当の四十八億というのは本当に少ない金額であります。

す、この五年余りぐらいで。そういう急激な自由化に国内の酪畜農家は対応し切れない状況を呈しておるのでありますから、先ほど言つた酪農の緊急対策第一円の、農業団体は三円を要請しておるようでありますけれども、三円をきちんと、政務次官お約束をしていただきたい、そのように思ひます。

○中須説明員　ただいま御指摘の酪農経営安定等緊急特別対策ということで、今年度というか昨年四月から四十八億円予算化したのは、そのとおりでござります。ただ、この事業の趣旨は、その当時の個体販売価格の急落、かなりの山の上から谷

編、八百時間とかいうようなお話を出ますと、それを酪農家の方はどのような気持ちでお聞きになつていらっしゃるのかなということを私ども痛切に感じておるところでございます。

○鈴昌委員 ですから、乳価は据え置くと同時に、昨年、異例、単年度限りといふわゆる酪農の緊急対策事業でしたが、キロ二円、四十八億あります。この事業の目的を見てみると、牛肉自由化によるぬれ子等の個体販売価格が急落し、酪農経営に大きな影響を与えておる状況を踏まえ、四年度限りの臨時異例措置としてこれを行なう。この状況は平成五年度も変わつておらない。

少し具体的に言いますと、先ほど言った北海道の家畜卸市場での個体価格の推移でありますけれども、六十三年と平成四年、一年間を対比しておられますけれども、初妊牛は五十万九千円から二十九万一千円、四二%の下落です。それから肉用経産牛、いわゆる経産牛を廃用にするときの価格ですが、二十八万一千円から十万一千円、実に六四%減少しておる。それから乳用経産牛、こ

返せば、加工原料で割り返せば大体九円ぐらいになる、これだけで。概算ですけれどもこれは間違いない。金額に直せば二百十億にもなるのです。二百十億の影響がこれだけでも出でるのでありますから、一円相当の四十八億というのは本当に少ない金額であります。

私は、後でまたお話しする時間がなくなるとあれですから述べますけれども、実はこの牛肉の自由化の際に、いわゆる肉用子牛の生産安定法律をつくりました。その際の会議録を全部見させてもらいましたけれども、牛肉等の関税収入相当額をもつて国内対策に万遺漏なきを期すということを明確に答弁をしております。当時の佐藤農水大臣であります。

この二年ほど、牛肉の自由化がされまして、関税率七〇%、六〇%、漸減しておりますけれども、もつて国内対策に万遺漏なきを期すということを明確に答弁をしております。当時の佐藤農水大臣であります。

す、この五年余りぐらいで。そういう急激な自由化に国内の酪畜農家は対応し切れない状況を呈しておるのでありますから、先ほど言つた酪農の緊急対策二円の、農業団体は三円を要請しておるようありますけれども、三円をきちんと、政務次官お約束をしていただきたい、そのように思いました。

外生地栽培のよろこび、生き物育てのこころをすし、また、ぬれ子が下がった、その分は量で補わねばならぬ。したがつて一生懸命作る、さらに下がる、そういうような循環があることもまた事実であろうと思つております。したがいまして、平成五年度から、これから御審議をいただくわけでございますが、ゆとりの創出というものにつきまして新しい事業を組んでまいりまして、これは内容は先生御存じのとおりでございますが、そういうような事業を組む、ヘルパーの利用促進というような従来からの措置に加えまして新たな措置を講じる、かように考えておるところでございます。

○鈴呂委員 ですから、乳価は据え置くと同時に、昨年、異例、単年度限りといいうわゆる酪農の緊急対策事業でしたか、キロ二円、四十八億であります。この事業の目的を見てみると、牛肉自由化によるぬれ子等の個体販売価格が急落をし、酪農経営に大きな影響を与えておる状況を踏まえ、四年度限りの臨時異例措置としてこれを行なう。この状況は平成五年度も変わっておらない。少し具体的に言いますと、先ほど言つた北海道の家畜卸市場での個体価格の推移でありますけれども、六十三年と平成四年、一年間を対比しておられますけれども、初妊牛は五十万九千円から二十九万一千円、四二%の下落です。それから肉用経産牛、これは経産牛同士で売るということですから、酪農産牛、いわゆる経産牛を廃用にするときの価格ですけれども、二十八万一千円から十萬一千円、実に六四%減少しておる。それから乳用経産牛、これに使うというふうに理解をしてもいいのですけれども、四十三万から二十万三千円、半減をしておる。ぬれ子についても、先ほど低落をして持ち直しきみだというような表現がありましたけれども、決して持ち直したと言えるような金額でないことは事務当局は承知しているはずです。されども、やはり時間、これはもうお金がかかるのです。ゆとりの時間を、二千八百時間を作らなければ、まさに統いておる。今政務次官も言いましたけれども、ゆとりの時間、これはもうお金がかかるのです。ゆとりの時間を、二千八百時間を作らなければ、牛肉の自由化の影響はまさに統いておる。今政務次官も言いましたけれども、ゆとりの時間、これはもうお金がかかるのです。先ほど私も聞きましたら、ヘル

返せば、加工原料で割り返せば大体九円ぐらいたる、これだけで。概算ですけれどもこれは間違いない。金額に直せば二百十億にもなるのです。二百十億の影響がこれだけでも出でるのもありますから、一円相当の四十八億というのは本当に少ない金額であります。

私は、後でまたお話しする時間がなくなるとありますから述べますけれども、実はこの牛肉の自由化の際に、いわゆる肉用子牛の生産安定法律をつくりました。その際の会議録を全部見させてもらいましたけれども、牛肉等の関税收入相当額をもって国内対策に万遺漏なきを期すということを明確に答弁をしております。当時の佐藤農水大臣であります。

この二年ほど、牛肉の自由化がされまして、関税率七〇%、六〇%、漸減しておりますけれども、その財源は、大蔵省に聞いてみますと、平成三年度は一千四百億、農水省がこれについて計画をして肉用対策をしたのが一千十億弱であります。しかし、これも予算で見ただけで、実際に使った実績については示されておりませんけれども、後でそれをこの場で示してほしいと私何回も請求しましたけれども、明確に示していただけませんでしたけれども、多分この半分ぐらいしか使っておらないのではないか。平成四年度、今年度まで三月まで関税收入来ておりませんけれども、推定すれば一千六百億ぐらいの関税收入があるのです。ことしも計画は一千億余りだというふうに聞いております。私はこの四百億、六百億の

す、この五年余りぐらいで。そういう急激な自由化に国内の酪畜農家は対応し切れない状況を呈しておるのでありますから、先ほど言った酪農の緊急対策二円の、農業団体は三円を要請しておるようありますけれども、三円をきちんと、政務次官お約束をしていただきたい、そのように思いました。

○中須説明員　ただいま御指摘の酪農経営安定等緊急特別対策ということと、今年度というか昨年四月から四十八億円予算化したのは、そのとおりでございます。ただ、この事業の趣旨は、その当時の個体販売価格の急落、かなりの山の上から谷に向かって急落している、そういう事実に着目して、何と申しましようか、一種の激変というものをどう緩和していくか、そういう議論の中から生まれた事業でございまして、その実施の際も、四年度限り臨時異例の措置という条件つきで、そういうお約束のもとで始まった事業でございましょう。

そういう意味では、私ども、個体販売価格は、例えれば昨年というか平成四年度に入りましてはば横ばい、最近では若干でございますが上昇傾向、こんな感じでございまして、そういう客觀情勢なり事業実施当初の約束ということから、継続は大変困難である、そういうふうに認識しております。

○鈴呂委員　審議官、余りにも血も涙もないようなことを勝手に言われては困ります。

それでは、去年の状況と変わつておるといふ

とが言えるのですか。先ほど私個体販売価格を言いましたけれども、去年よりもことしの方が、平成三年より四年の方がおおむね下がっているのです。同時に、今ねれ子の話をしました。何か上昇機運であるかのような話をしましたけれども、数字で示しますけれども、昨年の一月から四月までは四万七千円から四万八千円、この間を推移しています。一番低かったのは、どんどん漸減しましたけれども、十月が四万一千四百三十円でした。今十二月、一月、四万二千円、四万三千円です。去年乳価を決定した、あるいはこの緊急対策を決めた三月よりも、それでは上がったのですか、四万八千円よりも。もつと前を言ってもいいのですよ。上がっておらないのですよ。十月に比べたら少し一千円か二千円たかだか上がったぐらいで、そんなに上昇機運に転じたとかいうような段階ではない、まさに牛肉自由化の影響は引き続いて深刻化を加えておるというふうに言つてもいいと思います。

乳製品の在庫がふえておるということが喧伝をされています。何かこの時期になると悪い方悪い方がかり言われるのですけれども、しかし、昨年の四月に農水省は告示をし、脱脂粉乳を緊急輸入しておるのであります。その一年もたたないうちに在庫量が、在庫量についての調査の仕方についても大変信憑性が薄いというふうに思いますが、在庫量と云つては五・一ヶ月内外、脱脂粉乳については四ヶ月とかという話をされるのですけれども、しかし、このことは本当に短期間に繰り返されておる。少し余れば生産調整ということで農家の自主的な努力にまつてこれを調整していく、足りなくなれば乳業メーカーの言うことをそのまま聞いて輸入をしておる。私が見ましても、五十二年から平成四年までほとんど三年ごとに過剰期と不足期の繰り返しであります。そのたびごとに農家は、あきらめを持つて農業をやめておるのであります。どうせ不足期、これは必ずこの周期があるのでありますから、閣議決定を

した政府の農業の生産見通し、平成十二年に向けての長期計画を立てておるじゃありませんか。これに沿って、生乳はどういう状況を示しておるのか、やはり中長期の生乳計画、ゆとりある生乳計画をすべきである。畜安法では、過剰になつた場合にはバター、脱脂粉乳を調整保管することができること、法律があるではありませんか。なぜこれをやらないのか。

今回だつて、必ずしも天候要因で飲用乳が伸び悩んだ、適正在庫の二倍になったからという、それだけ調整を加えていく、今北海道では、本年は去年の実績の〇・九%しか多く揃れないといふ、中酪の決定に基づいて、それが付されてきておりますけれども、大変な状況であります。むしろここで本当に日本の自給率を高める、高める項目は数多くはないのです。この生乳は量的に見れば基本的に伸びてきておるのですから、この政府の長期見通しに立つて、ゆとりのある需給の計画、それにに基づく実行をすべきである。そのことに対する、国が財政的な手をかすこと自体が食糧の安全保障という具体的なあらわれではあります。

○中須説明員 お答え申し上げます。
現在の生乳及び乳製品の需給状況につきましては、決して私ども意図的はどうこうということではなくて、明らかに昨年途中から、それまでの通常の段階になりましたら、それが適切な措置として、生乳加工原料乳地帯でありますけれども、元年が十三万五千円、二年度が九万六千円、三年度が平均の五万五千円、四年度は先ほどおっしゃったとおりの低迷をし、この三、四年間で大きな価格の低落を示しております。まだこの制度自体は二年を経過しようとしているに過ぎないのですが、平成元年が、これは農水省の統計でありますけれども、十三万五千円、ただしこれは北海道の生乳加工原料乳地帯でありますけれども、元年が十三万五千円、二年度が九万六千円、三年度が平均の五万五千円、四年度は先ほどおっしゃったとおりの低迷をし、この三、四年間で大きな価格の低落を示しております。

○鉢呂委員 畜安法に基づくそういう条件がそろえば、事業團の買い上げ発動はあるといふにその発言を聞きたいというふうに思います。そこで、次に移りますけれども、乳用の初生犢、いわゆるねれ子対策の関係であります。原因というのはさまざま要素がござりますし、一概に言えないわけございまして、長期的に見れば緩和と逼迫というのがある程度の期間でもつて繰り返されているというか、山と谷というか、そうなつておるものも事実でございます。

ただ、例えば現在の状況、平成四年度の状況を

見ますと、それまでの生乳の逼迫基調から、生産強にみんなで努めたわけでございます。その結果、平成四年度で言えば、一月までございますが、生乳生産は三・七%増とということになつてきました。それに対して飲用牛乳の消費はほぼ横ばい、〇・五%増ということです。必然的に乳製品の生産量が大幅に増大するそこに景気後退等の影響もございまして、バターあるいは生クリーム等を含めて消費が停滞する、あるいは減少するということで、残念ながら現在需給はかなりの緩和基調にある、こういうことだらうと思います。

これにつきましては、既に昭和五十四年でございましたが、そういう事態が繰り返されるという中で、生産者の自主的な形によります計画生産というのが生乳についてはとられているわけでございまして、そういう生産者の計画生産ということを通じまして、現在の事態が悪化しないようになります。

六十三年十一月八日の当農水委員会で、當時の飼育経営を考へた場合、ねれ子が適正な価格安定を講ずれば、ねれ子価格について相応の認識をしておる、肥育素畜、いわゆる生後四カ月から十カ月のことを言うのだと想いますけれども、京ガ畜産局長はこのように答弁をしております。

今後の酪農経営を考えた場合、ねれ子が適正な価格安定で取引されることが大きな要素であると認められて、子牛に対する不足払い制度が発足をしたところであります。

六十三年十一月八日の当農水委員会で、當時の飼育経営を考へた場合、ねれ子が適正な価格安定を講ずれば、ねれ子価格について相応の認識をしておる、肥育素畜、いわゆる生後四カ月から十カ月のことを言うのだと想いますけれども、京ガ畜産局長はこのように答弁をしております。

ここで、肉用牛の生産振興を図る上で子牛の再生産を確保することは不可欠であり、しかも効果的であります。

昭和六十年、今から七年前は一キロ九十四円七銭であります。これが平成四年、脂肪率も三・五に引き上げになつて、七十六円七十五銭。まさに脂肪換算を補正しますと一八%の価格の引き下げ、昭和五十一年当時の乳価水準であります。乳业メーカーの基準取引価格も、この間一〇%ほど下がっております。政府の補給金はこの六年間でキロ二十円から十円に落ちた、半分に補助金を減らしました。まさにガットの国内支持政策を模範的に遂行しております、そういう状況であります。

しかし、小売の製品を見てみますと、この点は一切農水省もきちんと明確に審議会等に明らかにしておらないのですけれども、総務庁の消費者物価指数を見れば、例えば牛乳、これは飲む牛乳ですけれども、「リッター当たり二百一円」、これは平成二年一月が最低でして、「一百一円が今ずっと上がってきて、ことしの二月でも二百十一円になりました。この間、三年弱で一〇五・四%、五一・四%も上がつておるので、消費が減退をした」とあります。上がつておるとそれなりのことは、寒いとかなんとか言いながら、牛乳の小売価格は下がるどころか「二百十二円」、ある面では、これは価格を維持するということは、以前の乱売をして百五十円とかということから見るとそれなりのこととは言えますけれども、しかし上がつておるのであります。上がって消費を伸ばすなんというのには、いわゆる市場経済では無理な話ではありませんか。

同時に、バターについても「二百二十五グラムの小売価格、これはほとんど国内物でできている」というふうに思いますけれども、この三年余りで三百七十四円から三百七十六円、まさに価格は固定をしつ放しであります。二円の変動しかないのですが、最近もずっと三百七十六円です。これもバターが余つておるというふうに言われておる中で不思議でならない。あるいは粉ミルク、赤ちゃんが飲む粉ミルクですけれども、この三年余りで一二%も上がつております。

大臣のあいさつは、生産から流通、消費にわたる施策の総合的な実施をしていくというふうに審

ければ、血のにじむような生産者の段階の努力が消費者物価に、小売物価に反映をしておらない。やはりこのことについて農水省はきちんととしたメスを入れるべきである。流通が複雑化しておるといふことだけ手を挙げておる状況でない、牛内についてもそのことが言えるのであります。総務庁では、牛肉はむしろ上がつておるというデータしかないのです。これは特売を外しておるということが言われておりますけれども、輸入牛肉を加えてもこの間一％上がつておるのであります。そして、そういう点で、政務次官に食糧政策としての生産から流通、消費に至る総合的な施策に対する考え方をお聞きをして、質問を終わりたいと思ひます。

○中須説明員 ちょっととその前段で、ただいま小売価格の問題が出ましたので若干御説明を申し上げたいと思うわけでございますが、バター等の小売用の乳製品につきましては、確かに、特に多頻度少量配達等の要請による物流費の上昇だとか、人件費の上昇等の要素があつて、なかなか小売価格に卸売価格の低下基調というものが反映されにくい状況にあるのは事実でございます。

ただ、小売物価統計、ただいまお話をあつたわけでもござりますが、それだと、いわゆる定番商品というか決まった商品についての価格の動きということになるわけでございますが、いわゆる総理府の家計調査によりまして、世帯で購入したバターの金額を量で割るということで出しました単価の動向で見ますと、これが正しい水準だというつもりはないわけでござりますが、例えば平成四年度、四年四月から十二月末の段階でマイナス一%というふうなことも出ておりまして、そこはいろいろ難しい問題はあるうかと思いますが、徐々にではあるが一定の影響は出ている、そういうふうに見ております。

単に簡潔に質問しますから、ひとつ簡潔にお答えをいただきたいわけですが、新農政というものが投げかけられて、一応注目されておるわけです。私たちも、やはり次の新しい時代が、今もうあります。ですが、爆発的な人口の増加に世界の食糧が対応できまい、そういう意味での食糧問題、あるいは環境というもの、自然というものと農林水産業とのものの関係、そういう観点に立った農政の方を描くという視点についてはよくわかるわけでありまして、そういう意味では総論、全く賛成であります。

ただ、具体的にそれがどういう形で出てくるのかということになるとたくさんな疑問を持つておるわけであります。これから本委員会でもいろいろな角度から検討してまいりたいと思いますが、今問題になつております酪農・畜産の問題については、残念ながらまだこの新農政のかけらも見ることもできないわけでありますので、一体酪農、あるいは果樹もそうであります。戦後の日本農業発展の上に一つの足跡を残しております。こういう部門をどういうふうに持つていこうとしておるのか、そういうことについてのスケジュールなどがもうできておるのか、そういう点を大臣がおりませんから、政務次官からお答えをいただきたいと思つております。

私は、個人的には、日本の今の農業諸立法の中で残念ながらできていないのは、農畜産物の需給安定法といったようなものが、外国にはあるわけですが、日本にはどうもない。ないというよりも、まあ個別に食管法があるし、畜安法はある、果振法はある、そういういろいろなものが入つておりますが、非常に大きく変わつた今日の情勢でこれらが十分な機能を果たしていない。食管法はそうであります。畜安法もそうであります。ですから、この際相当思い切つた、いわゆる需給調整基本法といったようなものの法的整備が必要だと思ひますが、そこまではなかなか大変でしようが、少なくとも畜産については政府が中長期の需給計画というものを早急に樹立して国民の前

酪農家に聞くと、第一位があすの酪農に希望を持たない、やつもまだ、こういうものが一番多いわけです。それはあなたのところが調査せられた調査結果でありますから、そういう意味で安心のできる畜産はこうすればなるんじやないかというものを速やかに示さなければいけないと思うのです。それについてのスケジュールなり考え方はどうか、それから需給調整法の考え方はどうか、お答えいただきたいと思います。

○石破政府委員 お答えを申し上げます。

確かに御指摘のとおり、新政策というものが稻作中心のビジョンしか示されておらぬではないか、十町ないし二十町というもののしか提示をされておらぬではないか、そういうような御指摘は事実でござります。新政策の検討に際しましては、稻作等の規模拡大が施設園芸また中小家畜といふものと比べまして著しく立ちおくれているということがございまして、国内における土地利用型農作物の供給力を確保する、それが喫緊の課題である、そういうことなどをございまして、まず水田を中心といたしました稻、麦、大豆等につきまして経営展望を行つたところでござります。

しかしながら、新政策において畜産部門をどのように考えるか、これは早急に検討をしていかねばなりません。そういうような観点から、私どもはございません。されば予算の概算要求、そのあたりまでには新政策における酪農、畜産の位置づけというのを明確にしてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、先ほど松岡委員の御指摘にもお答えをいたしましたが、これは非常に抽象的なお話で恐縮ですが、政府にその考え方ありや否や、あるいは前段申し上げましたような新農政の中で、畜産部門、どういうビジョンを示すのか。

と、そして適地適産ということを視野に入れなが
ら考えていかねばならないと思っております。
また、先ほどの鉢呂先生の御質問とも関連をす
ることでございますが、確かに展望のあるものを
示していかねばならない、そのとおりでございま
す。ただ、新政策というものは、それが決して魔
法のつえというわけではございませんで、このよ
うにやれば必ずもうかるというものが提示できる
かといえば、それはなかなかそういうわけにもい
かないのではないか。それぞれの経営の実態、そ
してまた経営の状況、そしてまた、どのようなと
ころでどのような形態でおやりになつておるか、
そういうようなものを総合的に、仔細に検討して
いくことが必要ではなかろうかと思つておる次第
でございます。

○中須説明員 後段の中長期的な生乳需給計画、
調整計画のようなものを国として定めていく、そ
ういう制度化を國つてはどうかという御質問でござ
ります。

一つは、実態いたしましては、御承知のとおり
生産者団体、具体的には中央酪農会議がやつて
おるわけでございますが、もう御承知のとおり、
輒遡に説法でございますが、生乳というものは、乳
牛がいて、そこから生乳が生産されるという形で
ござりますから、急激な増産とか急激な減産とい
うことなどが非常にやりにくい、そういう特性を持
ております。そういう急激な増産とか減産とい
ことは、経営に大変影響を及ぼす。そのため、
昔はこの中央酪農会議に基づく計画生産というの
も單年度でやつておるわけでございます。いろいろ
問題が生ずるということで、平成元年度から三
年ということで、やや中期的なものに改善する、
その中で、三年で計画を立てて、ローリングシス
テムと申しますようか、見直しをしながら進めて
いく、こんなふうにやつておるというのが現状で
ございます。

これは基本的に、生乳の取引自体は、言うまでも
ないことでございますけれども、生産者と乳業
メーカー、もちろん今の不足払い制度のもとで

は、生産者は一元集荷団体という形で生産者団体
を通じて乳業メーカーと交渉するわけでございま
す。そういう民間同士の取引にゆだねられて
いる。需給動向に応じてその両者の間の判断によつ
て、必要量というか、価格と量が決まつてくる、
こういう形をとつておるわけでございます。そう
である以上、やはり国が後見的に計画をつくつて
ある以上、やはり国が後見的に計画をつくつて
あることになりますれば、やはり実際にどういう意
味を持つのかということがあるのでないかななど
いうふうに思つてございます。

そういう意味で、私ども当面この中央酪農会議
によります計画生産ということについて、お互
に情報交換等を含めまして、適切な指導助言を
行っていく、こういう形で、ある程度中期的な需
給の安定に努力をしていきたい、こういうふうに
考へておるわけでございます。

○田中(恒)委員 中酪の生乳の需給計画をもつて
事足れりという意見は、大変安易な考え方です
よ。あれは大体、つくるときからその議論があつ
たわけだが、生乳の需給というのは、生産者と
メークーがあるわけなんだ。メークーは、中酪の
生産需給計画の中に入つてないんだな。そういう
力がないものでは一方的なんだ。やはり、これだけ
大きく農政が変わらうとすれば、政府が、農林
省は責任を持つてこうしたいということを生産者
とメークーとを合わせてやつていく、これが一
きいと私ども認識しております。

ただいま先生御指摘ございましたように、平成
二年度から酪農ヘルパー事業円滑化対策というの
を進めてまいりましてことしが四年度目、こうい
うことでござります。基本的な仕組みとしては、
御承知のとおりでございますが、中央のほか都道
府県段階に生産者、利用者の側と国、そういうも
のを含めまして基金を造成いたしまして、その基
金の運用益を主体としながら一番末端での利用組
合の活動を援助していく、そういうふうな仕組み
ができ上がつておるわけでございます。

もう一つは、輸入の問題だ、輸入。輸入が今の
乳業界を、酪農というものを、肉畜を混乱させて
いる一番大きな原因ですよ。だから、この輸入の
問題も含ませた需給調整でないと、計画でないと
いけないんですよ。何もペーパーを出して数字入
れるだけのことなら大したことはないのだ。どう
いう意味ではないわけでありまして、政府がやら
なければいけないというのは、そういう意味で、
私はしっかりととした調整計画というものは必要で
ある。それは、輸出入を考え、国内のいわゆる
生産者と消費者と、それがともに検討し合つて守
られるような権威のあるものにしてほしい、こうい
う意味で申し上げたわけでありますから、これは
それで、これはなかなか大きな問題ですからあ
れですが、今政務次官のお話の中にヘルパーの問
題に通ずる御意見があつたので、私もこのヘル
パー制度をつくるときにちょっと走つた一人です
が、今経済情勢の中では大変大切な役割を持つ
ておると思うのです。この酪農ヘルパー対策事業
というものはことしでたしか三年目に入ると思う
のですが、今後の事業推進についてはどういうふ
うな考えに立つておるのか、簡単でいいですか
ら、要点だけちょっと。

○中須説明員 御指摘のとおり、周年拘束制の厳しい労働が酪農の労働の一つの特徴でございま
す。ただいま先生御指摘ございましたように、平成
二年度から酪農ヘルパー事業円滑化対策というの
を進めてまいりましてことしが四年度目、こうい
うことでござります。基本的な仕組みとしては、
御承知のとおりでございますが、中央のほか都道
府県段階に生産者、利用者の側と国、そういうも
のを含めまして基金を造成いたしまして、その基
金の運用益を主体としながら一番末端での利用組
合の活動を援助していく、そういうふうな仕組み
ができ上がりつつあるわけでございます。

私ども現在、当面この制度のもとで、各都道府
県に造成された基金の運用益によってその酪農ヘ
ルパー組織の普及定着を支援していくといふ状況
を見守つてまいりたい、そういう意味で、今後とも
酪農ヘルパーに関する団体の指導援助に努めて
まいりたい、こういうふうに思つておる段階でござ
ります。

○田中(恒)委員 結局、七十億の基金を積み立て
て、その七十億の金利、利子分で運用していくと
いうことであります。それは、一つに言うたら、七十億
は足らぬ、もつと百億にして二百億にするとい
うふうに思つております。

○中須説明員 御指摘のとおりでございまして、
このヘルパー事業を普及定着するために私ども知
識が、人件費と絡んで、そういう知恵の働きどころ
は幾らでもあると思うのだ。役人というのは知恵
があるんだから、何か仕組みをつくつていただき
たいと思うのですが、どうですか。

まさに先生からもいろいろお話を伺いましたが、平成二年度に酪農ヘルパー事業円滑化対策を

いるという事実はないというふうに認識しております。

る程度の幅はあるといふうにお考えいただきたいわけでござります。

林水産省としてははつきりとした方針を持って臨んでいただきたい、このことを強く要望しておき

実施する、これ自体もいわばそういう知恵を出す一つの過程の中で生まれてきたものでございまして、現在利用組合の事務所の借り上げ料であるとかヘルパーの活動車あるいは燃料費あるいは連絡機器のリース料など、運営経費をかなり幅広く助成対象にしている。その分、言ってみれば実質的に料金の負担軽減にある程度寄与している、こういうことだらうと思ってるわけでございまして、やはり現段階では、当面この制度ができると全国で百億ちょっとの基金ということになつておられます。その利用状況を見ながら、今後どういうふうに進めてさらに次の段階に進んでいくか、将来的の課題として考えていただきたい、こういうことでござります。

保証価格が対前年比で五・五%下がり、飲用等回の翌年の六十三年度で申しますと、保証乳価は三・五%低下したわけござりますが、飲用等回の翌年の乳価は一・四%上昇。さらに、その次の年の元年でいいますと、保証価格は横ばいといふことに對して、飲用等向け生乳価格は一・九%の上昇。こういうことで、実態的にも必ずしも連動しているわけではない、こういうことだらうと思ひます。

それから、飲用乳価の具体的な交渉についてですが、これは私が申すまでもなく、過去何回も大変難しい局面もございましたし、その辺先生も十分御承知のとおりだらうと思ひます。私どもといいたしましては、基本的に両者間が自由で対等な立場

それから、最近数年間の市乳と加工乳の割合はどういう状況になつておりますか。

○中須説明員 御質問は、市乳の中での牛乳と加工乳の割合ということでお答えを申し上げますと、昭和四十年代には、飲用牛乳生産量に占める牛乳と加工乳の割合はほぼ同程度でございましたが、その後牛乳の好調な伸びの一方、加工乳が減少するということで、加工乳の割合が大幅に減少してきたわけでございます。

ところが最近、消費者の嗜好の変化と申しますと多様化を反映いたしまして、例えばローフ・アツトであるとかあるいは特別に濃い、そういうようやかな加工乳が増加傾向にございまして、三年度で販売量と飲用牛乳のうち牛乳が約八五%、加工乳が約一五%，こういうような比率に相なつております。

○中須説明員 先ほども御説明申し上げたとおりでございますが、加工原料乳の保証価格につきましては、主要な加工原料乳地域、つまり北海道における生乳の再生産を確保することを旨として、生乳の生産条件であるとか需給状況その他の経済事情を考慮して決めていた、こうしたことでござります。

まらない。だから、必ずあなた方が表になりますから、なりいろいろ走り回る、そういうことがあるわけですね。去年なんかも相当長かつたね。こういうふうに余り長い間がたがたさせなくて話をつけなくてはいけないのでですよ。そういう意味では、こういう際にこそ農林水産省の行政指導というものの力があるべきだと私は思うのです。そういう場合も

しかし一方、飲用向けの生乳価格というのは、全く基本的には市乳の需給の実勢、こういうものに基づいて指定生乳生産者団体と乳業メーカーとの間で自由で対等な交渉によって決められるべきもの、こういうことでございまして、基本的に両者の価格は性格が違うということでございまして、飲用向け乳価といふものと保証価格は基本的に連動しない。現に近年におきます両価格の動きを見てても、その方向あるいは幅について連動して

に、その行政指導はどういう方針で臨んでられるのか、それをまずお答えいただきたいと申う。

保証価格が対前年比で五・五%下がり、飲用等回り生乳価格が五・一%下がりました。しかし、その翌年の六十三年度で申しますと、保証乳価は三・五%低下したわけでござりますが、飲用等回りの生乳価格は一・四%上昇。さらに、その次の年の元年で申しますと、保証価格は横ばいといふことに對して、飲用等向け生乳価格は一・九%の上昇。こういうことで、実態的にも必ずしも連動しているわけではない、こういうことだらうと思ひます。

それから、飲用乳価の具体的な交渉について申しますが、これは私が申しますでもなく、過去何回も大変難しい局面もございましたし、その辺先生も十分御承知のとおりだらうと思います。私どもといつたしましては、基本的に両者間が自由で対等な立場で交渉して適正な価格形成が行われる、こういうことをを目指す、そういうことを期待するわけですが、いまして、そういう基本的な観点に立つて、状況に応じて、必要に応じてと申しましようか、その場で適切に対応していくことだらうというふうに考えております。

○田中(恒)委員 今の運動するか運動しないかということについての数字の説明も余り納得できませんが、しかしムードとしては、原料乳が上がるが下がるで乳価全体に影響を与えるのですよ。それを否定することはできないと思うのです。だけれども、そのことについてとやかくは言いませんが、生乳団体とメーカーとの話し合いが非常に相乱をしてくるということがないように、あなたのことは事前にそのときの需給事情というのにはほぼつかつておるわけでありますから、あなたの方の数字

それから、最近数年間の市乳と加工乳の割合はどういう状況になつておりますか。

○中須説明員 御質問は、市乳の中での牛乳と加工乳の割合ということでお答えを申し上げますと、昭和四十年代には、飲用牛乳生産量に占める牛乳と加工乳の割合はほぼ同程度でございましたが、その後牛乳の好調な伸びの一方、加工乳が減少するということで、加工乳の割合が大幅に減少してきたわけでございます。

ところが最近、消費者の嗜好の変化と申しますとか多様化を反映いたしまして、例えばローフアットであるとかあるいは特別に濃い、そういうような加工乳が増加傾向にございまして、三年度で見ますと、飲用牛乳のうち牛乳が約八五%、加工乳が約一五%、こういうような比率に相なつております。

○田中(恒)委員 この数年間の傾向としては加工乳がだんだんふえておる、こういう状況であります。

私はも初めて国会に出たころの記憶がありますとして、当時は半々で、加工乳が非常に多かったです。むしろ加工乳の方が多かった。これはおかしいといた。特に農林水産委員会、社会労働委員会、社労人はたしか橋本龍太郎さんが政務次官でしたが、おの人は非常にはつきりと我々に答えてくれて、いずれ数年の間にこれはずっと加工乳を減らしたい、こんなことをおっしゃっておったのです。それからだんだんその方向に向かつておつたのですが、どうも最近また加工乳がだんだんふえていく、こういう感じが強いのです。

これはいろいろの原因はありますが、一口に言えば、加工乳の方がもうけが厚いということですよ。やはり乳価全体がこういう状態になつていないと、市乳というか飲用乳ではなかなかもうけの傾向が薄い。加工乳の方が厚いということだと思うのが

ですよ。しかし、それが國民に健康食を勧めている上で妥当かどうかは再検討してみる必要があるんじゃないかと思います。

公取にお尋ねしますが、公取では公正取引協議会というのを持って牛乳の取引についての公正さを期するために規約をつくり、あるいは指導の要領などを大変細かくやっていますが、私どもスーパーへ行きますと、きょうこへ持ってきたが、そんなものを持つてくる時間もないから持ってきておりませんが、ともかくたくさん

牛乳なり牛乳に類似したものが並べてある。一々見ればわかるわけですが、小さい字でたくさん書いてある。一つのスーパーで二十近くあるんじやないですかね。だから、加工乳はあるし、乳飲料もあるし、いろいろな形でたくさんあります。あんなにたくさん出さなければいけないのかどうか、私などは素人なりに疑問に思いますがね。牛乳とはいわゆる乳から搾った牛乳そのものであるといえ、一〇〇%これは牛乳ですといえばいいんですが、雪印牛乳といつて、これは一般牛乳でありますけれども、一〇〇%の牛乳が入っておるんだ。加工乳といふのは

〇伊東(恒)委員 お答えいたします。

御指摘の配合割合の表示につきましては、消費者や生産者の団体からの要望もございまして、從来から業界において検討しているところでございますが、コンセンサスを得るに至ってはいない状況でございます。ただ、牛乳と誤認されることを避けるために、例えば加工乳、乳飲料につきましては、その商品名の三分の一以上の大きさの活字でその旨を表示する等の改善を図っているところ

でございます。

〇田中(恒)委員 私はこの問題で何回かあなたのところとやり合をしておるんだが、そうは言ひながら、牛乳とか乳とかミルクとかこういう表示をしてはいけないと言いながら、やはり抜け穴がありと見ておるんだ。だから、それが公正規約の中に例外措置として規定せられておるし、施行規則にも載つておるものだからちよつと混乱がある

起きてきておるので、もう少しそういう意味では、細かいことをたくさん書いてあるんだ。自然とか生とか、そんな言葉を使ってはいけないとかいうような表現の文字まで細かくこれ書いておるが、もう一遍やはり総ざらいをして見ていた

〇伊東(恒)委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、加工乳、乳飲料等の飲用乳の表示につきましては、業界で公正競争規約を設定してその適正化に取り組んでいるところでございます。

〇伊東(恒)委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、加工乳、乳飲料等の飲用乳の表示につきましては、業界で公正競争規約を設定してその適正化に取り組んでいるところでございます。

〇伊東(恒)委員 お答えいたします。

そこで農林省、農林省では六十二年から市乳の取引、乳の取引を脂肪率、当時三・二%と思いま

したが、三・五%に上げましたね。乳質改善ということを盛んに言い出しました。これが先ほど来る超過労働というか、非常に真剣になつていく。先ほど鉢呂君の方から、牛が死ぬか人間が死ぬか、そこまで真剣になつておると言われたのです

が、そういうこともこの問題にちょっとひつかつておるわけです。いい乳をたくさん搾りたい新農政は自然に対応する農業、畜産業のあり方ということが基本になつていくと思うのですが、その場合に、乳牛という牛の個体をそれほど無理をしなければいけないような形に引っ張つっていくものは、現在の市場価格における価格構成ですよ。

それで所得ですよ。それに関連しておるわけですが、ある意味で。

〇田中(恒)委員 時間があと五分ですから、残つた質問事項を一括してさせてもらいます。

一つは、私は四国ですが、四国には四国酪連といふのがあります。これが四国乳業株式会社といふものをつくるて農民的な運営をやつておるつもりです。私自身もその誕生の一人であります。が、ここが近く新工場をつくつて四国、中国を中心とした広域な余乳の調整をやりたい、こういう

わけですが、この四国の広域余乳消費機能について

について、政府としても、国としても御支援、

御指導をいただきたい、こういう要望がたくさん

私などの手元に届いておりますので、これについ

てもうお聞きだらうと思いますが、農林省畜産局

なり畜産事業団なりの格別の御指導をお願いした

いということが一つであります。

それから、ちょっと時間がありませんので十分

な質問ができませんが、この畜産と同時に、いよ

くと、いう上で妥当かどうかは再検討してみる必要があるんじゃないかと思います。

公取にお尋ねしますが、公取では公正取引協議会というのを持って牛乳の取引についての公正さを期するために規約をつくり、あるいは指導の要領などを大変細かくやっていますが、私どもスーパーへ行きますと、きょうこへ持ってきたが、そんなものを持つてくる時間もないから持ってきておりませんが、ともかくたくさん

牛乳なり牛乳に類似したものが並べてある。一々見ればわかるわけですが、小さい字でたくさん書いてある。一つのスーパーで二十近くあるんじやないですかね。だから、加工乳はあるし、乳飲料もあるし、いろいろな形でたくさんあります。あんなにたくさん出さなければいけないのかどうか、私などは素人なりに疑問に思いますがね。牛乳とはいわゆる乳から搾つた牛乳そのものであるといえ、一〇〇%これは牛乳ですといえばいいんですが、雪印牛乳といつて、これは一般牛乳でありますけれども、一〇〇%の牛乳が入っておるんだ。加工乳といふのは

〇伊東(恒)委員 私はこの問題で何回かあなたのところとやり合をしておるんだが、そうは言ひながら、牛乳とか乳とかミルクとかこういう表示をしてはいけないと言いながら、やはり抜け穴がありと見ておるんだ。だから、それが公正規約の中に例外措置として規定せられておるし、施行規則にも載つておるものだからちよつと混乱がある

起きてきておるので、もう少しそういう意味では、細かいことをたくさん書いてあるんだ。自然とか生とか、そんな言葉を使ってはいけないとかいうような表現の文字まで細かくこれ書いておるが、もう一遍やはり総ざらいをして見ていた

〇伊東(恒)委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、加工乳、乳飲料等の飲用乳の表示につきましては、業界で公正競争規約を設定してその適正化に取り組んでいるところでございます。

〇伊東(恒)委員 お答えいたします。

そこで農林省、農林省では六十二年から市乳の取引、乳の取引を脂肪率、当時三・二%と思いま

したが、三・五%に上げましたね。乳質改善といふことを盛んに言い出しました。これが先ほど来る超過労働というか、非常に真剣になつていく。先ほど鉢呂君の方から、牛が死ぬか人間が死ぬか、そこまで真剣になつておると言われたのです

が、そういうこともこの問題にちょっとひつかつておるわけです。いい乳をたくさん搾りたい新農政は自然に対応する農業、畜産業のあり方ということが基本になつていくと思うのですが、その場合に、乳牛という牛の個体をそれほど無理をしなければいけないわけですね。いい乳をたくさん搾りたい、それが果たして正しいのかどうか。

新農政は自然に対応する農業、畜産業のあり方と

いうことが基本になつていくと思うのですが、そ

の場合は、乳牛という牛の個体をそれほど無理を

しなければいけないような形に引っ張ついくも

のは、現在の市場価格における価格構成ですよ。

それで所得ですよ。それに関連しておるわけ

ですから、私はやはり高脂肪率、脂肪率中心の

乳の基準単価の置き方ということは再検討する必

要があるんじゃないかと思います。現に国民の嗜

好も必ずしも高い脂肪の乳がいいとは言つてな

い。最近は特に低い脂肪の方が求められておると

いうことで、いろいろなそれに類した商品が育つ

ていくという状況になつておるようになりますの

で、この際私は、乳というものについてはやはり

だがないと、私は西日本の方ですが、西日本では

ないかとすら思うわけですが、そういう意味で、もう少し思い切つた表示の検討をしてみると

必要があるんじやないかと思いますが、公取し

ての御意見があつたらお聞かせいただきたいと思

います。

〇伊東(恒)委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、加工乳、乳飲料等の飲用

乳の表示につきましては、業界で公正競争規約を

設定してその適正化に取り組んでいるところでござります。

〇伊東(恒)委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、加工乳、乳飲料等の飲用乳の表示につきましては、業界で公正競争規約を設定してその適正化に取り組んでいるところでござります。

〇伊東(恒)委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、

いよ養蚕が近く価格の決定を見るわけでありま
す。養蚕地帯は中山間、山村地帯でありまして、
最も厳しい状況に追い込まれております。全国の
統計でも、既に前年度大体二〇%内外の農家が
離脱をしております。私などの県でも二五%から
三〇%近い農家がやめております。高齢化が急速
に進んでおります。養蚕というものは山村で最大の
収入源であります。まさに崩壊寸前の状態にあ
ると言つても過言ではないと思うのです。
この養蚕の価格の決定を前にして、必要な措置
を委員会としてもとるべきだと思つております
が、この種の価格をめぐつてはいろいろな意見が
出てきている。養蚕の生産者は今のような状態
だ。ところが、機屋さんというのがありますね、
この機屋さんの方もとても苦しいのだ。さらに和
装などの呉服屋さんがある。これも苦しい。みん
な苦しいのですよ。だから、それぞれの立場に
よつて利害が違うから、基準価格を下げよと言
う、上げよと言う、そういう状態であります。し
かし、生糸の出発点が生産であることは間違いない
。そこがもう崩れかかっているわけであります
から、技術的にもいろいろ検討していただいてお
るようですが、少なくとも前年度水準を下
らない、前年度の枠の中で操作をしていく、こう
いうことを原則として養蚕の価格を決定いただき
たいということが一つ。
それからいま一つは、この問題は、対中国、い
わゆる外国との関係がございまして、中国との話
しが既に一回持たれておるそうであります
が、話がなかなかつかない、ということで四月初
めまで延ばされるようですが、この中国に
ついてもやはり毅然とした態度で臨むべきだと私
は思うのです。日本の養蚕がこんなに厳しい状態
になつておるわけですから、外國からそ
んに入つてくる必要はないと思うのであります
。私も日中の友好運動を長い間進めてきた一人で
あります。私は一九七〇年に中国の生糸の公司へ
行って、日本の農民をいじめるようなことはせぬ

だらうなど小言を言つたことがあるのです、もう
二十年ほど前ですが。そんなことは絶対にあります
。せんと彼らは言ったわけであります。もしそれ
がこの日中の生糸の交渉の中に生かされないと
すると、私は非常に責任を感じるわけであります
。主張すべきことは堂々と主張すべきであります
。毎年見えてみると、二万俵から一万五、六千俵で
すかね、だんだん下がつてきてはおりますが、ひ
とつ最大の効果を發揮するよう特に要請してお
きたいと思いますので、これについての答えをお
願いいたしたいと思います。
○中須説明員 前段のお話でございますが、御指
摘のとおり、余乳を適切に処理するということ
は、基本的に飲用牛乳市場の正常化と申しましょ
うか、安定した飲用牛乳市場を維持していく上で
大変重要な課題だと認識しております。このため
に、余乳の効率的な処理、それによって飲用牛乳
市場の安定化を図るという観点から、私どもも例
えば融資による余乳処理施設の設置といふことに
も努力というか御援助を申し上げてきている、こ
ういうことでござります。

ただ、余乳の処理といふのは、その施設をつく
るということが基本的にもう不可欠でございます
が、それだけではなくて、生産者団体、需要者、
メーカーを含めまして、全体として余乳を調整す
る、処理するシステム、そういうものと連携して
いるというか、そういうものをつくっていくことが不
可欠でございます。
そういう問題もござりますので、四国乳業にお
きますその計画についても、そういう観点から、
どういうことになつていくのか、十分お話を
聞いて考えてまいりたい、こういうふうに思つて
おります。

○高橋(政)政府委員 養蚕についての御質問でござ
ります。

まず生糸の行政価格に関してでございますが、
先生御承知のとおり、繭価格安定法に基づきま
して定めるわけでございますが、安定法では、生

糸の生産条件あるいは需給事情その他経済事情か
ら見て適正と認められる水準に生糸の価格を安定
させることを旨として定めるというふうに書いて
あるわけでございまして、平成五年度の行政価格
につきましても、こうした法の趣旨にのつとつて
に先生が今お話しになりましたとおり、四年度の
国内繭の生産を見ますと、農家が高齢化してお
るとかあるいは実勢価格の低迷などによりま
して、大幅な減少傾向にあるというようなことがま
ず第一にございます。

また、特にバブル経済の崩壊ということで、不

況を背景にいたしまして、現在織維全体が非常に

さへあるいは実勢価格の低迷などによりま
して、大幅な減少傾向にあるというようなことがま
ず第一にございます。

五年度の輸入枠を定める日中の協議におきまし
ても、我が国の今申し上げました需給事情を十分
に説明をいたしまして、適正な輸入数量にすべく
努力をいたしたい、このように思つておるところ
に定めております。

五年度の輸入枠を定める日中の協議におきまし
ても、我が国の今申し上げました需給事情を十分
に説明をいたしまして、適正な輸入数量にすべく
努力をいたしたい、このように思つておるところ
に定めております。

輸入が増加いたしますし、また、国内供給が過剰
の場合には輸入を削減しているというようなこと
でやつてきておるわけでございます。

それで、今お話しのように、特に我が国の生糸
が軒並みに減少いたしております。そうして後
繼者不足、高齢化の急速な進行等が顕在化する
と同時に、農村村落、集落そのものが崩壊する問題
さえ引き起こつておるなど、憂慮される状況にご

၁၀၃

今私たちには眞の政治に基づいて、国民の、農家の暮らしを所得で八百万から、そして労働時間も千八百時間から二千時間以内に抑えるよう、後繼者が展望を持つて立ち向かうことができる、希

望の持てる農業、こういうことを言いながら譲り受けをして いるさなかであります。現実は極めて厳しい状況にあると思ひます。

が予想されるところであります。よって、こうした畜産の置かれた厳しい実情をしつかり踏まえた上で、畜産農家経営の安定と担い手の確保を図る観点から、価格決定や諸対策について万全を期すべきだということをまず申し上げておきたいと思います。

自由化阻止の立場で国務省並びに上院、下院の議員の皆さん方との話し合いに参加をいたしてまいりました。穀物自給率一九%、これを割る状況の中で、日本の農産物はほとんどが輸入自由化の名によつてアメリカから購入している現状がある。そうした中で、米までも自由化されたら大変だという立場でいろいろ主張してまいりましたが、その際に国務省の方から、しかし牛肉の自由化の際にも、日本はそれがされたら大変だ、大変だといふことで国を挙げて大騒動し、農家もいきり立ておられたけれども、結果としては牛肉が自由化されても政府が打つべき手を十分打たれて、全く今日事なきを得ているんじやないか、米も同様だ、そういう対策をとればいい、こういう発言があつたところでございます。

しかし、今日日本の畜産の実態は、けさほど来論議がありますように、大変な状態に置かれているのが実情であります。不況のどん底に追い詰められて、畜産農家、とりわけ酪農の皆さんは、ぬれ子の暴落など含めまして、悲鳴を上げているのが現状ではないでしょうか。

れであります。

現在、明日の畜産振興審議会酪農部会に向けて
私ども内部で鋭意検討中でございまして、まこと

○中須説明員 後半の御質問について、ちょっとお答えというか御説明を申し上げたいと思います。

本日の畜産振興審議会食肉部会に提示いたしました試算値につきましては、ただいまお話しのとおり子牛の保証基準価格について、その他肉専用種、いわゆる短角等のグループ、これは今年度二十一万四千円という単価でございますが、それを二十一万一千円、それから乳用種につきましては十六万五千円という今年度の価格でございますが、試算値は十六万四千円ということに相なつております。いずれもわざかでございますが、御指摘のとおり下げということになつておりますが、これは、最近におきますえさ価格の動向でござりますとか生産性の向上ということを加味した、ことういうことでございます。

ただ、同時にちょっと申し上げておきたいのは、子牛の合理化目標価格については、その他肉専用種については現在十八万三千円でございますが、それを十七万三千円、乳用種につきましては十三万八千円でございますが、試算値では十三万四千円と、保証基準価格よりかなり大きく下げております。

ただ、御承知のとおり、合理化目標価格と申しますのは、低落をした場合にそこまでは政府が全額を保証するというか、そういう性格でございまして、そういう意味で、最近の実勢価格の動向を考えしながら、やはりこの制度が適切に運営される、そういうことを考慮いたしましてこのような試算値になつておるということをちょっと御説明申し上げます。

党で価格を取りまとめる立場の一員でございました。結果をいたしまして、別に満足したというような発言をした覚えはないわけでございますが、酪農経営安定等緊急特別対策事業といふものを講ずることによりまして、若干なりとも生産者の方々の御期待に沿う部分があつたかもしらぬ、か

海道でございますが、その地域における生乳の再生産を確保すること等を旨として定めることとさ

○中等説明員 加工原料乳の保証価格等につきましては、御承知のとおり、不足払い法に基づきまして、生乳の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して、加工原料乳地域、これは現在は北

本年用の五年度の仮想価格について、再生産を保証する価格とすること、個体販売価格など、の暴落を勘案して、最近の酪農経営の厳しい現状を開拓するため、現行価格を引き上げるべきだと考えますが、まず考え方をお聞かせを願いたいと思います。

す。そうした立場から、長期の生乳安定需給対策を確立をして、先が見えるようにしてほしいということを強く要求したいと思います。

りつつあります。これまでの設備投資、規模拡大の努力が逆に酪農家を塗炭の苦境に追い詰める結果にならうとしているのではないかでしょうか。これはまさに政府の需給見通しの誤りであって、その責任とツケを酪農家だけに押しつけるということは絶対にあってはならない、このように思いま

政府は、乳量が不足するという場合には増頭を低減を図りながら努力をしてまいりました。では乳製品の緊急輸入を繰り返してきたところでござります。しかし、飲用牛乳需要の伸び悩みもあって、牛乳需給は昨年の夏以降過剰の状態にな

保証価格についてでありますと、酪農家は、毎年引き下げられる保証価格の中で、副産物である初生牛や初妊牛、廃用牛などの個体販売に一部依存をしてきておりましたけれども、これも牛肉の自由化以降、今申し上げたように暴落し、所得が急速にダウンをしております。それでも搾乳量の増大や規模拡大などで損失をカバーすべく、コスト

す。そういう立場で、まず第一点は加工原料乳の

ようなことを申したような覚えはございません。

経営の状況は、午前中から御質疑がござりますとおり、相変わらず大変に厳しい。しかしながら、数字にあらわれない部分、また実態として子細に検討すべき部分、そういう部分が多くあるうかと思います。数字は数字として検討いたしますが、それと同時に総合的な所得というものをいかに確保していくかということも勘案をしてまいらねばなるまい、かように思っております。ただ、数字として、試算値として出てまいりますものは、それはそれとして十分に尊重していかねばならぬ、このことは申し上げておかねばならぬと思つております。

○有川委員 御答弁をいたしましたが、合理化目標でなしに、やはり保証基準価格ですね、ここがやはり問題だ、このように私思つて申し上げたところであります。

昨年次官が、生産者の期待に沿うものがあつたのかもしれない、こういうふうには言つたかもしれないということとございますが、いずれにいたしましても、今、けさほど来鉢呂委員やられぞれいろいろ意見がありましたように、そうした現場の実態を踏まえて総合的に、これでは酪農をやつていけない、そういう気持ちで努力をされた結果だつただろうと思ひます。ことしだつて決して変わらない、ますます厳しくなるという条件、状況、そしてさらに新農政で先の見える農業をつくる、こういう意欲に燃えて、今私たちが論議をするさなかでありますから、十分な、その辺を判断した御努力と姿勢を要請を申し上げておきたいと思います。

次に、飲用乳価についてありますが、生乳の過剰状態と需要の伸び悩みを理由にいたしまして、乳業会社が乳価の引き下げを考えているように伺います。価格決定に当たっては、先ほど田中委員の質問にもあつたわけですが、当事者間の主的な交渉にまつ、こうしたことになつております。

昨年も私、このことを質問をしたわけでありま

すが、弱い立場にある生産者と、対応する大企

業、乳業会社が対等に交渉ができるよう行政指

導を強めるべきと思う、このように述べました

ところ、昨年は、けさほど來の答弁のほかに一定

の、自主的交渉が主体だが、「必要があれば適切な指導をしてまいりたい」、このようにお答えに

なつておるわけであるけれども、その辺のことについて適切な指導、対等の立場でという、そ

の辺を尊重されて、今の弱い立場にある酪農家の皆さんの救済を考えた対策ができるのかどう

か、考え方をお聞かせ願いたいと思ひます。

○中須説明員 飲用向けの生乳価格の問題につきましては、ただいま御指摘のございましたとお

り、基本的にその取引当事者間で自由、対等な立

場で交渉の結果決める、こういうことでございま

したがいまして、政府といたしましても、生産者団体と乳業者の間の対等、自由な交渉、こういう

うものが実現するような環境づくり、そういうこ

とが基本的に重要だろうと思っております。そ

う意味では、御承知のとおり加工原料乳生産者補給金等暫定措置法自体が、指定団体による一元

集荷、こういう仕組みをつくることによりまし

て、多数の生産者というものが団体に一元化して

乳業者と交渉する、こういう道を開いているわけ

でござりますし、また実質的な意味でその指定団

体が力をつけてより対等に交渉できる、そういう

意味での各種の指導、あるいは指定助成団体の行

う各種の調査や運営体制に対する助成も含めて、

私ども努力をしているところであります。

基本的にはそういう対等、自由な関係のもとで

飲用乳価が決まってくるということでござります

が、もちろんその場面において必要が生じますれば、役所として、行政指導の範囲と

ことでございましょうが、適切に対処していく、

そういう基本的な姿勢は持つてゐるわけでござい

ます。

わけであります、しかし、繰り返し述べられた

ように、ぜひ、指定団体が一團となつて交渉がで

おるところです。このことが農家の生産

や、対等にいろいろな、売る側でありますから弱

き、対等にいろいろな、売る側でありますから弱

ます。

あわせて、若干の状況を申し上げますが、私の

出身である鹿児島の、黒毛和牛の主産地ですけれども、肝属地区で二月の価格が、消費税抜きです

が、最低で六万二千円、平均で三十三万五千円で

すね。三月は、最低が四万一千円、平均で三十一

万五千七百七十八円、こういうふうになつております。

時間がありませんので、次に移ります。

昨年実施されました酪農経営安定緊急特別対策事業、四十八億円ついておつたわけですが、平成五年度も継続実施をして、酪農家が危機を脱却できよう対処すべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

○中須説明員 御指摘の酪農経営安定緊急特別対策事業でございますが、昨年決定時、特に酪農経営において個体販売価格が急落をした、そういう激変があつたという事態を踏まえて、今後とも良質な原料乳を供給していただく、こういう観点で事業化、四十八億の予算化というか、したわけ

ました。毎月下降線をたどつております。もう間

もなく、次の次の月ぐらいはこの保証基準価格を割るだろう、このように言われて心配をされており

り、特別な牛の保有をされている人は別といたしまして、最低が四万一千円という、黒毛和牛の実

が、最低で六万二千円、平均で三十三万五千円で

すね。三月は、最低が四万一千円、平均で三十一

万五千七百七十八円、こういうふうになつております。

○中須説明員 御指摘の酪農経営安定緊急特別対策事業でござりますが、昨年決定時、特に酪農

経営において個体販売価格が急落をした、そういう

激変があつたという事態を踏まえて、今後とも良質な原料乳を供給していただく、こういう観点で事業化、四十八億の予算化というか、したわけ

ました。毎月下降線をたどつております。もう間

もなく、次の次の月ぐらいはこの保証基準価格を

割るだろう、このように言われて心配をされており

り、特別な牛の保有をされている人は別といたしまして、最低が四万一千円という、黒毛和牛の実

が、最低で六万二千円、平均で三十三万五千円で

すね。三月は、最低が四万一千円、平均で三十一

万五千七百七十八円、こういうふうになつております。

ただ、その際、そういう基本的な性格を持つて

いるということと、この措置自体四年度限りの臨時異例の措置だ、こういうことを関係者間で、何と申しましようか確認をして実施をした、そういう

う経緯がございます。

そういう意味におきましては、この事業をこのまま後年度以降継続するということは、大変困難だというふうに考えております。

そういう意味におきましては、この事業をこのまま後年度以降継続するということは、大変困難だというふうに考えております。

ただ、その際、そういう基本的な性格を持つて

いるということと、この措置自体四年度限りの臨

時異例の措置だ、こういうことを関係者間で、何と申しましようか確認をして実施をした、そういう

う経緯がございます。

ただ、その際、そういう基本的な性格を持つて

いるということと、この措置自体四年度限りの臨

ただ、御指摘のとおり、実勢の価格の推移、御指摘ございましたが、確かに黒毛和牛につきましても、黒毛の子牛につきましても、自由化後もかなり高い水準で推移してきましたのでござりますが、昨年後半から、特に年が明けて以降、かなり低下というものが目立つ感じになってきた、御指摘のとおりだらうと思います。自由化の影響といふ以上に景気の動向、市場関係者等にお伺いいたしましたと、押しなべて大変売れ行きが悪い、こういうことでございます。そういうことも影響しているのではないかと思いますが、こういった価格動向については注視をしていかなければならぬ、こういうふうに感じているところでございます。

で悲鳴を上げていらっしゃるというのが現状でござります。

中山間地域の農業振興、複合経営、そういうことも、あるいは付加価値の高い農産物の生産とか、いろいろ提起もされておるところですが、我が鹿児島地区については、特に生産地帯であるだけに、これが核になつてほかの農産物が生産され、そういうことにならなければならぬと思うだけに、特に今後の動向に注目をしながら万全の体制を、再生産が可能な状況をつくり上げていただきたいと思ひます。

余り時間がありませんので次に移りますが、合理化目標価格の問題でありますけれども、これは一応先ほど、乳用種が引き下げを若干提起をされております。この目標価格から下回った分については、指定協会にあらかじめ積み立てをして、生産者積立金を財源としておるわけでありますが、今日既に多額の不足を来ておるのが現状ではないかと思います。けさほども若干質問があつたと

ころでございますが、これらの問題について、農家負担を軽減する、あるいは、四年据え置き八年返還ですか、そういうような状況になつておりますので、いよいよ返還の時期にも入る。支援体制をどのように考えておられるのか。生産者、県負担のこれまでの四分の一から六分の一に軽減する、こういうのもありますかね、今度の方針です。そういうのがあればそういうことを含めて、さらには今度の財源の不足、マイナスになっている分の取り扱い等、特別に考えていく考え方はないのかどうか、そういうことを含めて御回答願いたいと思います。

○中須説明員 御指摘のとおり、これまでというか、三つのグループのうち、その他の肉専用種のグループ、それと乳用種のグループにつきましては、実勢価格が合理化目標価格を連続してある程度下回るという事態が起きておりまして、この結果、あらかじめ積み立てた積立金だけでは補給金の交付財源が不足をして、その分借入金によつて対処をするというような事態が生じてゐるわけでござります。

ただ、一時的にはそういうことが起り得るということでおございまして、そういう事態にあらかじめとて、備えるために、各県協会の集まりました全国協会に一定の資金を留保しておきまして、これを無利子で融通いたしまして、とりあえずの財源に充てる、こういうことを行つてゐるわけでござります。ただいま御指摘のとおり、四年据え置き八年償還、こういう長期無利子の貸し付け、こういうことでござります。したがいまして、これの処理につきましては、基本的には昨年度以降借り入れが行われてゐるわけでございますが、まだ償還開始というのに若干余裕がござります。

そういうことを含めまして、今後どのような対策が必要であるのか、その要否を含めて検討していきたいと思っておりますが、基本は、やはり子牛価格自体が合理化目標価格よりかなり下回つてゐる、やはりそれを上げる努力というか、そういう

うものもまた一面で必要なわけでございまして、両々相まってというふうなことを考えて、いる次第でございます。

○有川委員 言葉の上では、合理化目標価格よりも下の方を上げるという、そのことはわかるんですが、現実の問題としてなかなかそういう状況にないということを踏まえて十分な対策を今後していただきたいと思います。

次に、ちょっと移りますが、畜産の環境対策についてでございます。とりわけ養豚ですが、これについてお伺いいたします。

養豚は、平成四年度で見てみますと、飼養戸数が三万戸で対前年度比マイナス一六・九、飼養頭数が九千六十六万六千頭で対前年比マイナス三・三、うち、子とり用離豚が百六万一千頭で対前年比マイナス四・五、こういうふうに大きな減少傾向を示しております。これは経営の厳しさ、そういうのがあると思いますが、規模拡大をしたり繼續をしようにも、そのふん尿処理という一つの畜産公害の問題等もありまして、その処理に大変な金がかかるということもあってこれが進まないこういう落ち込みが出ておる、このように思われますし、ふん尿処理対策が何としても険路になつておるのではないかと思うところでございます。

國の方では、畜産環境対策事業とか家畜ふん尿処理施設整備特別対策事業、家畜ふん尿処理利用新技術実用化事業、さらには畜舎周辺環境等の整備事業等を総合的に行つてこられております。承るところによれば、環境保全型畜産確立対策事業を本年度からまた実施する、こういうことになつておるわけであります。が、ふん尿が公害という立場の処理だけではなくて、畜産のふん尿処理はさらにもっと有用な有機肥料、土づくり原料としてこれを活用しながら農業の振興発展にも大きく寄与する、そういう立場で努力をすべきであることを、これまで私、何回かお訴えをしてきておるところでございますが、ふん尿処理の前進は畜産全体の振興、さらには規模拡大、低コスト生産に

大きな役割を果たすと同時に、それは養豚農家にとっても決定的なプラスの面が出てくる、このように思うわけですが、新規事業などの内容及び考え方、この辺について若干御報告をしていただきたいと思います。

○中須説明員 御指摘のとおり、畜産経営にとりまして、環境問題、もう少し狭く言えば、ふん尿処理問題、大変大きな問題でございます。

御指摘ございましたとおり、養豚農家、最近巨数の減少が著しいわけでございますが、一定時期にやめられた農家の方にお聞きをいたしますと、やめた中で一〇〇%ぐらいの方々が環境問題が原因でやめた、こういうことを挙げておられる、そういう統計もございます。やはり畜産にマイナスイメージを与える、後繼者が確保できない、そういうことにもつながっているわけでございまして、家畜ふん尿の適切な処理が大変重要だ、こういうふうに私ども思っているところでございます。

しかもその処理というのは、ただいま先生御指摘のとおり、やはり有機物を土壤に還元して自然のリサイクル機能を生かす中でそれを処理していく、これがやはり一番基本だ、こういうふうに考えておられるわけでございます。

そうした観点から、先生から今御指摘ございましたように、平成五年度から若干の新しい事業というか、取り組みを考えております。考え方はまさに先生から御指摘あつたとおりでござりますが、畜産環境問題の解決を図るとともに、とにかく家畜ふん尿を良質な堆肥化する、しかもそれを耕種部門で有効に積極的に活用していくだく、そういうような意味で堆肥の需給調整センター、そういういった機能を生産者団体等に持たせることで、それと同時に、家畜ふん尿の処理施設、堆肥の保管施設等の整備を行って、畜産農家と耕種農家をつないでいく、こういうような形で新しく事業を進めてまいりたいと補助事業を考えております。

またそのほか、平成五年度からは、農業改良資

しなければやつていけない、そういう状態にあるわけであります。過剰投資なんです。こういう実態をどう把握しているのか。また、大麥高品質の牛乳を生産することが消費者に喜ばれるというとて、脂肪率を、かつてはホルスタイン種の本革の脂肪率というのは三・二%ですが、それを三・五%に上げる。上げるためににはやはりえさ等でかなり投資もかかる。そして、無理した飼い方をやるから疾病等にもかかるということありますから、こういう実態というものを持ち込んで把握をして上でどうすべきなのかを考えるべきだ、こう思うのですが、北海道と内地、都府県というのであります。その実態把握についてどういうふうにとらえておられるのですか。

○中須説明員　ただいまのいわゆるぬれ子の価格、私、四万円台、北海道の数字というふうに御紹介を申し上げたわけでございますが、その内地の価格といいますか、北海道以外の都府県の数字で申しますと、例えば昨年十二月段階で三万九千二百三十円、こういうようなことに相なっております。おおむね、昨年度、四月以降、四万円と三万九千円の間ぐらい、こういうふうな形で内地では推移をしております。

このことで時間を費やしてもあれでありますか
ら、今恐らくそういう把握の中では、先ほどの畜産局長の説明にもありましたように、酪農經營者がいい方向に向いているというような認識に立つて
いる、そういう点で私はそれは違いますよ、こう
言いたいのです。農水省で出しました乳牛の
生産費調査、これをちょっと私は見ただけで
も、まず今のお話にありましたぬれ子あるいは廢
牛、副産物価額というふうにありますが、これが
平成三年度で七万七千二百五十七円になつてお

ですが、とてもそんな価格ではない、こう指摘せざるを得ないわけです。全く廃用牛の価格は問題ありませんし、また、ぬれ子も先ほど申し上げたとおりの価格でありますから、もつと平成四年度になれば下がっているはずです。これが集まる二番目に、乳牛の償却費という点で、これが四万一千九百六十五円というふうに見られておるわけありますが、これもまた問題があろうと思うであります。かつては乳牛は大体七産も八産もとったことを自慢にしておったものであります。このごろ、ついこの間北海道の皆さんを初め陳情に来られましたから、今どの程度の平均になつていますかと言いましたならば、もう四産となる牛は十頭のうち一頭もない、そんな実態だ。こういうことを実は言っているわけであります。私も月曜日に聞いてまいりましたけれども、都府県はそういう状態まではまだいっていないようですが、しかし寿命が短くなっている、すなわち乳牛の償却費が非常にかさんでいるというのが実態だと思います。それは高脂肪、そして泌乳量をたくさん増加させよう、このために牛が大変な苦労をしているわけですね。

したがつて、御承知のように、家畜共済に加入の割合というのは乳牛がどつとふえておりますし、同時にまた、普通に飼つておつたのではだめだから共済事業に入つて、そしてやつた方がやはり最終的に得だ、こういう酪農家の感覚で乳牛が共済に入つていますし、そのことが、たくさんのが無理をするから疾病が非常に多い、だからその共済の支払いも大変だ。これは、もう二年前から家畜共済の方は赤字に転落をしているというのは、この実態は、隠れみのを共済事業に酪農家は求めているという実態じやありませんか。こういうことを考えますと、乳牛の償却費をこんな程度で見ているというのは問題だ。

それからもう一つ申し上げたい点は、農機具につきましても、北海道、内地を含めて、平成三年度で二万一千二百九円ですか。やはりこれなど

も、先ほど申し上げたように、過剰投資でもなんの状態ではないのだという、全体的にこの資料が、一体どういう調査をやってこういう資料を出してくるのかな。もう本当に私は疑問に思うのです。

それからまた、その下に搾乳牛一頭当たりの収益性というものが実はあります。その中で問題は所得率であります。この所得率を平成三年度で三八・一%に実は見ておりますが、この三八%、四〇%というクラスは全国で表彰を受けるようなクラスの酪農家であつて、普通の酪農家はこんな額の所得率ではない、大体二五%から三〇%未満だというのが一致した見解であります。

そういう諸点を考えますと、やはりこのことはどう見ておられるのか、全体的に後で答弁をしていただきたいと思うのですが、そういう酪農の実態なのだとということをまず認識を新たにしていたく意味で申し上げているわけですから、これらについて簡潔に御答弁をいただきたい。

○鷹田説明員 私どもが公表しております牛乳の生産費調査でござりますけれども、昨年の米麦の生産費から適用してきております新しい生産費調査の見直しに基づきまして、今回牛乳につきまして算定したものでございます。その生産費調査の見直しによりまして、先生もちょっと触れられましたが、農機具等の償却計算の変更等によりまして物貯蔵費が減少しておりますし、それから労働賃料は、従来農村の雇用賃金を使っておりましたが、今回は労働省の毎月勤労統計の五から二十九人規模の賃金に変更した、それから副産物価額が大部分下落したというようなこともございまして、全国平均で見ますと五%の増加となっています。

それからさらに、今先生がお触れになりましたように、乳牛につきましても償却方法を変更してしまして評価したということがございます。このおりまして、これは従来は一頭一頭評価していくものを、最近の多頭化飼育に応じまして法定に則りまして評価の結果、乳牛の償却費は対前年と比べまして大分上昇しております。そういうことがございま

して、昨年に比べますと五・〇%増加しておりますけれども、これは前年に比べますと五・六%増加しております。従来方式によりますと一・一%の増加というふうになつております。
なお、北海道につきましては、これは加工原料乳地域でありますので別途公表しておりますけれども、これは前年に比べますと対前年比〇・七%の増加というふうになつております。
○志賀(一)委員 政務次官、今の私の質問に対しで、こういった問題点が現状にどうもそぐわないという認識を私は持つてゐるのですが、いま少し検討するというお考えはありますか。
○石破政府委員 今統計情報部長からお答えをいたしましたとおりの数字でやつてしまいたいと思つております。統計上はそれは確かな数字であろうと思っております。それが統計技術上も正確なものというふうに認識をいたしておりますが、なお、先生が最初から御指摘のように、決して好転をしたというような認識は持つております。相変わらず厳しい状況が続いておると思っております。個々の酪農家の経営の実態を踏まえまして、適正な決定をいたしたいと思っております。

ふうに大変なふえ方であります。やはりこれは消費の動向が、健康のために必ずしも高脂肪のものを求めないんだ、求めていないんだという一つの証左ではなかろうかと思うものでありますから、高脂肪の牛乳、三・五を今度は片方の会社は三、六、三・七というふうに、売らんかなの構えでやつておりますけれども、これはちょっと問題だな。消費者教育のためにも、そういうことでいま少し行政指導をして、政府として、牛体を大事にする、そういう立場からもやはりガイドライン的です、そういう脂肪のあり方についてもう一度再考しないといいのではなかろうか、そんなふうに思いますが、いかがでしよう。

多様になつてゐる、そういう時代なんではないかな、こんなふうに考へてゐるわけでございます。

○志賀（一）委員 今、北海道の原料乳地帯、そしてそれ以外の都府県は飲用牛乳地帯、こういうふうに二つに分けられて、施策がされているわけあります。しかし私は、もう一方を考えれば、山地の酪農、中山間地帯の酪農、平場の酪農、こういうものもあると思うのですね。こういう段階別施策に対しても、それなりの施策が必要ではないかと思いますが、そういう視点は今日までの酪農政策にないと私は思つてゐるわけであります。

○中須説明員 御指摘のとおり、最近におきまして、ローフアット牛乳消費動向を見ますとかなりのテンポで伸びている、そのとおりございまして。ただ、今先生御指摘のとおり、平成三年で約十六万キロリットル、こういうような水準でございますが、生乳全体の牛乳の処理量の中でどのくらいを占めるかというと、大体三%ぐらい、こんなふうな状況でございます。

いろいろなことが言えるわけでございますが、私ども基本的に、最近の牛乳の販売動向を見て、

ますと、やはり消費者の嗜好というのかいぢれしない多様化している。確かに、例えばお年寄りでカルシウムをたくさんとる、そういう場合にはロー・ファット牛乳でもってやらなければならない。しかもカルシウムがもつと多いのがいいとか、そういうような嗜好がある一面、御承知のとおり、六十二年から通常の牛乳につきまして脂肪率が三・二から三・五に上がったわけでございますが、このとき消費は大変大きな伸びを示しました。コクがあるておいしいという評価があつたわけでござります。今でも、先ほど先生も御指摘のとおり、より高脂肪の牛乳というのも、一面ではそういう経済合理主義的な立場に立つて、酪農をやつてる、指導をやつてゐる、そう言えなくはないのではないか。スイスでは、標高差によつて、標高差を五段階に分けて、そしてその段階ごとに乳価がラス所得政策ということをやつてゐることは皆、人間の御存じのとおりだと思うのですが、そういう施策を我が国でも取り入れてやつていくべき時機が来ているのではないか、そんなふうに思うのがあります。酪農はそういう意味で政策の新たなものであります。換期にある、そういうふうに思うのですが、いがでしようか。

○中条説明員　確かに先生御指摘のとおり、そのもの施策というものが一律的、画一的になり過ぎてはいるのではないか、そういう御指摘に対してもやはり謙虚に私ども自身も、そういうそれぞれ

地域に応じた酪農経営のあり方ということで施策の改善努力を続けていかなければならぬ、基本

○中須説明員 飲用牛乳市場の正常化と申しますが、先ほど来、午前中での御議論でもございましたように、飲用乳価を適正に決定していく、そういう意味でもやはりいわゆる市乳の

売安売りといふことが好ましくないのは御存知のことおりだうと思います。ただ、やはりこの問題、基本的にさつき午前中のお話をも余乳のことが出ましたが、やはり生産構造なり流通のありとものものと結びついてる、そういう部分があつたございまして、そういうことを含めまして

て、我々としては市場正常化のためにできる限り関係者と話し合いながら努力をしていきたい、というふうに思っております。

くて、より強い行政指導でこういううばかなことやめさせてくださいよ。これはやはり酪農家一致した要求だと受けとめても結構だと思ひす。

それから、保証価格の算定上必要になつて牛の生産費調査というものはかなり詳しくやられいるようであります。私はかつて酪農家をやましたから……。

○萩山委員長代理　志賀委員の持ち時間がもう了いたしましたので、よろしくお願ひいたしました。

そして店頭で売っている、量販店で売っている
乳の値段はその倍だ。農家から市乳処理工場
までは、いつて「殺風景」でバッカくもんとして古毛毛に並

持つていて、それで着直して、ハーフパンツを履くのがいいだけです。どうも私はこれは納得がいらないな、こういうふうに思うのです。流石がそんなにかかるのだろうか。やはりそれ

経費が少なくて済む。それで、さうしたところにかけかかるなら、その流通経費の一部をもつとひつて酷農家に還元してほしいものだ。こういうふうなことをおこなうことは、必ずしも当社に

くはを
す。
に思うのですか。そういう面での行政指導をお考
えになるのか、お聞きをしたいと思
い。

○中須説明員 私ども、飲用乳市場というものは、そもそも生産者団体と乳業メーカー、そ

○林山委員長代理 佐々木秀典君
また乳業メーカーと卸業者あるいはじかに大手の量販店、そういうところの間の自由な取引の中で、それぞれの販売経費なりマージンなりあるいは消費動向、そういうものを踏まえて市場原理で決定される、そういうふうに基盤的に認識しておりまして、そこには行政が強く介入するといふことはいかがかと、基本的な視点としてはそういうふうに思つております。
○志賀(一)委員 では、時間が来たようになりますので、途中ですが、やめます。どうもお世話になりました。

○第三卷張代里 佐々木秀典語。

○佐々木委員 時間に制限がありますので、でさるだけ手短にと思っております。同僚議員のお尋ねになつた質問となるべく重複を避けたいと思ひます。端的にお答えをいただければありがたいと思ひます。

そこで、平成三年に自由化されたときには関税率は七〇%だったわけですが、それが年々一〇%ずつ下がって、ことしの四月からは五〇%ということになるわけですね。これは円高といふこともあって、輸入については有利な条件がこれまで加わっているのではなかろうかと思われるわけですね。昨年の輸入牛肉ですけれども、これは四十一万三千トン、今までの史上最高を記録したわけですが、それでも、本年四月からまたこうして関税率が下がるということになると、さらに輸入量の増加には拍車がかかるのではないかということが非常に心配されるのです。この辺の見通しはどうですか。

知のとおり、自由化決定前三年間にわたりまして、日本、日豪合意によりまして毎年六万トンずつ、輸入枠の拡大をしてきた、その最終年度、三十九万トン水準というところから自由化が始まつたわけでござります。しかし、六万トンの毎年の輸入量の拡大というのは消費の実力に比べればかなりそれは大きかつたということで、自由化当初かなり、十万トンを超える国内の在庫があつたわけでございます。したがいまして、自由化初年度はそれを取り崩すという形のために輸入量はむしろ減少いたしまして、約三十二万トン台だった、こういうことでございました。それがついに、ついにというか、自由化二年度目の四年度に入りましたとして、積み上がっておりました在庫分は一掃され、通常の形になつた、こういう中でかなりの伸びを見せて、いる。ただいま先生が御指摘されたような状況でございます。

これから、明年度以降の輸入動向でございますが、率直に申しまして、輸入動向は国内での消費の動向あるいは為替レートの推移、原産地の価格、いろいろな不確定な要素がございまして、なかなか予測は私どももしがたいというふうに思つておりますが、ただやはり基本的にには、関税がさらに五〇%に下がるという状況でござりますので、なお輸入の増加が続くという気持ち、心構えでもつていなければならぬだらう、そういうふうに思つております。

○佐々木委員 だから、当然それは、今おっしゃつたようなこと、いのちのはだれしも考へることなんですよ。具体的な計数としてどのぐらい見込んでいるかということを今までの経験とそれから資料などから推量できないか、このところをお尋ねしているのです。多くなるだらうといふことは、これはもうだれだって認めて、いるのですから、わかるのです。そんなのは素人だつてわかるのですよ。玄人だと思つてから聞いて、いるのです。

○中須説明員 大変申しわけないわけでございますが、率直に申しまして、輸入量の動向といふもの

○佐々木委員 どうもその辺になると成り行き任せというか、さつき山口委員はケセラセラといふ言葉を使つたけれども、どうもそういうような感覚を基づいてこのぐらいということはつかめないのだろうか、あるいは出せないのだろうか。それが出すことによってそれに対する対応というものを考えていかなればならないわけですからね。これはその都度行き当たりばったりでは困るのですよ。これはきょうの段階でお答えいただけないといえば、この後また私はお聞きする機会を持ちたないとお思つておりますので、その辺少しそく準備をしておいてください。

それで、いずれにしても、関税率が引き下がるに従つて輸入量はふえるだろう、これは相関関係にあるだろうということはだれしも考えられるところですけれども、一応関税率が今年度は五〇%と決まつてゐるけれども、この後どうなるかということについてはまだはつきりはしてないわけですね。恐らく来年もまた一〇%これで減つていくということになると、来年もまたそれに加えましてふえてくるだろうということが予想されるだけれども、だからもうこれ以上関税率は下げないでくれ、切実な要望がたくさん来ているわけですが、これについては農水省としてはどういうふうに考へておられるのか。これ以上下げないという方針を出せないのである。その辺、どうですか。

〔秋山委員長代理退席 委員長着席〕

○中須説明員 六年度以降の牛肉の関税率については、さきの日米合意あるいは日豪合意におきますとして、五年度の水準を超えて引き上げられることはないという点ど、ウルグアイ・ラウンドにおける関税交渉の対象になる、こういうことが合意されているわけでござります。

自由化の状況のもとで広範な影響が各方面に出ていて、こういう状況でございます。やはり、私どもの気持ちいたしましても、現在というか、これから始まります五〇%の関税率、ぜひ守りたいから、こういう気持ちでございます。これからもルグアイ・ラウンドの交渉においても、それが実現する方向でできる限り努力をしたい、こういうふうに思っております。

○佐々木委員 きょうのこの審議の中で、同僚の鉢呂議員からもガットの新ラウンドとの関係でも質問があったわけですけれども、本当に今生産者の皆さんというのはこの動向を注目しているのですよね。ただ、どうも政府が、余りにもガットの成り行きだとあるいは他国の顔色などをうかがう余りに毅然たる態度をとつていいんじゃないじゃなかろうか。もう少し、我が国の生産者の立場を守る、利益を守るということはまさしく国益を守ることなんだというような思いで、そちらはそちらとして、国内の政策としてこういうような関税率については今後は引き下げないというようなことについても打ち出せないものかという切実な願いがあるわけですよ。そのところをしっかりと受け取っていただいて対応していただきないと、また政府に対する不信を招きかねないということになりますので、この辺ひとつ十分に対応していくべきだ、と思うのですが、政務次官、何かこれについてのお考えござりますか。

○石破政府委員 お答えいたします。

関税率が七〇・六〇と下がつてしまいまして、ことしから五〇になる、御指摘のとおりでござります。それがねれ子の暴落等に見られますように深刻な影響を与えるという認識を私ども持つておりますので、関税率のさらなる引き下げは困難である、その立場を堅持しながら最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐々木委員 そうなんですよね。国別表では下方向を出しているんですね。それともまだガット、とにかくまとまつてないわけだ

から、国別表を出してからも大分事情が変わつているわけだから、これに拘束されるということは私ではないと思うのですよ。法律的な義務づけというのはないはずなので、事情の変更があるんだつたら国別表の見直しということだつて考えられるはずだと思うのです。今の政務次官のお答えというのはそういうことも含んだものとしてもう一回全般的に考えていただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思います。

次に、乳製品についての輸入の問題です。これも一昨年の暮れだった思いますけれども、非常に在庫が足りなくなつた。それで緊急輸入をしなければならない。脱脂粉乳、バターですね。これは特別の緊急的なものだというようなお話をあつて、私どもにお話があつた。どうしてもないというならしようがないだろうということだったのですが、しかし、一回にとどまらないで、昨年の春まで何回かあつたですね。そういうことがあつた。非常にその辺が無定見というか、そのたびに多いとか少ないとか、どうも不安定なんですね。

それから、この輸入枠の設定について、例え

ば昨年、九二年の輸入枠というのは、脱脂粉乳で二万六千トンだったですね。バターで一千トンだつたですね。ところが、これについて脱脂粉乳の方は九千トンが未消化のまま、それからまた、バターについては二千トンと決めた枠全量未消化だ、こんなことになつていていますね。

こういう枠の設定、それから実際の輸入、この事情、この辺がどうも、これもまた場当たり的に思えてならないのですけれども、この輸入枠の設定、それから輸入を必要とした実情などの絡み、これはもう少し展望のあるといふか、計画的なものにならないのですか。この辺はどうですか。

○中須説明員 雷給の計画と実際の動きの間に乖離が生ずる、私ども自身も大変歎がみもする思いで、しかし実際にはどうしてもそういう一定の差が出てしまつ、こういう事情があるわけでござい

ます。

ただ、四年度の状況について御説明申し上げま

すと、四年度の限度数量の算定の際の参考にいた

ります。

します、畜産振興審議会に提出をいたしました生

乳の需給表というのがございます。そのベース

で、一定の幅でもって生産動向、生産、輸入、消費、こういうものを推計しているわけでございま

すが、その中央値でもってただいま先生が御指摘のような枠を年度当初に設定する。しかし、計画でござりますから、最初からその枠どおり一挙に輸入するということは、果たしてそのとおり本当になるかという問題がござります。したがいま

すと、個別に発注をしていくというのは、国内の乳

製品の価格動向、その後の変化を踏まえて、それ

ぞれの時点で、これはどうしても必要だという時

点で具体化をする、こういうようなやり方をして

おります。今年度の場合でござりますと、脱脂粉

乳について一部輸入を実施して、その段階以降、

これは輸入の必要がないという、いうことで、枠はその

まま凍結と申しましようか、実行されないまま現

在に至つて、こういう事態でございます。

○佐々木委員 いずれにしても、この辺について

私は、無定見というか、計画性に欠けるんじや

ないかと思うのですね。これもやはり今までの過

去の例があるわけだし、それから、例えば当年度

についても、どういうことになるかといふような

ことについてはいろいろ観點から分析をしてい

くといふことがなければならぬし、やらなければ

ばならない。そうでなければ、結局その都度、足

りない、入れる、あるいは余った、だから搾乳し

なくともいいといふようなことになれば、つくつ

くといふことがなければならないし、やらなければ

ばならない。そこで、どうしたらいいんだといふ

うことですよ。

わざとお話しのように、相手は牛といふ生き

物なんですから、機械じゃないんですから。機械

だったら、これは生産過剰になつたときには機械

をとめておいて、うまく保存しておけば、油を差

し、手入れをすればまたすぐ稼働できますけれども、しか

も、生き物の場合はそうはいかないわけですからね。それで、稼働できない牛については、これは余つちやうわけで、そこでさつきのお話のように、個体の価格にも重大な影響が出てくるということがあります。

ただ、四年度の状況について御説明申し上げま

すと、四年度の限度数量の算定の際の参考にいた

ります。

ことしの生産費においては、

実質的にはもつと違つた結果が出やせぬかと思つ

ます。

お話をありましたけれども、私は、この労働力価値についても生産費の調査についても同じようだと思うのです。どうも数字というのは平均的なものをとりがちなわけですねけれども、またとらざるを得ないという一面があるのはわかりますけれども、しかし、例えばさつきのぬれ子の価格の出し方、これは北海道の場合をとっているんだといふお話ですね。そうすると、北海道の酪農畜産家との違いは専業農家が多いわけですから、そして先ほど来のお話のように規模も拡大していますから、そうすると、やはり北海道は北海道の実情に合ったものを出していただくということで、全国一律ということでは皆さんなかなか納得がいかないんじゃないかと思うのですよ。

そういうことで、生産費の調査の方法についても、ここも差し迫ってきますから今いきなり変えるというわけにはいかないと思うのですけれども、今後の問題としては、こういう地域性なり、それぞれの経営の実態に合わせたとり方をする必要が出てきやせねんだろうか。それでなければなかなか皆さんの納得を得られることにはならないんじゃないかなと思うのですね。これを一つ問題提起をしておきながら、これから課題としてお互いに検討し合うということにしたいと思いますので、どうかこれについてもお考えをいただきたいと思っております。生産費の問題はとりあえずその程度にいたします。

価を下げる原因にならなければならぬは、要するに、その点については、そういうメリット、実益といふのは、個々の農家に対して非常に薄い。例えば、これから新たな借入金をしようという人には、その点は当てはまるかもしれないけれども、今寧ろ實際に頑張つておられる農家の方々にとっては、これらも先ほど来のお話のように、北海道の場合などは大変に規模拡大をした、頭数もふやした、設備もよくなつた、そのかわり借金はふえてふえて、丸らく中規模の酪農家で一戸当たりの負債額は三千万を超えてゐるのが普通だと思うのです。もう少し規模の大きい人々などは一億円を超える借金を抱えているという人がこれまた随分いるわけですけれども、そういう既に多くの借入金を抱えている人々にとっては公定歩合の引き下げとか金利の引き下げなんというものはちつともメリットにならない。だから、それにもかかわらず彼らの懷はどう入つてくる金、今度のこの乳価の決定に当たつて、これが下げ要因になるというのは私はどうも納得がいかないのですが、その辺の関係はどうなつておりますか。どういうようにお考えになつておられるのですか。

○中須説明員 確かに金利の低下というのは、それぞれの農家という時点を見れば、これから借り入れる際の金利が安くなるという面と同時に、貯金をしている方にとつてみれば利子が減るという側面もあります。さまざまなプラス・マイナスの要素があるのだらうと思います。

端的に乳価算定に当たつて一般市場金利が下がつてくるということはどう響くかという面で言いますと、今度概念が変わりましたが、いわゆる全算入生産費といふものを最後に出す際に、自己資本分、酪農經營を行うのに必要な資本のうち自己資本で賄つている分、これについての一定の利子分というのを計算をして乳価の一部分といふことにするわけでございますが、例えばその部分について利子率が下がると低下する、そういうような一般的な側面があるということをごぞいま

てゐるのである。

○佐々木委員　どうも一般的なお話で、具体的なことではない。生産農家に対してどれだけのメリットがあるか、どうもそのところがびんと響いてくるものがないのですね。ないのだとすれば、ないよう手当てをするべきだと私は思うのです。

今度の乳価なんというのは、そういうことを因にして下げるというのではなくて、昨年に比べれば若干収入は上向いているはずだと言うければ、しかし、その収入増の原因というの、審議官もさつきお話しのように、原因はわかっていないわけですね。決してよい方向で収益が上がっているのじやなくて、無理をして、その個体価格で貰うこと今まで、副産物収入がなくなつた、だからといって、そういう中で少しでも収益をカバーしようとしたのが牛を責めて搾乳量を多くする、いう結果としてあらわれているだけのことだ、これは長続きするものじやないですよ。

そんな中で、どうも聞いてみると、能率化の方向として、あるいは合理化の手段として、フリーストールとかあるいは他の方法だとかいろいろ言ふんだけれども、これも実際にそういうことをやつている人に聞いてみると、それによつて労働力が決して削減されるわけじやない、そして牛がそれによって自分の方から搾乳場に集まつて機能的に動くなんといふものじやない、人間の手はどうしても放すことできないんだ、かえつて手間がかかるんだというようないろいろな苦情も聞くわけですよ。

それからまた、個体の価格についても、これはいろいろあるのですが、きょうも実は北海道の北の方で懸命に頑張つていらつしやる酪農家の方々が来ておられる。先ほどもその方から話を聞いたのですが、他が四十七頭、約九十頭飼つている。そうしたら、大体子が半分ぐらい、四十五頭ぐらいそれもう方がいらっしゃいますが、搾乳牛が四十七頭、その他の四十七頭、約九十頭飼つている。そうういう北の方でやつてあるところですが、川上さんといふそうですが、やはりそれが全部置いてある

おくような
ら、どうし
は、お話の
牛は四万円
一頭五千円
合によつた
いうものが
ついこのま
いつのものが
すよ。一千円
りまだ安い
いわけで、一
とで、こう
だきたいと
そういう形
的的には、延
の借りかえ交
しいとか、利
ただきたいと
充をしていた
時間がないト
的な希望がオ
いただく余裕
こういう要請
討していなた
たいと思いま
その他、いわ
も、時間がな
でやめざるをな
まして、本
の皆さんとい
ような苦しむ
の努力をなさ
とられていた
てるようにな
ぜひお願ひい
たりがどく
したけれど
た。以上で終
緊急対策事

牛舎がないというわけですね。だから売らなければならぬ。雄の方のように何とか少し上がつて来た。雄子らしいだ。ところが、離子牛に至つてはから一円、売れればいい方だと。場面といふと、これはサケ一本の値段よあればすぐにまた値段が下げられて、なんか一更一千円で売つたというのでもうなんですね。これでは全く話にならないこれがどれだけ響いているかといふことを思つております。

例えば借入金対策の手だてとして、具要望として、例え農協等の長期金利資金、これに対する利子補給をしてほん制度資金への上乗せ利子を助成していとか、あるいは信用保証基金制度の拡大いただきたいとか、こういうような具体的な手段であります。そこ辺について、もう一ついうものですから、具体的にお答えがある、これについて十分ひとつ検査がないのは残念なんですけれども、おきたいということを申し上げておきます。

いろいろ準備をしておりましたけれどなくなりましたので、残念ながらこれを得ません。しかし、いずれにいたしまぶたに今専業酪農家の皆さん、畜産家うのは、一般の方々の想像を絶するものの中にある、そしてその方が懸命にこつていて、そのことを十分にひとつ応をしていただきたいということをいたしたいと思います。

ございました。

○平沼委員長 倉田栄喜君。
○倉田委員 公明党・国民会議の倉田でございま
す。私は、まず最初に、肉用子牛生産者補給金制
度についてお伺いをしたいと思います。

一度二十三日に行われました当委員会におきま
して、この問題は質問をさせていただいておりま
す。そのときに、黒毛和種、赤毛和種、いわゆる
黒牛、赤牛の区分の問題について御検討をお願い
した。制度が仕組まれたときは、この黒牛、赤
牛、同じ働きがあつたけれども、既に御答弁も
いただきましたように、赤牛の方は合理化目標価
格も下回っている、しかし黒牛、赤牛ということ
で平均価格をとっているがために、赤牛農家の方
にとつてはこの補給金制度の適用を受けられな
い、これはもうそれだけ価格の変動が違ってきて
いるとすれば、仕組まれた制度の前提を欠くので
はないか、そうだとすれば、この制度を御検討い
ただきたいと前委員会で要望させていただいたわ
けでございますので、その後、政府としてどのように
検討され、また今、午前中議論もありました
が、どのような方向で臨んでおられるのか、これ
を簡潔にお答えをいただきまして、あわせて赤牛
生産農家に対する現時点の対策もお聞かせを願い
たいと思います。

○中須説明員 簡潔にお答えを申し上げます。

黒毛和種につきましては、これまで、今年度ま
で制度発足以来黒毛和種と同一のグループ、こう
いう扱いをしてまいりました。それはそれで、こ
の制度発足のとき、さまざまの要素を考慮して、
やはり同一グループが一番望ましいのではないか
という状況が起きたということ、それを受けて
ますか、やはり現実の価格の推移がかなり大き
く、そういう想定と離れていて、乖離している、そ
とで、強い要請がございました。

これらを受けて、私ども慎重に検討いたし、
関係方面とも協議いたしました結果、本日開催さ

れております畜産振興審議会食肉部会に対しま
して試算値という形できょう提示したわけでござい
ますが、その中では、黒毛和種と褐毛和種、この
子牛については別グループ、ですからトータルと
して四グループに区分をして、それぞれ各価格を
試算値として示す、こういうこととした次第でござ
います。

なお、平成五年度の試算値といたしましては、
褐毛和種の保証基準価格は二十八万円、黒毛和種
については三十万四千円、こういう水準の試算値
を提示しているところでございます。本日はいろ
いろまだ審議会でも議論は続いていることと思
いますが、いずれにいたしましても、審議会での御
答申を踏まえまして、生産条件、需給事情を踏ま
えて今月末までに適正に決定してまいりたい、そ
う思っております。

○倉田委員 もう一点、その区分の問題と同時
に、今大変赤牛生産農家の方が、午前中も質問出
ておりましたけれども、困つておられる。その総
合的な対策について再度お伺いをしておきたいと
思います。

○中須説明員 褐毛和種の場合の基本的な問題点
というのは、やはり今の肉用子牛補給金制度にお
いて、現実の価格が下がつていいながら、その制度
上の問題で補給金が出ない、一銭もその自由化対
策の手が差し伸べられていない、そういうところ
にあつたわけでございまして、そこについて基本
的に手を差し伸べるということがやはり一番大き
な支援ということになるのではないかと思いま
す。

ただ、問題は、やはり赤牛等の、赤牛だけに限
らないわけでございますが、地方特定品種と申し
ましようか、地域に根差したそれなりのよさを
持つた少數の品種、これについては取引面含め
てさまざまな不利な面があるのも否めないわけ
でございまして、そういう面でのブランドの確立と
かそういうことを含めて、地域特産とし
ての赤牛振興、そういうことで今後とも引き続
き努力を我々もしてまいりたいと思っておりま
す。

○倉田委員 ゼひともよろしく後は実行していただ
きたい、このように再度お願いを申し上げてお
きたいと思います。

そこで、このいわゆる生産者補給金制度の一般
的な仕組みについてお伺いをしておきたいと思
います。

この制度は、いわゆる保証基準価格を下回つ
て、かつ合理化目標価格を上回る場合は、畜産事
業団からの財源で生産者に交付金が支払われる、
それから合理化目標を下回った場合は、畜産事業
団、都道府県、生産者が積み立てている都道府県
基金から、これは九一%ですか、補給金が交付を
される、こういうふうな仕組みになつていると理
解をいたしております。

しかし、私が問題意識として持つておりますの
は、このまま輸入牛肉の価格が引き下がつていけ
ば、また子牛価格も連動して引き下がつっていくの
ではないのか。今回の諸問題でもそうですけれど
も、そうすると必然、保証基準価格も下げなければ
いけない、また合理化目標価格も下げる方向に
考へていかなければならぬ。そういうふうな循
環を繰り返していくと、現在の給付金制度、また
その財源の問題についても行き詰まってしまうの
ではないのか。このような危惧を持っておるわけ
でござります。県基金の全国基金からの借入金も
既に三十億に及んでいるみたいな報道もあるわけ
でござりますが、この点どのようにお考えになつ
ておられるのか。さらには、現実においても全国
の肉用子牛価格安定基金協会の原資、これは大丈
夫なのかどうか、その協会の財源状態はどうなつ
てござります。したがいまして、現実の実勢価格
が合理化目標価格を下回つて推移した場合には、
その積立金を財源として補給金の一部が交付され
る、こういうことになりますので、その幅が想定

する。

○倉田委員 ぜひともよろしく後は実行していただ
きたい、このように再度お願いを申し上げてお
きたいと思います。

この制度は、いわゆる保証基準価格を下回つ
て、かつ合理化目標価格を上回る場合は、畜産事
業団からの財源で生産者に交付金が支払われる、
それから合理化目標を下回った場合は、畜産事業
団、都道府県、生産者が積み立てている都道府県
基金から、これは九一%ですか、補給金が交付を
される、こういうふうな仕組みになつていると理
解をいたしております。

しかし、私が問題意識として持つておりますの
は、このまま輸入牛肉の価格が引き下がつていけ
ば、また子牛価格も連動して引き下がつていくの
ではないのか。今回の諸問題でもそうですけれど
も、そうすると必然、保証基準価格も下げなければ
いけない、また合理化目標価格も下げる方向に
考へていかなければならぬ。そういうふうな循
環を繰り返していくと、現在の給付金制度、また
その財源の問題についても行き詰まってしまうの
ではないのか。このような危惧を持っておるわけ
でござります。県基金の全国基金からの借入金も
既に三十億に及んでいるみたいな報道もあるわけ
でござりますが、この点どのようにお考えになつ
ておられるのか。さらには、現実においても全国
の肉用子牛価格安定基金協会の原資、これは大丈
夫なのかどうか、その協会の財源状態はどうなつ
てござります。したがいまして、現実の実勢価格
が合理化目標価格を下回つて推移した場合には、
その積立金を財源として補給金の一部が交付され
る、こういうことになりますので、その幅が想定

より大きい場合には、既存の積立金では財源が不
足して、その分を借り入れて対処しなければなら
ない、こういう事態が起きてしまうわけでござ
います。

現実に、現在では、これまで運営してまいりま
した三つのグループのうち、その他専用種のグ
ループそれから乳用種のグループではかなりの期
間にわたって合理化目標価格を実勢価格が下回
つておるという事態が続いておりますので、その財
源が不足しております。これは現在、各県基金協
会が会員になって全国ベースでつくつております
全国協会に、いわばそういう事態もあり得るかと
考へておるということであらかじめ積んでおいた、留保してお
いた積立金がございまして、それを無利子で各県
基金協会にお貸しをして、それで補給金を交付す
る、こういうことをしております。

その貸し付け条件は、償還期間八年間、据置期
間四年間で無利子、こういうことでござります。
したがいまして、利子が利子を生むというような
ことは避けられるわけございますが、借り入れ
の償還財源を確保しなければならない、そういう
問題がござりますので、その点につきましては、
今後どういう形で償還財源を確保していくか、そ
の辺については検討していくかなければならない、
こんな状況にあるわけでござります。

○倉田委員 今の質問にも関連をしていくわけで
ござりますけれども、牛肉の輸入自由化開始以
降、牛肉の枝肉卸価格が安定基準価格を下回る、
支える、買支えることができるよう制度とし
て仕組まれている。しかし、ずっと輸入牛肉が
こんな場合、枝肉の卸価格が安定基準価格を下
回った場合、制度上においては畜産事業団が買
い入れをしてもさらに輸入牛肉が入ってくる、
そうすると買支えることの意味がなくなるの
ではないか。さらに、買支えるとしてもそのとき

の値段で売れないとする、販売も非常に困難になつてくる、こうした問題が起つてくると思うのです。

そうだとすると、調整保管というのですか、今調整保管という形で価格の下支えをしておる部分がこの制度として仕組まれているのだと思いますが、こういう状況で、もし畜産事業団が買い支えができないような状況まで輸入牛肉によって価格が下がっていくと、この制度そのもの、この制度の仕組みも崩壊をするのではないのか、杞憂かも知れませんけれども、実はこんな心配を私はするわけございません。

○中須説明員 御指摘のとおり、一定の関税率のもとで自由化がなされて、あると、いう段階で、一定

の食肉、牛肉なら牛丼の調整保管がどういうふうに機能するか、なかなか難しい問題であろうかと思ひます。極端な場合といふと、ただいま先生がおっしゃつたような場合、いわば世界を相手に調整保管をするのか、こういうような極論さえ出かねない側面もあることも事実でござります。

ただ、この制度自体は、もちろん牛丼の輸入数

量が制限されている時代から基本的にこういう制度があつたわけでございます。自由化とともにそういう面での制度の機能なり、ある程度変わった

というのは事実だと思っております。今後の自由化後、国産牛肉と輸入牛肉が一体どんな形で需給

あるいはい個別面でそれそれ共有していくのか、その姿がなかなかわからないということが、こういう問題について答えを出す難しさになつてているのではないかと思うわけでございます。

例えば、国産牛肉と輸入牛肉には、物によって違いますが、明らかに品質格差がございます。質の面でかなりの差がある。そういう意味で、それがある程度の独立した価格形成あるいは需給ということが、よく言われる言葉で言えばそれぞれのすみ分けみたいな形でもし秩序ができるからば、国産牛肉について調整保管をやることの一

定の意味が生ずる、そういう場合が考えられます。それから、例えば非常に短期的な需給変動、需給失調、三ヶ月、四ヶ月たてば回復することがおのずとというか、かなり明確になつてゐる、そういうふうなときには、短期間の需給失調を補正するためには調整保管を行う、そういうふうな道もあります。それでござります。

いずれにいたしましても、やはりまだ今、関税が下がつて自由化が進行過程でございます。これがある程度落ちついた段階で、どういうふうな姿で調整保管を考えていくか、私どもも今後とも探求してまいりたい、そういうふうに思つております。

○倉田委員 牛肉の輸入自由化の問題につきましては、いわゆる緊急輸入制限、セーフガードがあ

するわけですから、この問題も、いわゆる輸入数量の伸びの設定が過過ぎる、あるいは価格下落が要件に入ってないということで、実際にはセーフガードが機能していないのではないか、こういうことでも新聞等で指摘されて、ころりとあつて、

本当にそうだとすれば、まさにこの制度の仕組みも問題だな、こういうところから私は質問をさせていただいているわけでございます。

同時に、もう一点 牛肉の安定価格というのがあります。これは和牛と乳用種を一本化した省令価格で定められている。これもさっきの黒牛と赤牛と同じ問題が発生してくるわけですから、

乳用種、その他の肉専用種の枝肉の卸価格が低水

車で移行したとしても、和牛、乳用種という形で一本化されているために、結局この制度の発動も

ない。そうだとすれば、この辺のところも、畜産

女定法の改正も含めて検討しなければいけないのではないか、これもまた杞憂なのかもしません

が、実は私はそういう問題意識を持っているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

卷之三

その御答弁の認識の範囲内でこの事態を乗り切れるのかどうか、この点についてお伺いをした
い。

○中須説明員 先ほども、五〇%関税時代における輸入量をどの程度見積もるかというお話で、な

おしかりをいただいたわけでございますが、やはり御指摘のとおり、当たり前と言つてしまえば当たり前かもしれません、量的にはまたふえていくということを覚悟せざるを得ないということであります。では、どう量が具体的に、

やはり価格面についてもほぼ同様のことが言える
のが水準になるかということはなかなか的確に見通
しがたいというふうに思っております。これは、

わけでございます。

のもので、国内の肉牛生産を守っていくために何が必要かということで、肉用子牛補給金制度を設けている。これが基本的な支えの制度として設けられているということです。

税時代におきましても、さらに現在より輸入量がふえる、あるいは価格的に低下があるということが起こりました。この子牛の補給金制度を中心

（會田昌樹）今までどうぞ苦づかせてもらつた
に据えてその的確な運営を圖つていくといふこと
で国内の肉牛生産の維持を図つてしまいたい、こ
ういうふうに思つております。

（前略）今までのお話の中で出でているのがも
しれませんけれども、非常に大変な事態を迎え

る、そんな場合に、肉用牛経営を安定的に支えるためには、今は、今その制度の問題についても

ためには、私は「その制度の問題についてお答えをいただいたわけですけれども、この補給金支

払い制度で支えていくんだというお話をですが、その制度自体も本当に問題にならなければ

の制度目標も本当に問題になるのではないで
すか、大丈夫なんですか、実はこういう御指摘をさ

せていただいているわけで、そうすると、もつと価格という問題からも肉用牛経営の安定化のために抜本的な対策というものを考えていくべきなのではないのか、こう思うわけですけれども、そり

点については今後を見通した場合にどうあるべき点について政府はどのようにお考えになつておられるのか、これについて政府はどのようにお考えになつておられるのでしようか。○中須説明員 牛肉の輸入自由化に伴いまして外国から安い牛肉が入ってくる、それが国内の牛肉の卸売価格を引き下げる、それはまず典型的に肥育経営にとってみれば、自分の育てた牛が出荷してみると価格が下がっている、こういうことにあらわれる。基本的に私は、それは最終的にというか、子牛の価格がその分安くなるということでもって転嫁が行われる、こんなふうな形が起きるだろう、したがいまして、子牛段階で補給金制度を設けることによって国内の牛肉生産が維持できるのである、こういうふうに考えたわけござります。

ただ、言うまでもございませんが、肥育経営そのものにとりましても、製品である枝肉価格が低下をする、低下をしたら子牛価格をその分安く買

うことでもって転嫁が行われる、こんなふうな形が起きるだろう、したがいまして、子牛段階で補給金制度を設けることによって国内の牛肉生産が維持できるのである、こういうふうに考えたわけござります。

私は私なりに非常に悩んで考えてみて、確かに価格の問題はある。その価格の問題の中で生産者の方の手取り額をいかに高めていくか、その視点も必要なんじゃないか。同時に、確かに国際競争価格ということで下がった方がいいのかもしれないけれども、それだって安全性等々の問題からいえば、この間も指摘をさせていただきましたけれども、一定の限界がある。そうだとすれば、いわば適正な、安定的な価格を維持するためにはどうしたらいいのかというその視点とともに、その視点の中で生産者の手取り額を高めるためにはどうしたらいいのだろう、このこともまた実は真剣に検討をしていただきたい、調査をしていただきたいと思うわけです。

例えば、飼料コストの問題があります。飼料コストがどんなふうに決まつてくるのか。いわゆる価格が下がると、何となく今の印象では、そのしわ寄せが一番一生懸命に働いて苦労をされておられる生産者のところを直撃しているような仕組みになつていいのかどうか。飼料コストの問題だけ、それは生産原価の問題で、あります。しかし申しますが、小さな生産者がそれなりのブランドを持つて売り込んでいく、付加価値を高めて売つていく、そういう消費者の信頼をつくれば物はある程度高く売れていく、そういうような時代でもございますが、小さな生産者がそれをどうやって販売していく、そういう努力も通じて実質的な所得を増加させしていく、そういう点についても我々施策の中でも十分考えていかなければならぬ、お話をお伺いしながら、そういうふうに感じました。

○中須説明員 畜産も含めまして、我が農業に

方があつと楽だよ、こんなふうになつてしまつたのですね。やはり生産者の方々が本当に額に汗する分だけの苦労が報われるということを子供たちが見ていかなけば、どういった手といふのは育つていかない、そういうわけですが、そうしますと、こ

れでしっかりと懷に入った方がいいやというふうな風潮になつてしまつ、それでは実は日本の国は非常に危ういのだという、非常に大層なことを言いましたけれども、そういう問題意識もまた持つているわけでござります。

だから、この肉用子牛の問題でいえば、生産者の手取り額をいかに高めるか、適正な、安定価格をいかに維持するか、この方向で実は検討をしていただかなければいけないではないのかと思うわけですが、いかがございましょうか。

○中須説明員 確かに、ただいまのお話を伺いましたが、畜産独自の世界におきまして、先ほど来お

しまして、私の先ほどの御答弁は、いわば大量性の手取り額をいかに安くするか、そういう意味での努

めで、こういうふうに認識をしております。このた

だ、もちろん各畜種共通いたしまして後継者対策ということは、農林省、非常に大きな政策とし

て取り組んでいく、こういうことでござります

○中須説明員 畜産も含めまして、我が農業に

対策、どんなふうにお考えになつておられるのか、またその対策は十分であるのかどうか、お伺

いをしておきたいと思います。

まだ部分的な取り組みにとどまるわけございませんが、ゆとりを創出するための酪農集団の育成対策とか、若干話が出ておりました、フリーストール、ミルキングパーラー等を初めとする新しい搾乳システム、こういふものの定着事業、そういうことを含めて後継者対策に努力していきたいというふうに考えております。

○倉田委員 言葉を返すよう恐縮でございますが、今の畜産経営の現状はゆとりとかそういう時点の問題ではないのだと思うのです。一生懸命働いても報われない、これが問題なんだと思うのです。一生懸命働いて報われる、働けば働くほど収入として入ってくる、そうであれば、やはりおれもやろう、頑張つてもうけよう、こういう人たちが入ってくるんだと私は思うのです。ゆとり

というのはそこができるから次の話だと私は思っていますので、まずは現場で働いておられる方が本当に報われる、こういうところから御検討をいただきたい、こう思うわけでございます。残された時間が少なくなりましたが、次に、いわゆる新政策でございますが、新政策において環境保全型農業ということがうたわれております。この環境保全型農業と畜産という視点からお伺いをしたいわけでございますが、新政策においては畜産というのはどのように位置づけておられるのか、同時に、環境保全型農業ということを打ち出され中で、畜産というのはこれとどんなふうにリンクしてお考えになつておられるのか、この点をまずお伺いをしたいと思います。

○中須説明員 昨年六月に公表されました「新しい食料・農業・農村政策の方向」、こういう中で具体的に言及しておりますのは御承知のとおりでございますが、酪農と肉用牛生産について、生産性の向上、経営の体質強化とあわせて、ゆとりある酪農経営の実現、肉用牛資源の拡大、環境問題への適切な対応等の課題に早急に取り組むことが必要である、こういうようなことが指摘をされております。こういった課題を踏まえて、酪農及び

肉用牛生産については今後の将来を見据えた経営展望というものを示して、それに沿った施策の展開を図っていくべきだ、こういうふうな指摘に従事して、今後は畜産と畜産ということも考えなくていい必要もあるだ

なっているわけで、先ほど来お答えを申し上げて

いるように、その具体化に今我々として取り組んで

いるところである、こういうことでございま

す。

そこで、環境保全という問題でございますが、環境保全型農業の確立というのも、実はこの「新しい食料・農業・農村政策の方向」での大きな項目、推進施策でございますが、その環境保全型農業の確立とこの中で触れられていることと

して、地力の維持増進と未利用有機物資源のリサイクル利用の推進、こういうことが三つの話の一

つとして挙げられております。

御承知のとおり、家畜のふん尿というものは多く

いますので、まずは現場で働いておられる方が本

当に報われる、こういうところから御検討をいた

だきたい、こう思うわけでござります。

残された時間が少くなりましたが、次に、い

わゆる新政策でございますが、新政策において環

境保全型農業といふことがうたわれております。

この環境保全型農業と畜産という視点からお伺い

をしたいわけでございますが、新政策においては

畜産というのはどのように位置づけておられるの

か、同時に、環境保全型農業ということを打ち出

された中で、畜産というのはこれとどんなふうに

リンクしてお考えになつておられるのか、この点

をまずお伺いをしたいと思います。

○中須説明員 昨年六月に公表されました「新し

い食料・農業・農村政策の方向」、こういう中で

は、いわゆる畜産経営というかそういうところに

具体的に言及しておりますのは御承知のとおりで

ございますが、酪農と肉用牛生産について、生産

性の向上、経営の体質強化とあわせて、ゆとりあ

る酪農経営の実現、肉用牛資源の拡大、環境問題

への適切な対応等の課題に早急に取り組むことが

必要である、こういうようなことが指摘をされて

おります。こういった課題を踏まえて、酪農及び

畜産が大変大きなウエートを占めているわけでござります。

そして、ただいま耕作放棄地等の御指

定めございましたが、中山間地域にはそういうも

のを含めてかなり大きな草地、草としての資源と

が環境保全型農業にマッチしていくのかどうか、

これも実は問題意識を持って検討しなければい

けないのでないのか私は思つておりますの

で、この点についても政府の御認識をお伺いした

い。

それから、政府の方針の中で飼料生産基盤の拡

充整備という方向を打ち出されておると聞いてお

ります。いわゆる中山間地域の耕作放棄地の一

つかあるいは荒れ地みたいなものを飼料生産基盤

として整備していく。これは、農業の使い方等に

ついて、それをきちっとやれば中山間地域対策に

もなりますでしょし、あるいは飼料生産の自給

率の問題、国内自給率の問題についても大いに貢

献をするのではないのか、こう思うわけござい

ますが、ただ、これをやるということは、余り生

しょうか、物質が循環していく、そういう機能を

生かしながら、環境への負荷の少ない農業として

の、総体として言えば環境保全型農業というもの

が確立できる、こういう考え方だらうと思いま

す。したがいまして、畜産につきましても、家畜

ふん尿を地力増進のために土地に還元していく、

これをやはり大きな柱として我々進めていかなけ

ればならぬんじやないか、こういうふうに思つ

ております。

○倉田委員 新政策において畜産がどんなふうに

位置づけられていくかということを考えるなら

産物価格の決定に当たりまして、特に加工原料乳の保証価格や加工原乳限度数量、これらのことについて質疑がございました。

冒頭にちょっと申し上げたいのですが、政務次官、非常に厳しいお話をいろいろありますが、申しあげたいのです。また農業関係のことについては非常にベテランでございますので、きょう午前中からございましたいろいろな質疑の中で、今までにない非常に厳しい環境の中にあります。そういう御認識で、我々と同じ気持ちであろうかと思うのでありますけれども、きょうこれから私がいろいろ質問するわけですから、まずは冒頭に、ことしの畜産審議会に詣問した段階、そしてまた、今いろいろな議論があつたこと等踏まえまして、ひとつ率直なお考へ、お伺いしておきたいと思うのであります。

○石破政府委員 お答えを申し上げます。

午前中から御議論がござりますとおり、大変に厳しい情勢である。若干の改善が見られるという

のは、数字の上では確かにそうなのかも知れませんが、それが実態、また生産者の方々の実感との乖離がややあるのではないか。その辺の間隙をいかにして埋めていくかということが肝要ではないかと思ひます。

また、先ほどの倉田先生のお話にもございましたが、これから先の酪農、畜産というのは、実際

等々から申しましてやっぱり限界というものがあるのではないかなどというふうには考えておるわけ

守つていかねばならない。しかし、外国との価格差を詰めると申しましても、それは規模また資金

再生産を確保するということを旨としていかねばなりません。その点をよく留意してまいりたいと

思ひます。

○石破政府委員 お答えを申し上げます。

午前中から御議論がござりますとおり、大変に

厳しい情勢である。若干の改善が見られるとい

うのは、数字の上では確かにそうなのかも知れませ

んが、それが実態、また生産者の方々の実感との

乖離がややあるのではないか。その辺の間隙をいか

にして埋めていくかということが肝要ではないかと思ひます。

その冒頭に、それぞれの地域で非常に困惑して

いるといいますか、大変な危機的な状況の中にお

りますときには、それらの問題について当然関係

者の方々もいろいろな議論をするでありますよ

う。やはりその地域の地方自治体、そしてまた地

方議会がそれらの問題については一義的に集約を

して意見を取りまとめる、こんなことがよく行われるわけであります。このたびも、何町村から

か、私のところにも議会で採択した意見書が参

っておりますし、また過日は、国の大好きな政策のも

とに進めてまいりました根釘のど真ん中、中標津

町議会で山下博議員が提出いたしました「平成五

年度加工原料乳保証価格等畜産物政策・価格実現

に関する意見書」採択になりましたこの意見書も添えて私のところに参りました。各種町村のものやこの中標津町の意見等を見ますと、私も時折

おるわけであります。

○中須説明員 乳製品の輸入制限に関しまして

は、対外的問題としては、大きく分ければ二つござります。

一つは、昭和六十三年にいわゆる十二品目問題、その一環としてガット違反との裁定がなされ

ました乳製品の輸入制限についてどう扱うかとい

う問題でござります。

これにつきましては、御承知のとおり、当事國

のアメリカとの協議を我が国は行いまして、六十

センサスを得るべく努力をしてまいりたいと思つております。

○藤原委員 非常に厳しい受けとめ方をお伺いいたしましたが、私も申し上げることは、何とい

ましても畜産物価格の決定という大事な場でござ

います。そしてまた、今政務次官の方からもお話

ございましたように、数字は確かに生産費調査と

いうことで厳格にいろいろな統計上やつていらっしゃることは私どもも確信をいたしております

が、それと現実とはちょっと乖離があるのでな

いか、こういう気持ちでいっぱいあります。そ

ういう中にありますと、何点かの問題について、

霞ヶ浦の問題が絶えず脳裏から離れられない、こ

ういう現状にあること。そういう中にあります

て、関税化とか農業保護の面での削減、こうい

うことは酪農だけではなくして地域の経済に大きな影響を及ぼすということで、大変な危機的な意

識を持つていらっしゃる。こういうこと等で、こ

れは同僚委員からも先ほど来いろいろ御意見がございましたが、乳製品等についての国内での生産

ゼひ農水省としましても御検討いただきたい、こ

ういう厳しい中にあるという現状をさらにひとつ御認識いただきたいということで申し上げたいと

思うのであります。

その冒頭に、それぞれの地域で非常に困惑して

いるといいますか、大変な危機的な状況の中にお

りますときには、それらの問題について当然関係

者の方々もいろいろな議論をするでありますよ

う。やはりその地域の地方自治体、そしてまた地

方議会がそれらの問題については一義的に集約を

して意見を取りまとめる、こんなことがよく行われるわけであります。このたびも、何町村から

か、私のところにも議会で採択した意見書が参

っておりますし、また過日は、国の大好きな政策のも

とに進めてまいりました根釘のど真ん中、中標津

町議会で山下博議員が提出いたしました「平成五

年度加工原料乳保証価格等畜産物政策・価格実現

に関する意見書」採択になりましたこの意見書も

添えて私のところに参りました。各種町村のものやこの中標津町の意見等を見ますと、私も時折

おるわけであります。

○藤原委員 午前中の質疑でも、自民党の松岡議員からも牛肉の自由化のときのこと等、いろいろ述べておりました。いろいろな対策をしましたたけ

ども、予測以上に厳しい状況にあるということ

で、これに対しても当然償いをしなきやならぬぞ

という意味の趣旨のことをおっしゃっておりま

すが、現在、この四月一日から関税がよいよ五

〇%ということになるとどうなるのか。予測等に

まず一つは、輸入規制措置の堅持ということとが、これは農業団体におきましても主張されておりますし、さらに議会における決議の中にもござりますけれども、國內的な措置というわけでもありますけれども、それに加えて、関税化という問題でもいろいろな問題が山積いたしておるわけになります。そしてまた、今政務次官の方からもお話をございましたように、数字は確かに生産費調査と

いうことで、平成三年三月、期限が参ったわけ

でござります。これ以来、日米間で再びこの問題

については協議を行いまして、昨年の九月、一応

前回の合意を輸入割り当て額の一部拡大等によつ

てさことに三年間延長するということで、日米間で

合意をしています。十二品目問題関連では、そ

うような動きになつております。

ただ、こうした解決の仕方について、粉乳とか

バターについて関心の高い豪州とかニュージー

ラは、大変それを不満に思つてはいる。日本とアメリ

カでそういうことをやつた、我々の主張を聞いて

いないということでの不満があります。我々と

も交渉せよということを言つております。

それから第一点は、藤原先生ただいま御指摘の

とおり、ウルグアイ・ラウンドにおける乳製品の

輸入が行われるように関係業界へ適切な指導をし

てもらいたいという、これもまた私も当然のこと

と思います。内の中のことははある程度できたとし

ましても、外からのいろいろな制度をつくりま

してもその制度が、畜産物価格の制度もあります

けれども、輸入というこの壁を乗り越えてくるも

ののために制度が十分に機能しなくなつた、こう

いう現象もあるよう私どもは受けとめておるわ

けでございますが、これらのことについて、農水

省のかたい決意のほどをお伺いしておきたいと思

います。

○中須説明員 乳製品の輸入制限に関しまして

は、対外的問題としては、大きく分ければ二つござ

ります。

一つは、昭和六十三年にいわゆる十二品目問題、

その一環としてガット違反との裁定がなされ

ました乳製品の輸入制限についてどう扱うかとい

う問題でござります。

これにつきましては、御承知のとおり、当事國

のアメリカとの協議を我が国は行いまして、六十

三年度以降三年間、一部品目についてアクセス改

善措置を講ずることを行い、粉乳とか練乳

等の基幹的乳製品については輸入制限を継続す

る、こういうことでアメリカとの合意を見たわけ

でございます。この合意は六十三年度以降三年間

でござります。これ以来、日米間で再びこの問題

については協議を行いまして、昨年の九月、一応

前回の合意を輸入割り当て額の一部拡大等によつ

てさことに三年間延長するということで、日米間で

合意をしています。十二品目問題関連では、そ

うような動きになつております。

ただ、こうした解決の仕方について、粉乳とか

バターについて関心の高い豪州とかニュージー

ラは、大変それを不満に思つてはいる。日本とアメリ

カでそういうことをやつた、我々の主張を聞いて

いないということでの不満があります。我々と

も交渉せよということを言つております。

それから第二点は、藤原先生ただいま御指摘の

とおり、ウルグアイ・ラウンドにおける乳製品の

輸入が行われるように関係業界へ適切な指導をし

てもらいたいという、これもまた私も当然のこと

だと思います。内の中のことははある程度できたとし

ましても、外からのいろいろな制度をつくりま

してもその制度が、畜産物価格の制度もあります

けれども、輸入というこの壁を乗り越えてくるも

ののために制度が十分に機能しなくなつた、こう

いう現象もあるよう私どもは受けとめておるわ

けでございますが、我が国としては、乳製品等生

産調整を行つてある品目については関税化の対象

これはもう御承知のとおり、平成三年末に包括

関税化を含む最終合意案というものが示されたわ

けでございますが、我が国としては、乳製品等生

ついで、先ほどのいろいろお話をございましたから、同じことをお聞きしませんが、これは恐らく相当なまた影響があるだらうと思うわけであります。飼育農家や素牛の生産農家に大きな影響があることは御存じのとおりでありますけれども、これが肉牛を中心とする農家だけではなくして酪農家に大きな影響があるという、ここがまた一つ大きな去年からの問題であるわけであります。

ことにつきましては、日米・日豪、それからガットの推移、いろいろなことがありますけれども、これは絶対変えてはならぬ、そしてまた断固たる決意で交渉に臨んで、守り通していくだけかなけれども、この点について、農林省としてはどうお考えですか。

○中須説明員 先ほど来から先生方の御議論にございますように、自由化進行過程で多くの影響を我が国内牛生産あるいは酪農に及ぼしているわけでございまして、政策推進の当局といたしましても、現在のというか、この四月から関税率が五〇%に下がるわけでございますが、これをさらに引き下げるということは大変厳しい状況だというふうに認識しております。そういう考え方方に立つて、現行関税率を維持するということで最大限の努力を尽くしてまいりたい、こういうように思つております。

○藤原委員　豚肉の関税のことについてですけれども、これは差額関税制をとっているわけです。ダンケル・ペーパーによりますと、通常の関税以外の国境措置は関税化することありますから、今、ガットの方につきましてはちょっと先行き不透明な状況にありますけれども、これまた議題にのりますと大きな課題になるのだろうと思ひます。

減つてない、大規模化の方向に進んでおるのかどうか、いう、こんなこともございましたけれども、このところ毎年一七%から離農するといいますか、戸数が減るということと、頭数も最近は減つておるということでありますから、このまま推移いたしますと、養豚業というのは本当に日本の国からだんだん消えてしまうのではないか。本当に限られた人にしか、限られた地域に、限られたところにしか残らなくなるのではないか、こういうことを非常に心配をいたしているわけであります。生産物というのは、やはり最低限自国で生産をする、こういう基本原則の上に立つてということがある、長いお話をいいのですけれども、それに対して、今後の助成策として対策を講ずる施策がございましたら、ぜひひとつお述べいただきたいと思ひます。

それに、最近はだんだん高級化といいますか、チルドの方が輸入が多くなってきておりますから、そういうことからいきますと、差額閑税化の維持ということを呼ばれておるわけありますけれども、これが、質の高い、値の高いチルドが入ってくるようになりますと、差額閑税がかからぬといいますか、こういう問題になりまして、チルドに対する対策または秩序化、こういうこと等もまたあわせて考えていかなければならぬ、こういうことではないか。

豚肉については、この点についてお伺いをしておきたいと思うのです。

○中須説明員　養豚の動向につきましては、御指摘のとおり一年連続して約一七%の農家がやめいく。平成四年には約三万戸ということになつてこれを少し子細に眺めて、繁殖豚の規模別に飼養戸数の動向を見てみますと、特に、言うまでもないわけございます。

いう、こんなこともございましたけれども、このところ毎年一七%から離農するといいますか、戸数が減るということと、頭数も最近は減つておるということがありますから、このまま推移いたしますと、養豚業というのは本当に日本の国からだんだん消えてしまうのではないか。本当に限られた人にしか、限られた地域に、限られたところにしか残らなくなるのではないか、こういうことを非常に心配をいたしているわけであります。生産物というのは、やはり限り最低限自國で生産をする。こういう基本原則の上に立つてということが米を初めてとして叫ばれているわけでありますけれども、豚肉もやはり日本の國の重要な食糧であることは間違ひございません。

こういうことから、こういう離農が急激にふえた原因というのは一体どこにあると見ているのか。長いお話をいいのですけれども、それに対して、今後の助成策として対策を講ずる施策がございましたら、ぜひひとつお述べいただきたいと思ひます。

それに、最近はだんだん高級化といいますか、チルドの方方が輸入が多くなつてきておりますから、そういうことからいきますと、差額閑税化の維持ということを呼ばれておるわけありますけれども、これが、質の高い、値の高いチルドが入つてくるようになりますと、差額閑税がかから

ないことでござりますが、子取り雌豚十頭未満層という層を見ますと平成四年までの十年間で年率平均一六・九%ということで、極めて大幅な減少。今こういう統計でとつて見る階層別で見ると、子取り雌豚百頭以上層のみがふえている、その他の階層は減少、こういうよつ状況にあるわけであります。総体として見れば中小規模層を中心に戸数が減つてゐる、それに伴う頭数の減少というのをこれまで大規模階層が頭数をふやすことでカバーしてきただけでござりますが、それまでカバーし切れなくなつてゐる、そういうことで頭数もある程度減少している、こういう状況だらうと思います。

そういった中で、平成三年度に中央畜産会が行いました養豚を中心とした方の実態調査、これを見てみると、やめられた理由、幾つかの項目が挙げられておりますが、養豚の先行き不安といふこと、養豚経営者の高齢化、後継者不足、あるいは収益性の低下、あるいは混住化の進展に伴う環境問題、こういったことがそれぞれかなりのウエートで出されております。やはり養豚経営、どこかでちゃんと歯どめをかけて生産を維持していくと、いうためには総合的な対策が必要だということなのでありますしあが、なかなか地域においても、例えば環境問題等含めて一朝一夕には解決しない、そういう問題を含んでいる、こういう状況でございます。

それから、そういう国内生産が若干減少ぎみに推移しているという中で、輸入面につきましては、ただいま御指摘のとおり、チルド豚肉の輸入というのが増加傾向で推移しているということが最近の特徴であります。ただしそれは、ふえていく基本的な役割は果たしているということです。このものは、価格安定制度の安定帶の中心価格といふものより安い輸入物の国内への流入をとめると、それがではござりますけれども、差額関税制度をざいまして、現に、国内価格が基準輸入価格以下、かなり低下してきた昨年秋以降は輸入の伸びはかなりの鈍化を見ているわけでございまして、

ないことでござりますが、子取り雌豚十頭未満層という層を見ますと平成四年までの十年間で年率平均一六・九%ということで、極めて大幅な減少。今こういう統計でとつていてる階層別で見ると、子取り雌豚百頭以上層のみがふえている、その他の階層は減少、こういうよつた状況にあるわけであります。総体として見れば中小規模層を中心に戸数が減つている、それに伴う頭数の減少などでカバーし切れなくなっている、そういうことで頭数もある程度減少している、こういう状況だらうと思います。

そういつた中で、平成三年度に中央畜産会が行いました養豚を中止した方の実態調査、これを見てみると、やめられた理由、幾つかの項目が挙げられておりますが、養豚の先行き不安といつことと、養豚経営者の高齢化、後継者不足、あるいは収益性の低下、あるいは混住化の進展に伴う環境問題、こういったことがそれかなりのウエートで出されております。やはり養豚経営、どこかでちゃんと歯どめをかけて生産を維持していくこと、いうためには総合的な対策が必要だということなのであります。なかなか地域においても、例えば環境問題等含めて一朝一夕には解決しない、そういう問題を含んでいる、こういう状況でございます。

それぞれ完全にどうかということについてはいろいろ問題はありますようが、差額関税制度がそういう意味で輸入について国内価格と連動して一定の抑制機能を持っている。そういうことも効果として言えるのではないかなどというふうに思つておられます。

○藤原委員 なかなか厳しい状況にあるわけありますから、ひとつ積極的な取り組みをいたしかなければならぬと思います。

次は、価格と所得政策ということで、時間もありませんから一つ一つ申し上げることもできませんが、何といいましても、酪農経営の安定ということからいいますと総合的な収入の安定が必要なわけでありまして、保証乳価とか、飲用乳とかそれらの販売価格、それとまた老廃牛や初妊牛、こういうものの等の価格がどうあるかということ、その収入が総合的な収入として、またそれに見合うところの支出、それで所得というのを決まるわけであります。

保証乳価というのは生産費調査で決まるわけでありますけれども、老廃牛とか初妊牛とか、これは下げ要因ということで言われております。今回は、えさが下がるとか金利が下がるとか生産費とか、下げ要因が非常に多いんだということです。これを中身を一つ一つ詳しく見るわけにもいきませんけれども、大まかに言って一頭当たりの乳量の増加、確かにこれは下げ要因かもしれません。しかしこれは、農家の方が、限られた中でどう収入をふやすかということのためには一頭当たりの乳量をふやさなければならぬということで、黙つていて乳量がふえたわけではない、大変な御努力をなさって、または乳量の多い牛にかかると、私も北海道の中核的なところですとまあそんなります。

それから生産規模の拡大ということでありますが、これも下げ要因かもしれませんけれども、こ

それぞれ完璧にどうかということについてはいろいろ問題はありますようが、差額關稅制度がそういう意味で輸入について国内価格と連動して一定の抑制機能を持つていて、そういうことも効果として言えるのではないかなどというふうに思つております。

○藤原委員 なかなか厳しい状況にあるわけありますから、ひとつ積極的な取り組みをいたさなければならぬと思います。

次は、価格と所得政策ということで、時間もありませんから一つ一つ申し上げることもできませんが、何といましても、酪農經營の安定ということからいいますと総合的な収入の安定が必要なわけでありまして、保証乳価とか、飲用乳とかそれらの販売価格、それとまた老廃牛や初妊牛、こういうものの等の価格がどうであるかということ、その収入が総合的な収入として、またそれに見合うところの支出、それで所得というものは決まるわけであります。

保証乳価というのは生産費調査で決まるわけでありますけれども、老廃牛とか初妊牛とか、これは下げ要因ということで言われております。今回は、えさが下がるとか金利が下がるとか生産費とか、下げ要因が非常に多いんだということです。これを中身を一つ一つ詳しく見るわけにもいきませんけれども、大まかに言つて一頭当たりの乳量の増加、確かにこれは下げ要因からしません。

何よりも現在の乳価では生計を営むことができない。それを補うために飼養頭数を上げて乳量をふやして、朝早くから夜遅くまで過酷な労働にみずから追い込んでいたとしても、そのようにして生産性を上げた者に対して、翌年はまたその生産性の向上を理由に乳価が下げられ、その繰り返しの中で畜産農家はもう限界に追い込まれているわけあります。この点について農水省はどう受けとめていらっしゃるのか、明らかにしてください。

○中須説明員 酪農經營の現状につきましては、午前中以来種々お話をございました。私どもいたしましては、乳価の算定という議論の中では、これまで私ども農林水産省が行つております生産費調査というのに基づいて、それに一定のルールによる労賃の評価がえでございますとか、物価について最新のデータに修正をするとか、そういう過程を経て一定のルールに従つて算定をする、こういうことが基本だらうに従つて算定をする、こういうことが基本だらうと思っております。

その生産費調査等にあらわれてきております最近の酪農經營の動向、こういうことを見ますと、背景としてはさまざまなものにあります。それからもう一つ、ただ収益性という面で見れば、昭和六十二年以降特に顕著なわけでござりますが、規模拡大の進展なり経産牛一頭当たりの乳量の増加によって生産性の向上が図られており、雄子牛、ねれ子が非常に上昇したといふことが、これからもう一つ、ただ収益性という面で見れば、平成二年後半から自由化の影響によつてねれ子価格が低下をするといふことに伴いまして、トータルとしての収益性低下を見た。この件につきましては、生産費調査の二年と四年、それぞれ本來の暦の年の三年と四年とはずれているわけでござりますが、その二つの数字を比べますと、そのぬれ子の価格の低下といふものが最近に至つてほぼ横ばいになつた。若干上昇というのには余り強調するとおしかりを受けるわけでござりますが、

そういう状況だということを反映いたしまして、三年と四年の生産費調査で經營動向というか収益動向を見ると、三年と四年という範囲で比べれば

一定の改善が見られている、こんなふうに把握をしているというところでござります。

○藤田(ス)委員 全然認識が合っていないのですよ。生産費調査、労賃、物価のルールに従つて算定、さつきからも言われていますけれども、物価のものが八〇年から九二年の間に一三%も上がっている。どうして乳価だけが同じ期間に一

五%もマイナスになつてしているのですか。全然あなた方は実態を御存じないのか、それとも知つてい

てとほけていらっしゃるのか、私はそういうふうに言いたいわけです。

私は去年北海道に参りましたして新政策の問題で調査をやつたわけですが、ここで北海道別海町の美原地区に行きましたら、新酪農村を対象に調査をされた北海道酪農協会の報告を見ていただきました。

これを見ましても、「昨今の酪農危機に直面し、夜逃げ同然の離農が相次いで発生した」とから、周辺の酪農家に大きな先行き不安と動搖が広がつて来ている。」こういふうに言って、残つていい

る農家の実態を次のようく紹介しています。「乳

牛の個体価格の下落により、生乳五百トン出荷農

家で約七百万円の減収。」「借入金残高一億円強、売上高負債比率二〇〇%以上、毎年度元利償還額

約一千万円の経営では生活費が捻出できない。

(このような農家は平成三年度で五十戸)これは集落の六二・五%にもなる。「ヘルパーを利用して

る資金的なゆとりが無い。(一日休むと朝晩二回

の搾乳だけで約五万円かかる)」「夫婦どちらか一

人が倒れるとたちまち経営は破綻に追い込まれる。」そして、これらの実態を踏まえてこういうふうにも言つています。「これらのことから、所

得確保のための規模拡大は、再び負債の増大を招くことになるとともに、労力的にも限界である。

このような情勢のなかで、再び生乳生産の減産計画が出されることになれば、経営破綻や離農が続

出することはさけられない。」こういふうに言つておられるわけです。

きょうは、先ほど御紹介ありましたように、北

海道天北からたくさんの方々が傍聴席にお見えであります。天北の方でも自殺、離農は決して珍しい話ではなく、最近の特徴は集落ごと酪農家が消えてしまうということが大問題になつて、そのものが八〇年から九二年の間に一三%も上がり、どうして乳価だけが同じ期間に一

五%もマイナスになつているのですか。全然あなた方は実態を御存じないのか、それとも知つてい

てとほけていらっしゃるのか、私はそういうふうに言いたいわけです。

私は去年北海道に参りましたして新政策の問題で調査をやつたわけですが、ここで北海道別海町の美原地区に行きましたら、新酪農村を対象に調査をされた北海道酪農協会の報告を見ていただきました。

これを見ましても、「昨今の酪農危機に直面し、夜逃げ同然の離農が相次いで発生した」とから、周辺の酪農家に大きな先行き不安と動搖が広がつて来ている。」こういふうに言って、残つていい

る農家の実態を次のようく紹介しています。「乳

牛の個体価格の下落により、生乳五百トン出荷農

家で約七百万円の減収。」「借入金残高一億円強、売上高負債比率二〇〇%以上、毎年度元利償還額

約一千万円の経営では生活費が捻出できない。

(このような農家は平成三年度で五十戸)これは集落の六二・五%にもなる。「ヘルパーを利用して

る資金的なゆとりが無い。(一日休むと朝晩二回

の搾乳だけで約五万円かかる)」「夫婦どちらか一

人が倒れるとたちまち経営は破綻に追い込まれる。」そして、これらの実態を踏まえてこういふうにも言つています。「これらのことから、所

得確保のための規模拡大は、再び負債の増大を招くことになるとともに、労力的にも限界である。

このような情勢のなかで、再び生乳生産の減産計画が出されることになれば、経営破綻や離農が続

出することはない。」こういふうに言つておられるわけですね。

きょうは、先ほど御紹介ありましたように、北

海道天北からたくさんの方々が傍聴席にお見えであります。天北の方でも自殺、離農は決して珍しい話ではなく、最近の特徴は集落ごと酪農家が消えてしまうということが大問題になつて、そのものが八〇年から九二年の間に一三%も上

がついている。どうして乳価だけが同じ期間に一

五%もマイナスになつているのですか。全然あなた方は実態を御存じないのか、それとも知つてい

てとほけていらっしゃるのか、私はそういうふうに言いたいわけです。

私は去年北海道に参りましたして新政策の問題で調査をやつたわけですが、ここで北海道別海町の美原地区に行きましたら、新酪農村を対象に調査をされた北海道酪農協会の報告を見ていただきました。

これを見ましても、「昨今の酪農危機に直面し、夜逃げ同然の離農が相次いで発生した」とから、周辺の酪農家に大きな先行き不安と動搖が広がつて来ている。」こういふうに言って、残つていい

る農家の実態を次のようく紹介しています。「乳

牛の個体価格の下落により、生乳五百トン出荷農

家で約七百万円の減収。」「借入金残高一億円強、売上高負債比率二〇〇%以上、毎年度元利償還額

約一千万円の経営では生活費が捻出できない。

(このような農家は平成三年度で五十戸)これは集落の六二・五%にもなる。「ヘルパーを利用して

る資金的なゆとりが無い。(一日休むと朝晩二回

の搾乳だけで約五万円かかる)」「夫婦どちらか一

人が倒れるとたちまち経営は破綻に追い込まれる。」そして、これらの実態を踏まえてこういふうにも言つています。「これらのことから、所

得確保のための規模拡大は、再び負債の増大を招くことになるとともに、労力的にも限界である。

このような情勢のなかで、再び生乳生産の減産計画が出されることになれば、経営破綻や離農が続

出することはない。」こういふうに言つておられるわけですね。

きょうは、先ほど御紹介ありましたように、北

海道天北からたくさんの方々が傍聴席にお見えであります。天北の方でも自殺、離農は決して珍しい話ではなく、最近の特徴は集落ごと酪農家が消えてしまうということが大問題になつて、そのものが八〇年から九二年の間に一三%も上

がついている。どうして乳価だけが同じ期間に一

五%もマイナスになつているのですか。全然あなた方は実態を御存じないのか、それとも知つてい

てとほけていらっしゃるのか、私はそういうふうに言いたいわけです。

私は去年北海道に参りましたして新政策の問題で調査をやつたわけですが、ここで北海道別海町の美原地区に行きましたら、新酪農村を対象に調査をされた北海道酪農協会の報告を見ていただきました。

これを見ましても、「昨今の酪農危機に直面し、夜逃げ同然の離農が相次いで発生した」とから、周辺の酪農家に大きな先行き不安と動搖が広がつて来ている。」こういふうに言って、残つていい

る農家の実態を次のようく紹介しています。「乳

牛の個体価格の下落により、生乳五百トン出荷農

家で約七百万円の減収。」「借入金残高一億円強、売上高負債比率二〇〇%以上、毎年度元利償還額

約一千万円の経営では生活費が捻出できない。

(このような農家は平成三年度で五十戸)これは集落の六二・五%にもなる。「ヘルパーを利用して

る資金的なゆとりが無い。(一日休むと朝晩二回

の搾乳だけで約五万円かかる)」「夫婦どちらか一

人が倒れるとたちまち経営は破綻に追い込まれる。」そして、これらの実態を踏まえてこういふうにも言つています。「これらのことから、所

得確保のための規模拡大は、再び負債の増大を招くことになるとともに、労力的にも限界である。

このような情勢のなかで、再び生乳生産の減産計画が出されることになれば、経営破綻や離農が続

出することはない。」こういふうに言つておられるわけですね。

きょうは、先ほど御紹介されましたように、北

海道天北からたくさんの方々が傍聴席にお見えであります。天北の方でも自殺、離農は決して珍しい話ではなく、最近の特徴は集落ごと酪農家が消えてしまうということが大問題になつて、そのものが八〇年から九二年の間に一三%も上

がついている。どうして乳価だけが同じ期間に一

五%もマイナスになつているのですか。全然あなた方は実態を御存じないのか、それとも知つてい

てとほけていらっしゃるのか、私はそういうふうに言いたいわけです。

私は去年北海道に参りましたして新政策の問題で調査をやつたわけですが、ここで北海道別海町の美原地区に行きましたら、新酪農村を対象に調査をされた北海道酪農協会の報告を見ていただきました。

これを見ましても、「昨今の酪農危機に直面し、夜逃げ同然の離農が相次いで発生した」とから、周辺の酪農家に大きな先行き不安と動搖が広がつて来ている。」こういふうに言って、残つていい

る農家の実態を次のようく紹介しています。「乳

牛の個体価格の下落により、生乳五百トン出荷農

家で約七百万円の減収。」「借入金残高一億円強、売上高負債比率二〇〇%以上、毎年度元利償還額

約一千万円の経営では生活費が捻出できない。

(このような農家は平成三年度で五十戸)これは集落の六二・五%にもなる。「ヘルパーを利用して

る資金的なゆとりが無い。(一日休むと朝晩二回

の搾乳だけで約五万円かかる)」「夫婦どちらか一

人が倒れるとたちまち経営は破綻に追い込まれる。」そして、これらの実態を踏まえてこういふうにも言つています。「これらのことから、所

得確保のための規模拡大は、再び負債の増大を招くことになるとともに、労力的にも限界である。

このような情勢のなかで、再び生乳生産の減産計画が出されることになれば、経営破綻や離農が続

出することはない。」こういふうに言つておられるわけですね。

きょうは、先ほど御紹介されましたように、北

海道天北からたくさんの方々が傍聴席にお見えであります。天北の方でも自殺、離農は決して珍しい話ではなく、最近の特徴は集落ごと酪農家が消えてしまうということが大問題になつて、そのものが八〇年から九二年の間に一三%も上

がついている。どうして乳価だけが同じ期間に一

五%もマイナスになつているのですか。全然あなた方は実態を御存じないのか、それとも知つてい

てとほけていらっしゃるのか、私はそういうふうに言いたいわけです。

私は去年北海道に参りましたして新政策の問題で調査をやつたわけですが、ここで北海道別海町の美原地区に行きましたら、新酪農村を対象に調査をされた北海道酪農協会の報告を見ていただきました。

これを見ましても、「昨今の酪農危機に直面し、夜逃げ同然の離農が相次いで発生した」とから、周辺の酪農家に大きな先行き不安と動搖が広がつて来ている。」こういふうに言って、残つていい

る農家の実態を次のようく紹介しています。「乳

牛の個体価格の下落により、生乳五百トン出荷農

家で約七百万円の減収。」「借入金残高一億円強、売上高負債比率二〇〇%以上、毎年度元利償還額

約一千万円の経営では生活費が捻出できない。

(このような農家は平成三年度で五十戸)これは集落の六二・五%にもなる。「ヘルパーを利用して

る資金的なゆとりが無い。(一日休むと朝晩二回

の搾乳だけで約五万円かかる)」「夫婦どちらか一

人が倒れるとたちまち経営は破綻に追い込まれる。」そして、これらの実態を踏まえてこういふうにも言つています。「これらのことから、所

得確保のための規模拡大は、再び負債の増大を招くことになるとともに、労力的にも限界である。

このような情勢のなかで、再び生乳生産の減産計画が出されることになれば、経営破綻や離農が続

出することはない。」こういふうに言つておられるわけですね。

きょうは、先ほど御紹介されましたように、北

海道天北からたくさんの方々が傍聴席にお見えであります。天北の方でも自殺、離農は決して珍しい話ではなく、最近の特徴は集落ごと酪農家が消えてしまうということが大問題になつて、そのものが八〇年から九二年の間に一三%も上

がついている。どうして乳価だけが同じ期間に一

五%もマイナスになつているのですか。全然あなた方は実態を御存じないのか、それとも知つてい

てとほけていらっしゃるのか、私はそういうふうに言いたいわけです。

私は去年北海道に参りましたして新政策の問題で調査をやつたわけですが、ここで北海道別海町の美原地区に行きましたら、新酪農村を対象に調査をされた北海道酪農協会の報告を見ていただきました。

これを見ましても、「昨今の酪農危機に直面し、夜逃げ同然の離農が相次いで発生した」とから、周辺の酪農家に大きな先行き不安と動搖が広がつて来ている。」こういふうに言って、残つていい

る農家の実態を次のようく紹介しています。「乳

牛の個体価格の下落により、生乳五百トン出荷農

家で約七百万円の減収。」「借入金残高一億円強、売上高負債比率二〇〇%以上、毎年度元利償還額

約一千万円の経営では生活費が捻出できない。

(このような農家は平成三年度で五十戸)これは集落の六二・五%にもなる。「ヘルパーを利用して

る資金的なゆとりが無い。(一日休むと朝晩二回

の搾乳だけで約五万円かかる)」「夫婦どちらか一

人が倒れるとたちまち経営は破綻に追い込まれる。」そして、これらの実態を踏まえてこういふうにも言つています。「これらのことから、所

得確保のための規模拡大は、再び負債の増大を招くことになるとともに、労力的にも限界である。

このような情勢のなかで、再び生乳生産の減産計画が出されることになれば、経営破綻や離農が続

出することはない。」こういふうに言つておられるわけですね。

きょうは、先ほど御紹介されましたように、北

海道天北からたくさんの方々が傍聴席にお見えであります。天北の方でも自殺、離農は決して珍しい話ではなく、最近の特徴は集落ごと酪農家が消えてしまうということが大問題になつて、そのものが八〇年から九二年の間に一三%も上

がついている。どうして乳価だけが同じ期間に一

五%もマイナスになつているのですか。全然あなた方は実態を御存じないのか、それとも知つてい

てとほけていらっしゃるのか、私はそういうふうに言いたいわけです。

私は去年北海道に参りましたして新政策の問題で調査をやつたわけですが、ここで北海道別海町の美原地区に行きましたら、新酪農村を対象に調査をされた北海道酪農協会の報告を見ていただきました。

これを見ましても、「昨今の酪農危機に直面し、夜逃げ同然の離農が相次いで発生した」とから、周辺の酪農家に大きな先行き不安と動搖が広がつて来ている。」こういふうに言って、残つていい

る農家の実態を次のようく紹介しています。「乳

牛の個体価格の下落により、生乳五百トン出荷農

家で約七百万円の減収。」「借入金残高一億円強、売上高負債比率二〇〇%以上、毎年度元利償還額

約一千万円の経営では生活費が捻出できない。

(このような農家は平成三年度で五十戸)これは集落の六二・五%にもなる。「ヘルパーを利用して

る資金的なゆとりが無い。(一日休むと朝晩二回

の搾乳だけで約五万円かかる)」「夫婦どちらか一

人が倒れるとたちまち経営は破綻に追い込まれる。」そして、これらの実態を踏まえてこういふうにも言つています。「これらのことから、所

得確保のための規模拡大は、再び負債の増大を招くことになるとともに、労力的にも限界である。

このような情勢のなかで、再び生乳生産の減産計画が出されることになれば、経営破綻や離農が続

出することはない。」こういふうに言つておられるわけですね。

きょうは、先ほど御紹介されましたように、北

海道天北からたくさんの方々が傍聴席にお見えであります。天北の方でも自殺、離農は決して珍しい話ではなく、最近の特徴は集落ごと酪農家が消えてしまうということが大問題になつて、そのものが八〇年から九二年の間に一三%も上

がついている。どうして乳価だけが同じ期間に一

五%もマイナスになつているのですか。全然あなた方は実態を御存じないのか、それとも知つてい

てとほけていらっしゃるのか、私はそういうふうに言いたいわけです。

私は去年北海道に参りましたして新政策の問題で調査をやつたわけですが、ここで北海道別海町の美原地区に行きましたら、新酪農村を対象に調査をされた北海道酪農協会の報告を見ていただきました。

これを見ましても、「昨今の酪農危機に直面し、夜逃げ同然の離農が相次いで発生した」とから、周辺の酪農家に大きな先行き不安と動搖が広がつて来ている。」こういふうに言って、残つていい

る農家の実態を次のようく紹介しています。「乳

牛の個体価格の下落により、生乳五百トン出荷農

家で約七百万円の減収。」「借入金残高一億円強、売上高負債比率二〇〇%以上、毎年度元利償還額

約一千万円の経営では生活費が捻出できない。

(このような農家は平成三年度で五十戸)これは集落の六二・五%にもなる。「ヘルパーを利用して

る資金的なゆとりが無い。(一日休むと朝晩二回

の搾乳だけで約五

○藤田(ス)委員 再生産を旨として定めるとおつ
に借りかえるとか、そういうそれぞれ特別の対
策を講じて対処していくことでございまし
て、乳価 자체はやはり基本原則、基本ルールに基
づいて算定すべきものではないか、こういうふう
に考へておるわけでございます。

とを私はもう一度重ねて申し上げておきます。
同時に、これ以上乳価を引き下げて、そして酪農家をつぶしていくという方向は、これは安全でおいしい畜産物をと願っている消費者国民の願いにも反していくんだということもまた申し上げて

○藤田(ス)委員 再生産を目指して定めるとおこ
しゃいますけれども、再生産ができないような状
態に追い込まれてはいるから問題にしているので
す。今の日本の畜産業の不況をもたらしたもの
は、政府が決めた牛肉の輸入自由化ではないんで
すか。畜産農家の責任ではないのです。これはす
べて政府の責任ではありませんか。だから、朝早
くから夜遅くまで休む間もなく働き通しに働いて
もやはり赤字。そして、その負債ももとをただせ
ば政府の政策に基づくものではありませんか。し
かし、その負債を抱えて苦しんでいる酪農家なん

それでは、ぬれ子の暴落問題についてお伺いをしていきたいと思いますけれども、これも先ほどから言われておりますが、せめて酪農経営安定対策対策の継続を、これが本当に一步も引けない要求なんです。キロ二円、これは乳価の中に入つてゐるのです。だから、この事業をやめるといふことになると、それはそのまま二円引き下げということになるのです。生き残れるかどうか、それが問われる問題になつてゐるんだ、その声にこたえさせていただけませんか。

さざい。
○中須説明員 加工原料乳暫定措置法ができましたのが昭和四十一年でございます。それ以来今日まで、私どももいたしましてはこの制度のもとで不足払いを実施する。そういう中でさまざまなもの難はあつたわけでござりますけれども、生産者の皆さんの努力によつて北海道酪農というものがここまで來た、こういうふうに認識をしておりま

請は御要請として受けとめるわけでござります。御要請は御要請として受けとめるわけでござりますが、この事業を昨年実施する際の経緯、事実認識がございまして、私の立場からは、その継続は大変なり、その際、四年度限りの臨時異例の措置である、こういうことのものに発足したということをございまして、私の立場からは、その継続は大変難しいというお答えになるわけでございます。
○藤田(ス)委員 全くお話になりません。何にも変わつてないんですよ。少しもよくなつてないんです。それは近視眼的に今この瞬間で見れば多少の値動きで上に向いていても、月がかわれば四月からは関税率五〇%、ふえるということはもう皆さんもお認めになつてている。そうすれば、それまたそのままぬれ子が下がるということになつていくのです。少しもよくなつてないのにどうしてそういう言い方しかできないんですか。私たちには牛肉の自由化のときからこれを肉用子牛価格安定制度に取り込むべきだと政府に質問をし、修正案さえ出してまいりました。これが実現していわば現在のぬれ子の価格暴落による酪農家の苦境が幾らか緩和されていたのではないか、そういううううに思います。

しかし、政府は乳肉複合経営の推進の名のもとでそれを拒否してこられました。その責任もまた極めて重大であります。まして資金的ないわけではなく、関税收入は十分余裕があるわけでありますから、できないはずはありません。乳肉複合経営について言えば、政府はその頭数がふえていくというふうにおっしゃいますけれども、酪農経営に与える負担は極めて厳しいわけであります。酪農家の実態を踏まえるなら、肉用子牛価格安定制度にねれ子も取り込むべきだと考えますが、いかがですか。

○中須説明員 そのお話を前に、再三お答えといふか御説明申し上げておるところ、乳価につきましては、加工原料乳の保証価格につきましては明日の畜産振興審議会酪農部会に試算値を提示し、御議論を経て決定をする。そういう寸前の段階にござります。私ども、いつものこととござりますが、その価格決定に際しては、先ほど言つた価格だけではすべて教えない部分、そういうものにつけては関連対策を含めてこれから一年間の酪農業をこういう形で何とかやっていっていただきたい。こういう姿を模索というか、最後の検討をしておる段階ということでございまして、大変歯切ですが悪いことだけはお許しを願いたいわけでござりますが、そういう時期だということであります。

ところで、ただいまの御質問のねれ子の問題でございます。これにつきましては、肉用子牛の価格安定制度、まさにその名前とのおり肉用子牛の価格安定制度を図るということでござります。やはり私どもとしては、まず基本論として、ねれ子といふのはその段階では酪農経営の副産物でござります。それがやはり一定の意思を持つた方に、これを肉牛として育てていこうという意思を持つた方の手に渡って肉牛としての哺育から育成が始まる、やはりそういうことを経ないと肉用牛の資源をいう位置づけがまざできないではないか、そういうそもそもの論があるわけでござります。それと同時に、大変これは技術的な話で恐縮な

んでござりますか。ぬれ子としては、には御承知のとおり一定の事故率がございます。ある程度のものはぬれ子段階でやはり資源としては活用できなさい。また、御承知のとおり昔はぬれ子というと雄の子牛だけが肉用に使われていたわけでござりますが、今は雌牛についてもかなりの部分が肉用に仕向けております。それがぬれ子の段階では、一体乳用牛の後継牛なのであるか、搾乳牛の後継牛なのであるのか、あるいは肉用資源として育てられるものなのか、その区別がつかない、ういった問題もござります。

○中須説明員 そのお話を前に、再三お答えといふが御説明申し上げているとおり、乳価につきましては、加工原料乳の保証価格につきましては明確に畜産振興審議会酪農部会に試算値を提示し、御議論を経て決定をする、そういううす前の段階でござります。私ども、いつものことでござりますが、その価格決定に際しては、先ほど言つた価格だけではすべて數えない部分、そういうものについては関連対策を含めてこれから一年間の酪農をこういう形で何とかやつていつていただきたいといふ、こういう姿を模索というか、最後の検討をしておる段階ということでございまして、大麥飼料切が悪いことだけはお許しを願いたいわけでござりますが、そういう時期だということでありまます。

番いいのではないか、こう思つてゐるわけでござります。

○藤田(ス)委員 何だからもうだんご理屈みたいな話をされているわけですよ。要するにはつきりしていることは、皆さん、酪農家のめれ子の価格がこんなにまで落ち込み、廢牛が落ち込んで、そして収入がうんと低下をして酪農家がどんどん農をしていくこうという状態にあるのに、この特対策の方も継続をしない、めれ子の取り込みもない、こういうことじやありませんか。私はそちではもうだめだということを強調しているわけがあります。

時間がなくて本当に残念ですけれども、あなた方はいろいろおっしゃって、例えば田高問題についても触れていらっしゃいますけれども、そちらでは今田高で差益が蓄積されている飼料の値上がり、これについては取り組まれる気はあります。

○中須説明員 配合飼料につきましては、御承のとおり全農であるとか各飼料メーカーによる自由な競争のもとで価格が形成される、こういうことが原則でございます。しかし、原材料の大部分

ない、こういうことじやありませんか。私はそぞろではもうだめだということを強調しているわけあります。

時間がなくて本当に残念ですけれども、あなた方はいろいろおっしゃって、例えば円高問題についても触れていらっしゃいますけれども、そなたでは今田高で差益が蓄積されている飼料の値上げ、これについては取り組まれる気はありますか。

○中須説明員 配合飼料につきましては、御承のとおり全農であるとか各飼料メーカーによる自由な競争の上で価格が形成される、こういうことが原則でございます。しかし、原材料の大部

はアメリカ等からの輸入に依存しておりますので、一般論でございますが、円高が進めば銅鉱原
料の輸入価格の低下が実現するというか、そういうものにつながると考えられるわけでございま
す。

ただ、ちょっと御注意というか申しておかなければならぬのは、配合飼料の原料の手当てとうのは大体三ヵ月ぐらい前に行つております。船旅が四十日ぐらいかかる、こういうことでござります。それと同時に一ヵ月程度の在庫を持つておりますので、現時点と申しますと、現時点で使用している原料についてはまだ円高によるメリットが生じていない、こういうことがあるわけでござります。

口コシについて、長雨が続いたということもございまして、たんぱく含有量が低い等の品質上の問題がございまして若干原料コストが高い、そういう要因が他方にあるということを、直接関係ございませんが、一言付言しておきたいと思います。

現在、配合飼料価格はこの間の円高というものの反映して、したがいまして引き下げは行われていないわけござります。しかしいずれにいたしましても、このような円高が今後とも継続するということをございますれば飼料原料の輸入価格の低下につながることは間違いないわけでございまして、円相場の推移とともに穀物の国際相場の問題、あるいはレート等の問題がござります、そういうたる要因にも考慮しつつ、円高のメリットが畜産農家に還元されるように配合飼料メーカー等を指導していくべきだ、こういうふうに考えており

保っているわけでありまして、生産数量の削減が直接経営に打撃を与えることはこれまで言ったまでもありません。まずは、基本として、乳製品需要に対し国産品を使い、そして輸入は行われない、この原則が今はど求められているときはないと思うのです。また、酪農經營を考えて限度数量は拡大すべきであります。輸入の乳製品の生乳換算で二百六十七万六千トンも輸入されているのです。せめてこの中から三十万トン、限度数量上積みの方に回していく、これくらいの措置はぜひとも検討をしていただきたい。御答弁ください。

○中須説明員 加工原料乳の限度数量につきましても、保証乳価と同様に明日の畜産振興審議会に一定の試算値を提示いたしまして御議論を願って適正に決めるという段階で、今最後の詰めを行つてある状況でござります。率直に言つて、その水準についてお答えを申し上げる準備がございません。お許しをいただきたいと思います。

ただ、従来から加工原料乳の数量を決定する際には、参考となる生乳需給計画というものを畜産振興審議会にお示しをして限度数量決定の参考にしていただいております。この生乳需給計画においては、輸入制限を行つております基幹乳製品これらに関しては国産牛乳による製品といふものを基本とする、こういう考え方で策定を行つてきてある、こういうことでございます。

○藤田(ス)委員 時間が参りましたので、終ります。

○平沼委員長 小平忠止君。

○小平委員 乳価、畜産価格については後ほど質問いたしますが、まず畜産農家の実態についてであります。特に最近は畜産農家の飼養戸数は非常に減少傾向にある。平成四年度について言いますと、酪農農家は対前年比三%減、また肉用牛の肥育農家は対前年比五%の減、養豚農家に至つては一七%減で、減少状況は非常に深刻なものがあります、こう言わざるを得ません。このことは、すなわち究極的には畜産經營に魅力を感じられないか

保つてゐるわけでありまして、生産数量の削減が直接經營に打撃を与えることはこれまで言ふまでもありません。まずは私は、基本として、乳製品需要に対し国産品を使い、そして輸入は行われない、この原則が今ほど求められているときはないと思うのです。また、酪農經營を考えて限度数量は拡大すべきであります。輸入の乳製品の生乳換算で二百六十七万六千トンも輸入されているのです。せめてこの中から三十万トン、限度数量上積みの方に回していく、これくらいの措置はぜひとも検討をしていただきたい。御答弁ください。

○中須説明員 加工原料乳の限度数量につきましても、保証乳価と同様に明日の畜産振興審議会に一定の試算値を提示いたしまして御議論を願つて適正に決めるという段階で、今最後の詰めを行つてゐる状況でござります。率直に言つて、その水準についてお答えを申し上げる準備がございません。お許しをいただきたいと思います。

かた 従来から加工原料の需要を決定する際には、参考となる生乳需給計画というものを畜産振興審議会にお示しをして限度数量決定の参考にしていただいております。この生乳需給計画においては、輸入制限を行っております基幹乳製品、これに関しましては国産生乳による製品といふものを基本とする、こういう考え方で策定を行つてきている、こういうことでござります。

○藤田(ス)委員 時間が参りましたので、終わります。

○平沼委員長 小平忠正君。

らであつて、ましてやこのような情勢の中で後輩農家の確保を図るということは到底難しいことである、こう言わざるを得ないと思います。

ところで、この畜産農家の状態なのですが、実は私の手元に農水省よりの「酪農経営の現状について」という資料があるので、これを拝見しますと、昭和六十三年あたりに調査をしました「酪農経営の状況」というところで、酪農家をA、B、C、D、四つにランクを分けております。言うならば、経営状況が一番いいと言われるAランク、これについては約定期利息及び約定期元金の支払いが可能なものの、それがAランクで、あとB、C、Dとなつております。

これは、いろいろとお聞きしますと、農水省ではこれはつくっていない、こういう調査をしていない。特に酪農が非常に多くあります北海道において北海道庁がこういう調査をいたしました。これによりますと、六十二年の調査、これが今回このこの酪農経営の現状という形で出ております。これは言うならばAランクがこの時点では七八・九%，約八割近いペーセンテージを示しております。これが実際、今、道を含めて全国の酪農家の経営状況かというと、これは完全に間違っております。そうですね。

ちなみに、北農中央会、この北海道の系統が毎年継続的に百三十戸の農家をランダムに抽出をして調査を続けてまいりました。それによると、農水省が言つております六十二年以降、六十四年にはこのAランクが約六七%、そして平成四年に至つては三三・九%，約三四%、三分の一までこのAランクが減少しています。これが今酪農経営の状態でありまして、こういう過去、ねれ子の価格がよく、また牛肉自由化以前のそういうときの調査を、ことしのこの乳価試算価格の算定に当たって、これが基準にはならないとしても、こういうことを憶面もなく出すといふのは、私はちょっとおかしいと思うのですね。こんな状況の中で、どのように今農水省としては酪農家の実態、畜産を含めてとらえておられるのか、まずそ

らであつて、ましてやこのような情勢の中で後援者の確保を図るということは到底難しいことである、こう言わざるを得ないと思います。

ところで、この畜産農家の状態なのですが、実は私の手元に農水省よりの「酪農経営の現状について」という資料があるのですが、これを拝見しますと、昭和六十三年あたりに調査をしました「酪農経営の状況」というところで、酪農家をA、B、C、D、四つにランクを分けております。言うならば、経営状況が一番いいと言われるAランク、これについては約定期利息及び約定期元金の支払が可能なものの、それがAランクで、あとB、C、Dとなつております。

これは、いろいろとお聞きしますと、農水省ではこれはつくっていらない、こういう調査をしていないと。特に酪農が非常に多くあります北海道において北海道庁がこういう調査をいたしました。これによりますと、六十二年の調査、これが今回このこの酪農経営の現状という形で出ております。これは言うならばAランクがこの時点では七八、九%、約八割近いパーセンテージを示しております。これが実際、今、道を含めて全国の酪農家の経営状況かということ、これは完全に間違つております。そうですね。

ちなみに、北農中央会、この北海道の系統が毎年継続的に百三十戸の農家をランダムに抽出をして調査を続けてまいりました。それによると、農水省が言つております六十二年以降、六十四年に至つては三三・九%、約三四%、三分の一までこ

○中須説明員　ただいまの資料には御指摘のとおり六十二年の調査の数字が並んでおります。これは、農家をA、B、C、Dという階層に分けて、それがどういうことになつていて、それが載つてゐる、A、B、C、D階層に区分した資料としては昭和六十二年に北海道府が実施したその調査しかないのでございます。したがいまして、私どもも現時点でA、B、C、Dがあのとおりなんであるということをあの資料から主張しようということではございません。

なお、北海道厅に問い合わせをいたしましたところ、北海道厅としては六十二年にこの調査をやつた後、この中から一部の農家を抽出いたしまして、六十三年に濃密調査をやるということをやつたままでございます。その後、その農家について、最近またやはりそのA、B、C、Dというような形での追跡調査を実施したというふうに伺っております。ただ、残念ながら、今それは集計中でございまして、内容的にはまだわからな、こういうふうな段階にござります。

それで、いわゆる酪農家の負債の状況に關しましては、私どもとしては、こういうA、B、C、D、特にこの調査の基礎にはいわゆる組勘と申しましようか、そういうふうなデータがどうも基礎になつていて、どうでございまして、私どもはそのような調査はないわけございますが、その負債の状況については、いわゆる農家経済調査、これがトータルとしての農家の負債の状況がどうなつていて、かといふものをあらわすデータだといふことで、ただいまの資料の次のページにその推移を、簡単にございますが若干載せてある、こんなことでございます。

の現状について」という中でこういう資料が出てきます。となると、これが場合によっては受け取つた方は、よく状況を知らない人たちは、例えば消費者ですか、なかなか経営はいいじゃないか、こういうふうに受け取られると思うのですよね。したがつて、今のお話のように道がやつていね。聞いております。それは今お話をあつたからわかぬことであつて、この資料がひとり歩きすると、誤つた酪農家の経営状況が流布されちゃう、これはやはり問題なんですね。

では、もう少し親切味があるなら、例えば北農中央会が調査したそのものを、北海道の酪農の経営状態、これを見ると、Aランクがぐんぐん下がつてきています。そして、平成四年度においてはもう全体の三分の一まで下がつてある。そこも併記するならばこれはまた正確なそういう情報としてのことになるとと思うのですが、やはり片手落ちになると思いますので、特に指摘をしておきます。今後、「こういうことのないよう」、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

それがあわせて、私はこのあれを見ていましてもう一つ疑問に思いますことは、今酪農経営の実態が厳しいという中において、今お話ししましたように、夢がないということで後継者が減つてきている、これが実態ですね。そのときにやはりの「酪農経営の現状について」という資料の「後継者の状況」という中で、酪農家において十六歳以上の男子の後継ぎのいる農家の割合は、という表現がされております。それを見ますと、酪農家というのは一般に五万五千戸と言われておりますけれども、単一経営といいますか、それに限ると大体三万八千二百戸ぐらいですか、それは抽出の仕方によつて違つてくると思うのですけれども、こういう中で、十六歳以上の男子の後継ぎがいづれ農家は全国で四五%、北海道においては六〇%、酪農家は全国で四五%、北海道においては六〇%、

ところが、十六歳以上というとらえ方というの
は、以前はこれでよかつたと思うのですよ。言う
ならば、当時の農村は、まず義務教育が終わります
したら、中学が終わると大体仕事につく、そういう
家庭が多くございました。でも最近は、幸いに
我が国の教育レベルも上がって来て、義務教育で
終わって上級学校に進まないという子弟は本当に
少ないとと思うのですね。よっぽど事情がない限り
は大体高校に上がっていく。そうなると、十六歳
以上の男子の後継ぎというのは、その家の後継ぎ
というならわかりますよ。でも、その家の職業の
後継ぎということとは違うと思うんですよ。
ですから、これはいわゆる価格の算定基準にする
数値とは違いますけれども、酪農を語るときの
背景としては、こういう年齢のとり方はどうかな
という気が私はするのですよね。例えば、今後高
卒くらいの十八、十九歳以降の年齢で後継者とい
うふうにしていくこととか、そんなことを含めて
どういうふうにお考えでしょうか。後継者のこと
なものですから、少しのことについてお聞きし
たいと思います。

で、そこで新規学年募集を停止に二十日、し
て、どうなことを言つておりますけれども、その内
訳を見ましても、中学卒は百人でござります。ま
た高校は七百人、大学、各種学校などを合わせま
した卒業者が九百人というふうになつていま
して、確かにおっしゃいますように、中学校を出ま
してすぐ農業に就業するというような形態は少な
くなっています。

それから、先ほどおっしゃいましたように、全
体として酪農經營農家の後継者の比率が高いので
はないかというようなお話をありましたが、これ
も例えば稻作などでは確かに非常に少なくなつて
おります。稻作單一經營の場合ですと全体として
三%程度というような話になりますけれども、こ
の酪農の場合には、北海道におきます酪農の場合
には、一般的に考えられますのは、通勤兼業は困
難でありますこととか經營規模が大きいといふよ
うなことなどがありまして、後継ぎが農業卒業と
なつている場合が多いというようなことではない
のかと考えています。

○小平委員 統計調査ですから、確かに就業可能
な年齢十六歳、それは私も理解できます。しか
し、私が今なぜこういうことを指摘したかといふ
と、この表現ですとあたかも酪農の後継者ととい
うなことなどがありますが、それは事実
を正しく指摘してない。その家の後継ぎがいてど
ういう仕事につくかはまだわからぬということまで
でここに書くなら別ですけれども、そうなつてな
いのです。後継ぎのいる農家の割合、こう言つて
いますね。そういうことなんで、紛らわしい表
現、こんなことが積み重なりますと、先ほどの
A、B、C、Dランクの問題もそうですが、いわ
ゆる実態をよく知らない人たち、消費者ですとか
マスコミの皆さんとか、そういう方が酪農はそん
なに厳しいじゃないかといふと見え方をして
いくとやはりまずいと思うのです。したがつて、
特にこの数値というものは的確に出していくだく
方が私はよろしいと思つましたので、お聞きした
わけあります。このことについてぜひ御検討いた
い

それで、けさほどから乳価、畜産価格のこといろいろと質疑がされてまいりました。きょう、あしたと、大詰めに来たわけですが、今回、政府サイドから漏れ伝わってくる情報では、算定基準のこの方程式に当てはめると、円高ですとか金利のダウン等々で保証価格や特別対策費も、またこの限度数量にしても、余り期待できるような話が聞こえません。

私は確かにそういう外因的な要素はあると思います。でも、円高になったのは、これは別の方の理由で円高になつたのですよね。それから金利が下がつたことも、これも別に農家の皆さんには何ら責任というか、直接のものはないわけでしょ。それを一つの基準にして下げるということは、これは今の乳価、畜産価格から始まって、これから来ます麦価、米価、そして畑作三品、いろいろ政府価格がございますが、これらは言うならば農民のサラリーであつて、年々物価が上がる中でこういう価格が下がるということは、これはもう営農意欲の減退といふことにダイレクトに響くと思うのです。したがつて、そのところをよく考えていただきたいと思います。

それで、私がお聞きしますところによりますと、ことしの七月ごろには農政審議会から畜産の将来展望等を踏まえた基本指針を発表する、こういうことであるようですが、これらのいわゆる諸現状を農水省はどういうに認識してこれからいかれるのか、またどのように対処されるのか、今後の新農政における畜産の将来展望にオーバーラップしていくんですが、この将来展望について、その基本的な姿勢をこの際お伺いしておきたいと思ひます。

○中須説明員 畜産経営の将来展望につきましては、やはり基本的に昨年六月に公表をされました「新しい食料・農業・農村政策の方向」という大きな方向の中で畜産経営についてもその展望を明らかにしていく、そういう考え方で進めていきたいたいと思っているわけでございます。したがいまし

て、基本的には、農業を職業として選択し得る魅力あるものとするために、主たる従事者の年間労働時間は他産業並みの水準にする、また主たる従事者一人当たりの生涯所得も地域の他産業従事者と遜色のない水準とすること、そういうことを目標にして、具体的に酪農及び肉用牛生産を中心としたしまして望ましい経営の展望を作成してみたい。

この場合、もちろん酪農と申しますても、例えば北海道と内地ではかなり形が違うわけでござります。肉用牛生産にいたしましても、肥育経営と繁殖経営では非常に大きな差がございます。幾つかの經營類型を設定して、先ほど申しました大きな基本的考え方のもとに經營の展望をアッサンをしてみて、どのような形で施策の展開の中でそれを実現していくのかという方向を、どこまでいくかという問題はございますが、基本的に明らかにしていく、こんなことで現在作業に入ったところでございます。

○小平委員 時間が来ましたので、最後に、今のこの乳価、畜産価格、きょう、あした、大詰めですけれども、これらのことについて詳細をお尋ねする時間がなくなりましたので、政府としては、こういう状況を勘案して、酪農家の皆さんあるいは畜産農家の皆さんに納得のいくよい結果で対処され得いかれることができるのかどうか、この点お答えをいただきたいと思います。

○中須説明員 大変時期が切迫してまいりまして的確なお答えができないわけですが、明日の畜産振興審議会の酪農部会に試算値を提示するということで現在鋭意検討、調整を進めております。基本は、法律に示してあるとおり、需給事情なり生産条件を勘案、考慮しつつ再生産の確保を旨として定めていく、こういうことに従って適正な試算値になるよう努めをしてまいりたい、こういうふうに思っております。

○小平委員 終わります。

○有川委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党を代表して、畜産物価格等に関する件(案)の趣旨を説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。

畜産物価格等に関する件(案)

我が国農業の基幹的部門である畜産業は、牛の輸入自由化後三年目を迎え、その輸入の急増に伴う影響が現れる中、需給の不均衡、畜産物価格の低下、所得の停滞、さらには畜産農家戸数の減少など厳しい情勢にある。

よって政府は、平成五年度畜産物価格の決定に当たっては、左記事項の実現に努め、畜産經營の健全な発展と消費者への畜産物の安定供給に万全を期すべきである。

記

一 加工原料乳保証価格については、乳用初生牛等副産物価格の低迷、農家の生産意欲等を総合的に勘案し、また、長年にわたり生乳の生産調整を実施している実情を踏まえ、生乳の再生産を確保することを旨として決定すること。

加工原料乳限度数量については、国産生乳供給の十分な確保を旨とした生乳需給計画の下、適正に決定すること。

二 豚肉・牛肉の安定価格については、再生産の確保を旨として、経営の安定が図られるよう適正に決定すること。

三 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の再生産の確保を旨として適正に決定し、合理化目標価格については、我が国内肉用子牛生産の実態等に十分配慮し適正に決定

するとともに、肉用子牛生産者補給金制度については黒毛和種、褐毛和種の分離を図ること。

に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○平沼委員長 この際、金子徳之介君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の共同提案による畜産物価格等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。有川清次君。

○平沼委員長 起立総員。よって、本動議のこと

に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

この際、ただいまの決議につきまして、政府から発言を求めておりますので、これを許します。

○石破農林水産政務次官。

は、その趣旨に従い、最近の畜産をめぐる情勢を踏まえつつ、十分検討してまいる所存でございまます。石破農林水産政務次官。

四 畜産経営に対する金融支援をはじめとする諸対策を講ずること。

五 生産基盤の強化、経営の中長期的安定を図る観点から、我が国畜産についての将来展望と施策の展開方向を明らかにするとともに、畜安法に基づく価格安定制度に関し、検討を行うこと。

六 ガフト・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、我が国畜産の健全な発展及び地域経済の振興を図る観点から、基幹的乳製品の輸入制限措置、牛肉に係る関税率、豚肉の差額関税率はそれぞれ全力で堅持すること。

七 国産畜産物の消費拡大を図るため、生産、流通、消費に至る各段階のコスト削減と効率化をさらに促進するとともに、卸売価格の小売価格への適切な反映、消費者のニーズに即応した新製品の開発、安全性の確保、原産国を含む表示も可能な表示の適正化に努めること。

八 畜産による環境汚染問題が、生産性の向上と経営の安定を阻害し、畜産農家減少の大きな要因となっていることにかんがみ、環境保護政策を充実すること。

以上の決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通じて委員各位の御承知のことろと思いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○平沼委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

金子徳之介君外四名提出の動議のことく決する

採決いたします。

附則第二項中「昭和六十八年三月三十一日」を

「省令」を「主務省令」に改める。

第十六条の四中「をいう。」の下に「第四十八条第一項第五号、第五十条第三号の二」を加える。

第十六条の五第三項中「省令」を「主務省令」に改める。

第十七条第一項中「且つ」を「かつ」に、「二分の

一」を「三分の一」に、「の外」を「のほか」に改める。

第十八条第一項中「(昭和二十四年法律第二百六十七号)」を削り、「營み」を「営み」に、「こえる」

を「超える」に改める。

第二十一条第二項中「定款の」を「定款で」に、

「第四十一条第三項(第四十四条の二第二項)」を第

四十七条の五第三項(第四十三条第二項)に、「行

なう」を行ふに改める。

第三十四条第九項中「少くとも四分の三」を「少

なくとも三分の二」に、「但し」を「ただし」に改

る。

第三十五条の二を削る。

第三十六条を次のように改める。

(理事会の職務)

第三十六条 理事会は、組合の業務執行を決し、

理事の職務の執行を監督する。

第三十六条の二を削る。

第二十七条を次のように改める。

(理事の忠実義務)

第三十七条 理事は、法令、法令に基づいてする

行政の処分、定款、規約、共済規程、内規為

替取引規程、信託業務規程及び総会の議決を遵

守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなけ

ればならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事

は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ず

る。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

4 商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五

項の規定は、第二項の理事の責任について準用する。

第三十八条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(理事と組合との契約)

第三十八条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができます。この場合には、民法(明治十九年法律第八十九号)第

百八条の規定は、適用しない。

第三十九条から第四十一条までを削る。

第四十二条第一項中「遊魚規則」と「う。」の下に「資源管理規程」を加え、同条第二項中「総会」

の下に「及び理事会」を加え、同条を第三十九条と

する。

第四十三条の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第一項中「の会日」を「の日」に改め、「財産目録」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(監事の兼職禁止)

第四十一条 監事は、理事又は組合の使用者を兼

ねてはならない。

第四十四条第二項中「改選の」を削り、「同時にこれを」を「同時に」に改め、「改選を」を削り、同条第三項中「改選の請求」を「請求」に改め、同条

第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならぬ。

この場合において、同法第二百六十一条第三項二百七十九条ノ三まで、第二百六十条ノ四及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定は監事について、同法第二百五十九条から第二百七十四条ノ一、第二百七十五条ノ一、第二百七十五条、第二百七十五条ノ二、第二百七十五条ノ四及び第二百七十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

この場合において、同法第二百六十一条第三項二百六十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

この場合において、同法第二百五十九条二百六十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

この場合において、同法第二百五十九条二百六十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

この場合において、同法第二百五十九条二百六十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

この場合において、同法第二百五十九条二百六十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

この場合において、同法第二百五十九条二百六十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

この場合において、同法第二百五十九条二百六十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

この場合において、同法第二百五十九条二百六十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

この場合において、同法第二百五十九条二百六十九条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。

第四十四条を第四十二条とする。

第四十四条の二第一項中「行なう」を「行う」に、「若しくは」を「若しくは」に改め、同条第二項中「若しくは」を「第四十七条の五」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(役員等に関する商法等の準用)

第四十四条は、准用しない。

(総会の招集)

第四十七条の二 通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十七条の三 臨時総会は、必要があるときは、定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

第四十七条の四 理事の職務を行う者がないときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

第四十七条の五 組合員の組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

第四十七条の六 前項の通知又は催告は、通常到達すべきである時に、到達したものとみなす。

第四十七条の七 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

第四十七条の八 総会の全部の譲渡、信用事業若しくは第十

事業を除く。以下この条において「競合事業」という。)を営み、又は競合事業に従事する者(当該競合事業を営む法人その他の団体の役員及び職員を含む。)は、当該組合の理事、監事、参事又は会計主任になることができない。

4 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を

失う。

第五 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第十

第四十八条第一項第一号中「規約」の下に「資源管理規程」を加え、同項第五号を次のように改め、

3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

第四十八条第一項第一号中「規約」の下に「資

源管理規程」を加え、同項第五号を次のように改め、

3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

平成五年四月一日印刷

平成五年四月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局